

第百六十五回国参議院外交防衛委員会會議録第八号

平成十八年十二月七日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

十二月六日

辞任 岩本 司君

補欠選任 大塚 直史君

十二月七日

辞任 浜田 昌良君

補欠選任 荒木 清寛君

出席者は左のとおり。

委員長 柏村 武昭君
理事 岡田 直樹君
山本 一太君
浅尾慶一郎君
柳田 稔君
高野 博師君

委員

浅野 勝人君
川口 順子君
北川イツセイ君
小泉 昭男君
関口 昌一君
大塚 直史君
喜納 昌吉君
佐藤 道夫君
榛葉賀津也君
白 眞勲君
荒木 清寛君
緒方 靖夫君
大田 昌秀君

国務大臣
(防衛庁長官)

久間 章生君

内閣官房副長官

内閣官房副長官

副大臣

防衛庁副長官

大臣政務官

内閣府大臣政務官

防衛庁長官政務官

外務大臣政務官

国土交通大臣政務官

常任委員会専門員

事務局側

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣法制局第一部長

内閣府大臣官房総括審議官

内閣府大臣官房政府広報室長

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁長官官房長

防衛庁防衛政策局長

防衛庁運用企画局長

防衛庁人事教育局長

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

防衛施設庁長官官房審議官

鈴木 政二君

木村 隆秀君

浅野 勝人君

岡下 信子君

北川イツセイ君

関口 昌一君

梶山 弘志君

泊 秀行君

鈴木 敏郎君

山本 庸幸君

土肥原 洋君

谷口 隆司君

門司健次郎君

富田 耕吉君

西川 徹矢君

大古 和雄君

山崎信之郎君

増田 好平君

北原 巖男君

長嶺 安政君

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務省北米局長

外務省中東・アフリカ局長

外務省国際法局長

海上保安庁次長

西 正典君

佐渡島志郎君

本田 悦朗君

河相 周夫君

奥田 紀宏君

小松 一郎君

藤井 章治君

本日、本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付)

○委員長(柏村武昭君) ただいまより外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、岩本司君が委員を辞任され、その補欠として大塚直史君が選任されました。

○委員長(柏村武昭君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官鈴木敏郎君、外十八名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○委員長(柏村武昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柏村武昭君) 防衛庁設置法等の一部を

改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。久間防衛庁長官。

○国務大臣(久間章生君) ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の重要性にかんがみ、防衛庁を防衛省とするため、所要の規定を整備するほか、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動等を自衛隊の任務として位置付けるとともに、安全保障会議の諮問事項を追加する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法及び安全保障会議設置法の一部改正並びに関係法律の規定の整備を内容としております。

まず、防衛庁設置法の一部改正につきましては、防衛庁を防衛省とするともに、その長を防衛大臣とする等所要の改正を行うものであります。

防衛省の任務、所掌事務、組織等は、現行の防衛庁設置法に規定されているものと同等のものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、防衛庁を防衛省とすることに伴い、自衛隊の最高の指揮監督権、防衛出動の命令、治安出動の命令、海上における警備行動の承認その他の内閣の首長としての内閣総理大臣の権限については変更せず、内閣府の長としての内閣総理大臣については、これを防衛大臣と改める等所要の改

正を行うものであります。

第二に、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動並びに国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動について、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされているものを行うこと等を新たに自衛隊法第三条に規定する自衛隊の任務として位置付けるための所要の改正を行うものであります。

最後に、安全保障会議設置法の一部改正でございます。

これは、安全保障会議の諮問事項に、内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項及び内閣総理大臣が必要と認める自衛隊法第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項を追加するものであります。

そのほか、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(柏村武昭君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小泉昭男君 それでは、まず最初に、本題に入る前に、北朝鮮を含めた六者協議について副大臣にお伺いしたいと思います。

北朝鮮がミサイルを発射してから一番危惧をしていたのは、それ以上に何か発展しなければいいという、こういう気持ちがある国民にはあったわけでありまして、それを無視するかのよう核実験を強行しました。日本はアメリカの一つの村だと、そんな日本と同じテロブルに書く必要はない、こんな発言まで北朝鮮からあったわけであり

まして、大変な屈辱を感じるわけでありましてけれども、今北朝鮮はもう核保有国だというふうに胸を張っているわけでありまして。

こういう状況の中で、アメリカは北朝鮮の側で核拡散はないというような見解も口に出しているようでございますが、一番大事なことは、六者協議を再開してきつと安全に向けての話し合いをしていただくことじゃないかな、こういうふうに思いますが、これは、六者協議がこれから進展していくのか後退するのかという、こういう気持ちがある国民の中にあるようでございますし、昨日のニュースでは、前総理をお務めいただいた小泉純一郎前総理が北朝鮮に入るといふニュースも流れました。

こういう中で、六者協議に向けてどのような見通しをお持ちなのか、伺っておきたいと思っております。

○副大臣(浅野勝人君) 六者会合の再開の具体的な日程については今のところ全く不明でございます。決定されておられません。先ごろ北京で行われたアメリカ、中国、北朝鮮の協議では、さきのAPECの機会に日米韓三か国で議論した北朝鮮を非核化させるための具体的な措置についてアメリカから説明をいたしました。その意味は、再開後の六者会合をどのように進展させるかという協議を北朝鮮を含めてやっただけで、合意には至りませんでした。したがって、六者会合の再開の見通しは今のところ不明です。引き続き関係国が努力を重ねていく必要があると考えております。

六者協議を開くことが目的ではなくて、六者協議はあくまでも手段で、北朝鮮の非核化を達成するのが目的でありますから、大事なことは六者協議の中身だと認識しておりますので、日本としては、アメリカ、中国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮が核放棄へ向けて具体的な行動を示すことを求めて引き続き努力をしてまいりたいと思っております。あわせて、日本としては、再開される六者会合の中で引き続き拉致問題を取り上げていく考えです。

○小泉昭男君 ただいまの御説明のとおり、六者協議の中身が大事であります。何か今の状況ですと、ある報道の中にはございましたが、もう北朝鮮は核保有国を宣言した以上、北朝鮮が核を手放す可能性はほとんど皆無だとまでコメントをしているものもありました。これは、隣国である日本としては極めて憂慮すべき状況だと思っております。

そういう中で、これから求められることは、アジアの安全と平和でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、小泉前総理が北朝鮮に入るといふことにつきまして、このことについて副大臣として何を御期待申し上げるのか、ちょっとコメントをいただければと思います。

○副大臣(浅野勝人君) その情報について御本人のいしはその周辺から確認を今の時点ですべておられないので具体的な言及は差し控えますけれども、我が国としては、あらゆる手段、あらゆるルートを使って六者会合の協議が実現するものになっていくということを期待をいたしております。

○小泉昭男君 お話のとおり、行くとは報道にあつたけれども、どういう目的で行かれるのかもまだ分からない状態でございますから、御答弁のとおりかなと、こういうふうに思います。

この北朝鮮問題も含めて、先般アメリカで行われた中間選挙、これでブッシュ大統領の共和党が民主党に大敗したわけでありまして、民主党に負けたことで日本が全く影響を受けまいというのではないような気がいたします。今までのアメリカの民主党政権を見れば、国内雇用を重視、そういう観点から日本に貿易の圧力を掛けてくることは、再燃するようなことは明らかじゃないかなと、こんな心配もいたしておりますけれども、日本としては、アジア諸国との信頼関係を深めながら、世界が弾圧している日本の長所、これをどういうふうな発揮していくかということについても問われる段階に入ってくるんじゃないかな、こういうふうに思います。

北朝鮮問題、イラク問題等々、様々な状況変化がこの数日の間に起きております。そういう中

で、このアメリカの政権が、こういう中間選挙の結果がどういふふうに影響していくかについてお考えを伺いたいと思っております。

○副大臣(浅野勝人君) 日米両国は、普遍的な価値観と共通の利益を持っている極めて強固な同盟関係を築いております。この日米関係の重要性については、共和党であれ民主党であれ、共通の認識が存在していると我々は確信をしております。で、アメリカの中間選挙の結果が日米関係に直接影響を及ぼすものではないと存じております。日本としては、北朝鮮やイラク問題などの諸課題に対処していく上で、引き続き同盟国であるアメリカと綿密に連携をしていく考えです。これらの個々の問題に今度の選挙結果がどのような影響を与えるかという具体的な点については、アメリカの国内政治にかかわる事柄でありますから、コメントするのは差し控えたいと存じます。

ただ、選挙結果とは離れてアメリカの対北朝鮮政策について申し上げます。アメリカはこれまで一貫して六者会合を通じて北朝鮮の核問題の解決を目指してきております。あわせて、北朝鮮の人権や拉致の問題に強い懸念を持っていると理解をしております。

これらのことについて、直近で申し上げれば、日米間の緊密な連携について、四日に麻生外務大臣、ライス長官と電話会議をしておりまして、今申し上げたものもその事項について改めて確認をしております。

○小泉昭男君 これから、MDの関係も含めて、アメリカの今度国防長官が替わるという、こういう報道もありまして、そういう意味も含めて長官にお伺いしたいと思います。

今のブッシュ大統領の任期はあと二年と云われておりますけれども、その間に日本がどういふ付き合いをしていくのか、MDも含めて、MDについては後ほどまたお伺いしたいと思っておりますけれども、アメリカのローレス国防副次官が、ミサイルが米国に向かうことが明らかで、日本がそれを撃ち落とせるのに落とさないのはク

イラクの政策については、これは、占領政策については変わるかもしれませんが、我が国としては、イラクにつきましては人道復興のために国連の要請で出ていっているわけでございますから、その辺についても、国連の姿勢が、復興に日本も協力してもらいたいという、そういう要請がある以上は、何らかの形でこれは協力しなければいけない、国連の加盟国の一員として当然のことじゃないかと思っておりますから、これも基本的なスタンスとして私は変わらないんじゃないかなと思っております。我が国としてですね。

○小泉昭男君　今、副大臣、長官のお話を伺いま

○國務大臣(久岡章生君) 最近になりました北朝鮮がミサイルの実験をやったり核実験をやったために、あたかもそれに呼応するかのように庁を省にするかの受け取られ方をもしられているとすれば非常に心外でございます、これの法案そのものだつてもう前国会に出ておたわけでございますから、ミサイルを撃つたのも発射したのも、あれは七月時点でございますし、核実験はもっとその後でございますから。

それよりも、自衛隊がやっぱりスタートしたときに、自衛隊を管理する、あるいはまた自衛隊に必要な装備を調達してそれをちゃんと自衛隊に配付する、そういうような管理する官庁としての

そして、昭和三十九年にはいったんは閣議決定しましたものの、国会に出そうとして出せなかった。そしてまた、その後は議員立法では出したけれども廃案になってしまったという、そういう流れの中で、とにかく与党としてはこれは出すべきであるという、そういう結論を出しまして、出す以上は、組織法なんだから、行政の組織の一環なんだからやっぱり政府が出すべきだということとで閣法で今回出すことになったわけでありま

時あたかも、国際的ないろんな平和協力業務としても自衛隊が出ていくようなケースが増えてまいりました。これはやっぱり国連を中心としたその一員として活動しておりますと、先ほど言いましたような世界的な平和の構築の中でやっていかねければならない。そのためには、各国の軍隊等とも協力をしながら、我が国は憲法九条の制限はあるけれども、その枠内でするだけのことはしようというところでPKOを始めとしているんなことをやってきたわけであります。そういうような業務についても、やっぱり雑則ではなくて、この際やっぱりちゃんとした本来の任務の一環なんだ

そして、国民世論も大分そういう形で、その方がいいんじゃないかと。やっぱり政策官庁としてきちんと位置付けた方がいい、外国に行っても、エージェンシーというとかちよつと実行部隊の組織みたいなそういう意識があるけれども、そうじゃなくて、やっぱり国の安全をつかさどる省なんだと、ミニストリーなんだという、そういう認識を持ってもらうためにも、やっぱりエージェンシーとしての序ではなくて防衛省にした方がいいという、そういうようなことから今回提案に踏み切った次第でございます。

○小泉昭男君　大変分かりやすくお話をいただきました。ましてありがとうございます。

おっしゃるとおり、池田内閣時代に閣議決定したということは大分いろんな報道にはございましたけれども、今のお話のとおり、日本はこれからもっといろんな責任を負わなきゃいけない段階に入ってきたと思うんです。PKO、そしてまた外交の関係ではODAの関係もございますが、世界の中で注目されるだけではなく、世界の中に貢献する責任もかなり大きくなるわけでございます。

で、今の長官のお話のとおり、大変時期を、もう熟し切っているという、こういう感じがいたします。

ある意味、今まで、今回の衆議院の方の動きを見てみますと、野党第一党の民主党さんを始めとして国会議員の約九割の方がこの法案に賛成をされたということ、これは物すごく大きな流れにしっかりと行くんだなということを感じまして、今回のこの法案が一日も早く成立することを心から期待をしたいと思いますし、私も微力ではありますが法案成立に御協力をさせていただきたい、こういうふうに思っております。

それと、次に、本会議場でも昨日シビリアンコントロールについての質問もあつたかと思いますが、これは私は一切懸念をいたしております。しかし、この際、懸念をする声も多少あるようでございますので、これをしっかりと払拭しておく必要があるんじゃないかな、こういう意味で長官から御意見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(久間章生君) 戦前のやっぱ反省に立ちまして、戦後この自衛隊ができましたときも、シビリアンコントロールについては非常に注意深く所要所でその旨が確保されておるわけでございまして、今回の庁を省にしまして、そのところではもうほとんどと言っていいか全くと言っていいか、変わらないうらい同じ仕組みを取っております。

いわゆるシビリアンコントロールというのは国会を重視したものでありまして、内閣によるまたコントロールも必要でございますから、そういう両方によってコントロールされるという、軍が勝手に行動できないような、そういうことが一番大事でございます。そういう意味では、いわゆる法律あるいは予算に基づいて組織が動くわけでございしますから、それは従来からもそのとおりでございますし、特に防衛庁を防衛省に移行しましても基本的にはほとんど変わらないわけでございしますから、シビリアンコントロールについて私は余り懸念する材料は出てこないんじゃないかと。

もし、前回の本会議でも言われたように、それが心配だということなら、現在の制度ですらおかしいんだということを議論されるならば、それはそれとして私は議論しても、例えば外国みたいに自衛官が即座に防衛庁長官には、辞めて、退官してすぐなれないように、一定期間を必要とするならそれはそれでいいですけども、我が国の場合は、内閣の不信任、あるいは閣僚の不信任も国会できちんと担保されておるわけでございしますから、そういうのは駄目だということに国会が判断すればいつでも変えられますし、そういうのを無視してやることはないわけでございしますから、そういう意味で、従来からも現在の制度でいいんじゃないかということでも機能してきているわけでございしますから、そういうことを考えますと、防衛庁を省にしたからシビリアンコントロールをもう少し強化しなけりゃならないやつが新たに何か出てくるかということ、私はそれは生じないと、そういうふうにも思っているわけであります。

○小泉昭男君 昨日、長官の本会議での答弁でも、自衛官だった人が、自衛隊だった人が長官になっても何ら問題ないという、こういう御発言がありました。これ私はもうそのとおりだと思っておりますから、今こういうふうにはつきり御発言をいただいたことで国民の方々にもこれは御理解いただけると思います。

このたび、この法案の中で、本来任務の中で特に主たる任務、これが最優先されるのはもう当然でありますけれども、本来任務の中での従たる任務の中で二種類になった部分ですね。この部分、この二つの間の優劣関係、これははないと思うんですが、公共の秩序維持、これは必要に応じて実施されるということでありまして、国際平和協力活動は主たる任務の遂行に支障を生じない限度において実施されるということでありまして、両者にとどの様な違いが生ずるのかという部分についてはお伺いしたいと思ひますし、国民の生命、財産、これ守るのは、万が一の場合には自衛隊の方々に大変お骨折りでいただくわけでありますけれども、

ども、この国民の生命、財産を守る公共の秩序維持、これはもう最優先しなきゃいけないと思うんです。こういう意味で、長官のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 防衛出動がとにかく主たる任務だということ、これについてはもう異論のないわけでございしますが、ほかのところを優劣を付けて法律上規定した方がいいのか、それともどうするかということについてはなかなか悩ましいことございまして、確かに公共の秩序維持活動という、災害派遣も含めまして、あるいは治安出動を含めまして、国民の生命、財産を守るのが最優先だということに、それはそういうふうに思ひます。

しかしながら、現実には災害といつても、大きな災害から小さい災害までいろいろございしますし、また、国連の一員としてこれから先、国連の安保理の常任理事国入りもするというような、そういうことになってまいりますと、国際協力活動として国連が要請をしたようなときに、それはもつともつと下だというふうにならして言えるかどうかというところを含めて、その辺はなかなか、法律上位置付けるのがいいのか悪いのか、その辺もございまして、この法律上は並列で並べてあるわけでありまして。

しかしながら、ちょっと常識的に言いますと、やっぱり国民の生命、財産の方が優先されるということは、皆さん言わず語らずで大体そういうふうな思われるわけでございしますけれども、これから先、そういうようなことをしながらも、法律上の位置付けとしてはいろんな、先ほど言いましたように、災害でも治安出動でもケース・バイ・ケースによって、それほど大きな問題から国際協力活動でも大きな問題から、いろんなやつが出てくると思ひますので、法律上の位置付けとしてはこのようにしておいて、あとは政府のいろんな決定したりあるいはまた国会への報告等とその辺は議論されていけばいいんじゃないかと思ひます、法律上はパラレルになっているわけでありまして、

す。

○小泉昭男君 国を守ることに、また国民の生命、財産を守ること、どちらもその場において判断しなきゃいけない、緊急時の場合にはその場で判断しなきゃいけないことも出てくると思ひますので、今の長官の御発言で、これはもうその方向がいいんじゃないかなと、私も同感でございます。

それと、次に本来任務化の目的の中で、国際平和協力活動については主體的に取り組むということ、これはもう結構でございますけれども、昨日の本会議でもありましたが、自衛隊の予算、部隊の編成、装備等への影響、それとまた、さきの衆議院のやり取りでも、今直ちに増えることはない、この旨の御答弁があつたようでございします。

これからの見通しについて、またその構想を何かお持ちであればお伺いしたいと思ひますし、続いて、主體的、積極的の取り組むということになれば、当然のこととして武器使用要件の緩和、任務の拡大も将来的には検討せざるを得ないんじゃないかな、こんな気もいたしますので、併せて御見解を伺っております。

○国務大臣(久間章生君) 防衛庁あるいは自衛隊、これはいずれも長期的な防衛大綱に沿って整備も図っておりますし、予算もそれに基いてやっております。また、中期的には中期防衛力整備計画に基づいてやっておりますので、それそれ国会での予算の承認をいただいてやっておりますわけでございしますから、これは今までの基本的な全く変わらないうわけでございしますんで、防衛庁が省になったからといってそういうようなことにはなっていないかというところをこの際はつきりと申し上げておきたいと思ひます。

どうも最近のこういう、北朝鮮問題等が非常にクローズアップされてきているものですから、そういうときに防衛庁が省になっていくとなると、何か予算もこれによって拡大されるのか、また自衛隊も肥大化するんじゃないかとか、あるいは徴兵制までしかれるんじゃないかとか、そういうの

が結構いろんな形で言われるのも事実でございます。全く御懸念は要りませんということを申し上げて、どうかその辺は御理解賜りたいと思います。

○小泉昭男君 全く御懸念はないという、こういうのはつきりした御答弁でございますので、次の質問に入らせていただきます。

国際平和協力活動等だけでなく、機雷等の除去、在外邦人等の輸送、これはもう本来任務化するということでありまして、その理由についてももう少し丁寧な御説明がいただきたいなど、こういうふうに思っております。

機雷等の除去、在外邦人等の輸送は危険を伴う大変な仕事でありますけれども、極めて重要なことであることはもう論をまたないわけでありまして、付随任務的に残された国賓等の輸送、平時、有事を問わず米軍に物品等を提供するACSA、これと区別された理由、これについても伺いたいと思いますし、現在、艦船と飛行機、ヘリについては対応できるという、在外邦人の輸送等についてはですね、対応できるということでありまして、けれども、これも陸上と船まで聞いておりますし、万が一、例えば、もうこんなことはあつてはならないわけでありまして、韓国にももちろん日本の方々が大勢活躍、活動されているわけでありまして、もし韓国の国内で何か大きな有事が発生したりした場合に、当然車だけの移動では無理なんじゃないかな、韓国内の中をヘリでも使って移動しなきゃいけない、こういう事態も発生するんじゃないかな、こういうことを私はちょっと想像するんですけれども、これらについてもどのようなお考えか伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(久間章生君) 邦人の輸送、あるいはまた機雷の除去、こういったのはやはり非常に民間ではなかなか出ていくてくれない、またやれない。機雷除去なんか特にそうだと思いますけれども、輸送等についても民間会社の場合はなかなかやっぱり、安全は多分確保できていますよといった

ても、その従業員との関係でできないといううな、そういうケースもございまして、やっぱりこれは自衛隊に頼らざるを得ないといううなことから、これは自衛隊の本来任務として位置付けた方がいいということでも本来任務の中に入れたわけでありまして。

そういう中で、今言われました相手の国の、今具体的な名前まで挙げられましたが、そういう中の空はやっぱりその国の管制で飛ぶわけでありまして、やっぱりそういうところまで出掛けていくてヘリコプターを飛ばして輸送するというようなことは我が国として考えるべき話じゃないかな、その国にむしろお願いをして港までは運んでもらうということを考えるのが筋じゃないかなといううなことから、そういうことまでは考えていないわけでありまして、従来やっておる中身を庁から省にするとときに自衛隊法の一部を改正して本来任務化したわけでございますから、新たにそういうことを考えて付け加えたらどうかということまでは考慮していないわけでありまして。

○小泉昭男君 今の御答弁で私はつきり確認をさせていただきまして、ありがとうございます。

以前、北海道の奥尻島で津波があつたとき、そのときに、あそこは通信基地だけで自衛隊は設備がないと聞いておりました、民間の佐川急便のヘリが大活躍をしたということでありました。民間の協力もこれから必要になると思つたので、そういう部分については省に昇格後にいろいろな工夫をしていただければなと、こういうふうにお思っております。

あと、防衛白書では、自衛隊が活動を行った国際平和協力活動として、大量破壊兵器等の拡散に対する安全保障への取組を挙げておられますけれども、今後、このPSI、自衛隊任務としてどのように位置付けていけるのか、これをお伺いしておきたいと思つた。

○国務大臣(久間章生君) 国対国の戦争というのは大分なくなつて、不確定といえますか、目に見

えない敵といえますか、そういうテロとかの戦いとか、いろんな形に様相も変わつてきております。

その中で一番怖いのは、国対国の場合ですと核抑止力というのが働くわけですが、そういう目に見えない敵の場合は抑止力がなかなか働かないということもございまして、核兵器が拡散して、しかもそういうテロ等に渡るといふのが一番世界全体にとつても御し難いわけでございますから、これだけはやっぱり阻止するように、もう現在、私たちの希望としては、現在核兵器を持つてるところが全部廃絶になるのが一番いいわけですが、それでも、そこまですらない現実からすると、せめて核拡散が止まるように、そういう努力はしなければならぬ。そして、世界的にもその機運は高まつてきておりますから、そういうのを目指したい。いろんな動きは協調して、我が国もまた協力して、参加しながらやっていくという必要があるのかということ、いろんな共同の訓練等にも対処して参加したり、知見もまた増やしたりしながらやっているとございまして。

○小泉昭男君 御発言のとおり、今、世界は全く見えないものが多過ぎまして、そういう中で国の安全を保つていくというのは大変な、至難の業と言つてもいいぐらい大変な難事だと思つたけれども、これから、日本が被爆したときには一國きり核を持つていなかった。その後、核を持つて国が増えたということをよく耳にするんですが、長官おっしゃる通りに、核がすべてなくなることを望むわけですが、なかなか難しく、それは日本の単独の考えだけでは進まないという現状も、私たちもジレンマの中で感じております。

これから、日米同盟の中で動きもはっきりとまた方向も定めていかなくちゃいけない、こういうふうにお思つておりますが、あと、安全保障会議の諮問事項の追加の部分について伺つておきたいと思つた。

内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項及び内閣総理大臣が認める自衛

隊法第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項を加えるとしております。これらについて、国際平和協力活動の本来任務に伴いまして、周辺事態への対処と国際平和協力活動に関する事項、安全保障会議への諮問事項に追加するというところでございまして、これによつて何が変わるのか、簡単に御説明いただければと思つた。

○国務大臣(久間章生君) これらが本来任務になつたわけでございますし、それだけまたそういうのが非常に我が国としても重要なこととございまして、それらに自衛隊その他が参加するわけでございますので、安全保障会議でちゃんとこれらについて議論をしてもらつて、そしてその結論に基づいて内閣総理大臣が決定していくというのが大事なことでございまして、シベリアンコントロールを徹底する意味からも、これらを安全保障会議の対象に入れる方がいいというような判断から、今回追加をさせていただいたわけでありまして。

○小泉昭男君 分かりました。

次に、2プラス2のことなんですけれども、来年一月に開催がされるという見通しがあるということをお伺つておりました、今年の五月以降、開催されておられません。その後、日米ともに防衛関係閣僚が交代しておりますので、四者が協議することとは大変に意義があることだと私は思つておりますが、当然のこととして、北朝鮮問題、MD問題、米軍再編が議題になるんじゃないかなと、こういうふうにお思つております。私も、地元の神奈川県では米軍の基地、米軍住宅を始めとした施設も多数ございまして、大変関心のあるところでございまして、これらの見通しについてお伺いしておきたいと思つた。

○副大臣(浅野勝人君) 2プラス2の今回の会合の開催につきましては、今、日米間で調整をしておりますけれども、時期や議題を含めて決定はされておられません。

日米安保体制については、先ごろの日米首脳会

談で、今委員御指摘のミサイル防衛に関する日米協力をもっと強化し、加速させていこうと、そのために双方の外務、防衛の閣僚レベルで検討をしようということ、両首脳間で一致しており、もちろん、トランスフォーメーションについてもその着実な実施を首脳間で確認をしており、

したがって、新しい国防長官が就任されましたら、日米安保体制を更に強化することについて日米間で改めて確認をできれば有意義であると考えておりますので、できるだけ調整を進めて、適当な、しかも早い時期に実現されるものと存じております。

○小泉昭男君 そういう、前向きに御努力をいただくといいことでありますので、御期待を申し上げておきたいと思っております。

先ほど、長官から北朝鮮の話もございましたが、北朝鮮、ミサイルを発射したときには日本は本当にもう震撼したわけでありまして、訳の分からない国でございまして、またいつ突然に何するかわからない。これが日本の、日本人の国民の頭の中には今、もやもやとしたものがあると思うんですね。

その流れの中で、日本は絶対、戦うことはもう放棄していただきますので、自国を守るためにPAC3、PAC3ですね、これについて、弾道ミサイル防衛システムの配備、これは北朝鮮が今そういう状態だからというだけじゃなく、やはり自国を守るのは自分の国で、これはもう当然のことでございますので、その配備についてお考えを伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(久間章生君) これは十年前、私が就任しましたその当時から議論がございまして、このミサイル防衛システムをやっぱ構築しなければ、我が国としてはもうミサイルで攻撃されたときに必ずやがなければならないのは大変だということ、そういうことで研究を始めておいたわけであり、私がその当時、中国に行きましたときに、向こ

うの国防大学で講演しましたときに、中国からも、専守防衛の日本がミサイル防衛をするというのは、それは分かる。やっぱ、ミサイルを撃たれたときに何もできないというのはこれは大変だから、ミサイル防衛を取り組むのは分かる。あるいはまた、それを配備するのは分かる。しかしながら、日本で開発したのをとにかくよそに売られたら軍拡競争になっていくんだから、そこだけは注意してくれよという質問がございまして、その当時からやっぱミサイル防衛については考えなやかめというの、我が国だけではない、諸外国も含めてかなり理解が進んでくれているというふうに思いました。だから、それから共同技術研究というのを始めて、それから共同開発に入ったわけでありまして、それがやつと今、目の目を見るような状況になってまいりました。

アメリカに最初行きましたその実験を見ても、毎年行くと、映像等で見てまいりますと、だんだんだんだん精度が高まってまいりまして、かなり精度が良くなってまいりまして、今ではもう九十何%の確率で迎撃できるということまで来ておるわけでございます。そうなりますと、一日も早く我が国のそういう配備をすることによって国民に安心感を与えなきゃならない、そう思っ、今取り組んでいるところでございまして、これもなかなか一朝一夕には、予算の関係もございまして、それとまた製造工程の関係もございまして、できないわけでございますから、今の計画でございますと二十三年度ぐらいまで掛かるわけでありまして、それをできるだけ前倒しができないかということ、今努力をされている最中でございまして、できますればできるだけ早く配備をしたい、そう思っているところであります。

○小泉昭男君 配備は絶対必要だと思っております。私、以前、武山の駐屯地に体験入隊したことがあったんです。そのときに、あそこに、ナイキで

すか、ミサイルが、まあそれが使えるミサイルかどうか分かりませんが、拝見しました。

例えば、迎撃して、撃つたところがすぐに捕捉されるわけでありまして、それが移動するの、一日も二日も掛かるという。しかし、最近の迎撃は、車でも一時間程度でその場所を、発射した場所から移動できるという、こんなことを聞きまして、日本の今の道路事情で、そういうものが整備された場合に移動できる道路があるのか、なつて心配はもちろんなら、向こうに迎撃の上空を守っていただくということについては大変な御苦労をされているんだなということを感じました。

その武山の駐屯地では航空自衛隊もございまして、この車は何のためにここに、何するための車なんですかと聞きましたら、ともかくパイロットを休ませることが最大の仕事なんだと。いつもスクランブルを掛けられて寝る時間もない。もう気が高ぶってパイロットは寝られない。そういうパイロットを休む、寝させることが最大の仕事なんだと言われたときに、ああ大変な仕事なんだなということを感じました。

そういう中で、先ほど申し上げましたけれども、アメリカのローレス国防副次官が、ミサイルが米国に向かっているのにそれを撃ち落とせないというんだら、それはもう、そんなクレージーなことではない、そんなのは日米同盟ではないとまで記事になったわけでありまして、この点について、以前長官は技術的に無理だと、こういう御発言を私聞いたことがあるんですが、再度その点について伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(久間章生君) 我が国が今導入しようとしておりますこのミサイル防衛システムは、中距離といいますが、そういうのを、八百キロとか千キロとか、そういうのを対象としたミサイル、いわゆるノドンクラスを対象として一応考えておるわけでございますが、そういうのはとにかく高度も比較的低いわけでありまして、そういう点では迎撃できるわけですが、テポドンクラスは

なりましてアメリカまで直接行くということになりますと、かなりの高度になるわけでございますし、スピードも非常に高いわけですね。

そして、ミサイルの防衛は、向かってくるのをこちらから、どちらかというと、まあ野球でホームランバッターが打ったときに、ホームランまで行かずにセンターフライになるときにセンターが駆けて取ると、これをコンピュターで制御しながらその軌跡を取って、ミットじゃなく、グラブじゃなく、それをこちらから迎撃するわけでありまして、向こうに迎撃して飛び立っているのをこちらから追っ掛けて撃つというのは、これはなかなかできない話でございますから、そういう点では日本に少なくとも、まあ日本の地上に、あるいはまた日本海に、あるいはその周辺に配備している状況でアメリカに向かっているミサイルを撃つというのは技術的にも難しい話であります。

太平洋上に、例えばハワイ近くに日本のイージス艦がおいて、それで日本上空を超えて、あるいは日本の上空から外れてアメリカの方に向かってくるやつを待ち構えるという話は、これは将来、技術が向上すればできない話ではございませんけれども、しかし、そういう効率を考えたときには、むしろ情報を伝達することによって、アメリカ側の方から撃つ方がはるかにいいわけでございますので、そういう具体的なことを考えますと、今、日本に配備しようとしているミサイル防衛システムで他国へ向かって発射されるやつを、まあ発射段階で撃つのは別として、もう軌道に乗ってしまったやつ、どこに向かっているかというのが分かった段階で撃つというのは技術的に難しいということを御説明したわけであり、

○小泉昭男君 長官のおっしゃられることがもうもつともだと思っておりますが、自国を守るためのことでありますから、よその国に飛んでいくミサイルを、それも高速で飛んでくるものを撃ち落とすというのはこれは大変な問題だと思っております。

で、こういう発言があったこと自体、アメリカの国防副次官がこういう発言をしたこと自体、私は本当に状況をよく把握していないのかなと、こんな心配をいたしましたのでありますけれども、このことについては、今の長官のお話で私はもう理解をいたしました。

あと、最近の状況ですと、アメリカが超党派でイラク研究グループで検討を進めていたということと聞きまして、今回、イラクは大変深刻な状況だということも報道で知ったわけでありましてけれども、この研究グループでブッシュ大統領に提案したというんですね。

この提案の内容は、イラクの現状を深刻で悪化しているというところを指摘して、二〇〇八年の初めぐらいを目標にして、イラクの駐留米軍の大部分の戦闘部隊が役割を終えること、そしてまた、イラン、シリアとの直接対話実現などを求めていると、こういう報告書を提出されたということでありまして、ブッシュ大統領は興味深い提案で、すべての提案を真剣に受け止めると表明したということでございます。

日本としても、イラク特措法の延長について、これは日本はあくまで、先ほどのお話の中から、国連からの要請で動いているわけでありましてけれども、この今回のアメリカの動きというのが大変大きな取りになっていくんじゃないかなと、もしこれがそういう動きになればですけども、日本の特措法の延長についても、今後の見通し、大変難しい部分、御質問申し上げますが、御答弁いただきたいと思っております。

○国務大臣(久間章生君) これは、アメリカのイラクに対する政策もどういふふうになつてくるか、これも分かりませぬけれども、あえて言えば、私たちはアメリカのイラクの占領政策といいますが治安維持政策といいますが、それよりも、国連が日本に対してどういう役割を期待してどういう要請をするか、やっぱりそれ待ってその中で動いていく。そのときに、やっぱりアメリカのそういった治安の維持ができていくかどうか、こ

れは非常に大事な要素でございますから、そういうのも併せながら、やっぱり国連を中心としたそういうような中で対処していくという、そういう姿勢でこれから先も臨みたいと思っておりますので、アメリカの政策も、そしてまた国連のそういう政策もよく重視しながら、来年七月で法律が切れるわけでございますので、それまでの間に判断しなければならぬと、そう思っているところであります。

○小泉昭男君 長官おっしゃるとおり、国連の要請で日本は動いているわけでありまして、これから世界も安全と平和に向けての動き、日本がどういふ動きをしたらいいかについては様々な議論の中で、長官にも一層の御奮闘をいただきたい、こういうふうにも思っております。

あと、最後にNATO、北大西洋の関係でございますけれども、一九四九年の四月に軍事同盟が条約ということでありました。その後、数か国が加盟をされまして、北大西洋条約機構と呼ばれるような組織を持つに至ったわけでありましてけれども、このNATOとの連携で今後どのような協力関係の強化が可能なのか、自衛隊はどのような協力をこれから想定できるのか、この点について伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(久間章生君) やっぱり、ヨーロッパでNATOが果たしている役割は非常に大きゅうございますから、私たちもNATOとの関係では、間では各種の協議をやりまして、またNATOの国防大学へは自衛官を派遣をしております。また、やっぱりそういうことで、今までもいろいろな意味じゃ協議と同時に勉強といえますから、学習効果も上げてきているわけでございますから、これから先もそういう関係を続けていこうと思っております。

したがって、本年七月からはNATO国防大学に自衛官を派遣しておりますけれども、これから先も引き続きそういうことを通じながらNATOとの関係を強化していきたいと、そう思っております。

○小泉昭男君 世界に百九十二か国、まあ百九十か国がお付き合いがあるということでありましてけれども、このNATOはいろんな意味で大事なエリアじゃないかなと、こういうふうにも思っておりますので、長官が今御答弁いただいたとおり、今後、日本もしっかりと方向を見極めながら流れを確認してお付き合いいただきたい、こういうふうにも思っています。

今回の法案につきましては、私は一日も早くこれを省に移行していただいて、そして日本の海外に向けての姿勢というものをしっかりと示していただきたい、こういうことを各委員にお願い申し上げます。

○委員長(柏村武昭君) 小泉君の質疑は終了いたしました。

白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

今日は、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について御質問をいたします。

先ほど、同僚議員の方から、防衛省昇格については八割が賛成だという話がありましたけれども、九割です、九割ですね、九割が賛成だという話がありましたけれども、少なくとも参議院の民主党の仲間は相当な数、反対もおるようでございます。私も含めてこれをしっかりと議論をしたいなというふうに思っております。

特に、やはり近隣諸国との関係を見ますと、今も長官がお話しされましたように、北朝鮮の核だとか何かで国内でもそういう意見があると、そうじゃないんだというふうにおっしゃいましたけれども、近隣諸国も何でこのタイミングでということに対しては非常に懸念を持っているようなんですね。それについてまず長官のお考え、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(久間章生君) 先日中国の章沁生副総参謀、今度、副総参謀長になられる方ですけれども、今まだ助理ですけれども、お見えになりました。あるいはそのほかの国の方ともお会いして

おりますけれども、各国とも自分のところ自身ももう庁じゃなくて省なものですから、この問題については余り、私たちがかえって気にしていたわけですけれども、こちらが思っているほど心配してないようなそういう雰囲気です、むしろきちんと今までの日本の政策が取られて、続けていくんだらうなというところの方がむしろ非常に気にしていることについては、もう最近では余りそういう懸念はないような受取方を私はしております。

○白眞勲君 恐らく長官がお会いされた方というのは、どこの国でもトップクラスの方であって、非常にいわゆる教養のあるインテリジェントな方であると思うんですけれども、私が会っている人というのはそういう人たちがばかりじゃなくて、一般庶民とも結構会話をさせていたたりします。もちろん私自身は、防衛庁が省になったから「ち」が「し」に変わったぐらいで、そんなに大きな違いがないかもしれませんが、システムのね。

ただ、今それはもう私も何となく勉強してみると分かる部分もあるんですけれども、そうはいっても、やはり庁が省になるといふこの重さというのは、これ別なところにあるんじゃないのかなというふうにも私も感じまして、ただでさえ日本の軍事大国化に対していわゆる懸念をしているアジア諸国というのは今回の防衛省昇格というものをどのように映っているのかというので、一つの例として、さきの外務大臣や与党の政調会長の核保有議論の発言の後ですけれども、私自身、ちょっと韓国のラジオ放送、これ日本というところとちよとニッポン放送みたいな放送局なんです、その朝のちよと通勤時間帯、ですから、どちらかというと比較的いつも新聞を読んでいる方々が聞いているようなところなんですけれども、その電話で生出演をしたんですね。

何で出たのかというと、結局、日本の防衛政策について解説してくれというふうな話なんです。

ね。私はもちろん質問に答える立場なんですけれども、逆に、質問する人というのはどんなことを考えて質問するのかということで、相手の気持ちとか考えというのに分かるような部分があって、当然彼らも、ラジオ局ですから、当然国民のいわゆる気になることを代弁して聞くわけですよね。

その中で質問が九つあって、一つ目が沖縄の知事選の結果を受けて基地問題についてどうなっているんだかということ。韓国も基地問題についていろいろな問題抱えているということから、それが一点。それで、その残りのほとんどというのは、北朝鮮の核実験と絡めて日本の核武装に対する質問なんです。私としては、これアンケート調査で日本人の八〇％は日本の核武装について否定的な見方をしていますよというふうに答えたんですけれども、いかに近隣諸国が日本の核武装、軍事大国化に対して相当センシティブになっているのかというのが分かるような、そういうラジオだったなというふうに感じているんですね。

その中で、今回の省昇格について、防衛庁としては、別に省移行したからといって日本の軍事大国化にはつながらないと強調するわけなんですけれども、ただ、このタイミングは果たして周辺諸国からどう見られるかといった観点については、どうかとも思える部分があると思うんですね。

防衛庁長官は、どうしてもこのタイミングが良かったかと思っているのか、どうしてもこのタイミングじゃなきゃ嫌なのか。もう少し交流を深めて、これは外務省のマトリになるかもしれないけれども、周辺諸国からの理解がもっと深まってからでも遅くはないような気がしますが、何で今の時期だというふうには長官はお考えなんですか。

○国務大臣(久間章生君) さっきの核論議とか、そういうのがそういういろいろな誤解を招くおそれがありますよということは当委員会でも私は何回も言ったとおりでございます。

それで、防衛庁を省にすることについても、外

国だけじゃなくて、我が国でもこういうことをやっていったら今度は徴兵制になるんじゃないかと、そういうことをおっしゃる方がやっぱりおられるんですよ。だから、そういうのはないですよというやっぱり説明責任が私たちにもあるわけでありまして、そこはやっぱり努力せぬといかぬなと改めて思っているところでございますけれども、じゃ、ここをやめておいたら、そういうのは抜きにして、みんなを省にしないといふようなことが各国含めてできてるかということ、必ずしもそうなるわけじゃありませんから、それほど実際問題がないと思ったら堂々と、おたくのところでも国防でしようという言えることが言えるような形で言った方がかえって相手に対してもいいんじゃないかと。

そういうような声があるからということで遠慮しておくということになりますと、先ほど言いましたように、もう国防の問題というのは安全保障の政策として議論する立場にあるので、庁として管理主体の、例えば食糧を管理する食糧庁とか、あるいは林野庁とか、そういう庁じゃなくて、政策官庁としてきちんと位置付けた方がかえっていいと思つたので、私はもっと早い時期にすべきだったと。実態的には防衛庁はもう政策官庁に現在もう脱皮してきているわけですね。

ところが、名前が防衛庁のままずっと残っておりという、そういうような状態をむしろはつきり防衛省として位置付けて、政策についてしっかりとした政策を取らせることの方がいいと思っておりますので、前国会に出たわけですから、私が出したわけじゃございませんが、これはもうこの際もう早く、こういう議論をだしたらだらするよりは、もうきちっと位置付けた上で説明をきちんと各国にしていっていただく方が安心感をかえっているわけでございます。

○白眞勲君 今のからだだからやるよりは早くやった方がいいということ、特に海外に向かつてはきちんと説明すべきであるという大臣の

お考え、長官のお考えですけれども、外務副大臣にじゃお伺いしますけれども、今後どのように諸外国にこの防衛省の昇格についての説明をしていくつもりなのか、その具体的なものをお話しください。

○副大臣(浅野勝人君) 今回の法案では、防衛省となっても所掌事務や組織などは現行のものと基本的に同じでございます。日本の防衛力の質や量が増大するわけではございません。専ら専守防衛の基本方針に変更はないということを既にこれまで機会を見ては近隣諸国中心に説明をしてきてはおりますけれども、白議員の御懸念がないように、今後はさらにこの法案の成立を待って、安全保障対話、それから防衛交流などの機会に必要に応じて説明をしてまいりたいと存じます。

白先生、実は僕は十年前に久間防衛庁長官の下で政務次官をやっております、一年間お仕えをしたんです。その折に、パラメントリー・バイスミニスター・フォー・ディフェンス・エージェンシーと言つと、外国の武官、外国人の軍人と会つたときに、いつもディフェンス・エージェンシーと言つと相手の方が物すごく妙な顔をします。エージェンシーというのを辞書で引いてみると、代理店とか代わりになる人とか辞書に書いてあるわけですね。何だ世界第二の経済大国の日本は防衛を代理店がやっているのかという妙な気が絶えずして、十年前の思い出があつたといひまいます。今長官が御答弁がありましたとおり、本当はもっと早い方が良かったのかなと、私もそんな思いで今日ここに座らせていただいております。

○白眞勲君 確かに、ディフェンス・エージェンシーあるいはミニストリーという違いというもの、これはちよつとまた後でも御質問もしたいなとも思っているんですけども。

韓国の場合には防衛庁はパンウィチョンというふうに、ちよつと済みません、速記者の皆さん、ごめんなさいね、パンウィチョンというふうに言

うし、要するに日本語の防衛庁がそのまま防衛庁になつて、防衛省はそのまま防衛省の韓国語読みで言うわけだ、その辺のいわゆる違いというのは、恐らく韓国あるいは中国の場合においてはあんまり関係ないんじゃないのかなという感じはちよつとしているんですね。

そういう中で、今の浅野副大臣がおっしゃったいわゆる懸念について、懸念を表明している国について、麻生大臣が十月二十七日の衆議院本会議で「現時点で、防衛庁の省移行に関して懸念を表明している国があるとは承知をいたしております。」というふうにお答えになつていらっしゃるんですけれども、この懸念の表明というのは、どのような表明の仕方、例えば麻生大臣がどこかの国に出掛けたとき、その国の大統領とかあるいは大臣から言われたことがないということの意味しているのか、あるいはマスコミ、といつてもすべてのマスコミはチェックすることは不可能であつたとしても、いわゆるその国のオピニオンリーダーという人でしょうか、そういうマスコミを含めて懸念を聞いたことがないということなのか、これどういうことなんでしょうか、お答えください。

○副大臣(浅野勝人君) もちろん、麻生大臣が各国訪問をし、あるいは麻生大臣を訪ねておいでになつた各国のそれぞれの様々な論議の中で、日本の防衛問題、自衛隊の在り方について議論が及んだ折に、具体的に省に昇格することについて懸念の表明があつたことはないというのが麻生大臣の答弁の本意と承知しております。

現在、今の時点で明らかに懸念の表明を在外公館を通じて伝えてきている国があるとは承知をしております。

○白眞勲君 私、それは当たり前だと思うんですね。つまり、一つの主権国家が自国の政府機構を改編させることについて他国がとかく言うわけがないとは思つていいんですよ。それは当たり前前のごときでして、一番重要なことは、他国の懸念というのはいかに見ているかといふ、世論だとか私は思っているんですね。その世論がどうなのかと

いうことについては、では外務省としてチェックしているんでしょうか。

○副大臣(浅野勝人君) これは、このことについてアジアの諸国で世論調査をしたこととありまじい具体的な調査、世論調査をしたこととありまじいけれども、在外公館は日常の報道について相当細かく情報収集をして、毎日山のように報告をしてまいっております。それらを踏まえて、明確な懸念を表明している国は今のところ承知をしていないと申し上げておりますけれども、さらに白先生の御心配になるようなことがないように、定期的な安全保障対話や防衛交流があるわけですから、それらを通じ、さらに日常の外交活動を通じて、よく近隣諸国、アジア諸国には特に説明をする努力をしてまいりたいと存じております。

○白眞勲君 今の浅野副大臣が山のように一杯報道を持ってきていてという報告なら、当然そういう直接的な懸念を示しているものは一個もなかったということなんですけれども、例えば韓国で一番発行部数のある新聞、朝鮮日報が二〇〇〇年三月九日付けで、タイトル自体が防衛庁から国防省へと変わっているんですよ。そういうタイトルで社説まで出しているんですよ。この社説には、ちよつとかいつまんで言いますと、防衛庁を独立部署である国防省に昇格させる法案を提出するという報道に対しては、我々を緊張させると言っているわけですね。最後に、彼らも言っているんですよ、他国の省庁改編についてとやかく言う立場じゃないかもしれないがということは一応前提条件としては言っていますが、日本の軍事大国化への動きと右傾化の傾向に我々が注目せざるを得ないのは、それが必然的にもたらす東アジア地域での軍拡競争のためだと、特に中国と日本が終わりのない軍拡競争を想定すれば、周辺国は暗たんとしてざるを得ない、鉄のカレーンが消えてからの十年間、軍備縮小に没頭してきた欧州とは違い、アジア地域ではかつて三五%近い軍備が増強されてきたという事実には日本政府は注意を払わなければならぬと、これはつきり言っているんですよ。

ね。

これ、外務省でどういうチェックを私はしているのかと、もう一回ちよつとお聞きしたいと思っております。

○副大臣(浅野勝人君) 重ねて申し上げますけれども、防衛省にこの法案が成立してなった場合にも、所掌事務や組織などは現行のものとは基本的に同じでございます。日本の防衛力の質や量に変化はない、専ら専守防衛の基本方針に変更がないことを引き続き関係各国に説明をしてまいります。

○白眞勲君 私が聞きしているのは、今の山のように報道が来ているんだつたらば、当然これが大臣の方で上がつてきてそれでこういう答弁になっているのか、それとも、そういうのは無視している報道だけを外務大臣のところに持つてきていうふうな懸念はあるんじゃないかなと思ふんですが、事務方の方、どうなんでしょうか、ちよつとお答えください。

○委員長(柏村武昭君) どなたが答えられますか。浅野外務副大臣。

○副大臣(浅野勝人君) 麻生大臣が国会で答弁している意味合いは、先ほど申し上げましたように、訪問した際、あるいは各国の要人がお見えになった折など、政府間での懸念の表明はないということでありまして。

二〇〇〇年三月のただいまの指摘、数年前になりますけれども、こういう指摘を更に十分注意をして、これからの各国との説明の中に生かしてまいるように気を付けます。

○白眞勲君 私は思うんですけどね、先ほど浅野副大臣がいろいろ山のような報道があるということも踏まえた上でこういう話をしたということも踏まえておられるわけですね。これは別に一か所だけあったら、それは漏らしたということだつてそれはあるかもしれない、向こうだつて山のような報道はつきりと、タイトルがこれなんですから、漏ら

しようが私はないと思うんですよ。

ほかにも、これはやっぱり有力紙で、東亜日報の記事です。これは二〇〇六年の七月十四日、正に前回の国会で法案が提出されているころの話だと思ふんですけども、防衛庁昇格法案に触れながら、タイトルは日本はもはや戦争のできない国ではないとはつきり言っちゃっているわけですね、これ。核兵器製造能力まで示しながら、写真とかグラフを利用して大々的にこれ報道しているんですよ。防衛省を持つて軍隊を保有した戦争のできる国、日本が先制攻撃に出る日がいつかやってくるかもしれない、これが結びです。これ事実としてこういう報道されているんですよ。これ我々やっぱり注意しなきゃいけないと思うんですよ。

ですから、これでやっぱり、東亜日報つて、私の前の出身母体は朝鮮日報ですけど、東亜日報つてやっぱりいつも意識している新聞社でしたよ。物すごい大きい新聞社ですよ。前は発行部数が彼らの方が大きかったんですよ。最近朝鮮日報の方が大きくなったんですけど、でも、これだけやっぱりいわれる韓国の大きな新聞社がこういう形でど

んどん出しているということ、私は国会の答弁で懸念を表明している国があるとは承知いたしてませんというふうにはつきり言っているというんだつたらば、これはミスリーディングなんじゃないのかと。今、浅野副大臣がおっしゃったように、懸念を表明している国家の重要閣僚はいない、承知していませんと言ったたらまだ分かるんですよ。国ということになりますと、当然これは世論も含めて国というふうには私は思うんですよ。それについて浅野大臣、どうですか。

○副大臣(浅野勝人君) 先ほど申し上げましたように、繰り返すになりますが、麻生外務大臣のその国会答弁は、政府間での、政府間での接触の中で懸念の表明を、明らかな懸念の表明をした国はないという趣旨を申し上げております。改めて、改めて各種の報道、それは世論の一つの表明であることは事実でありますから、それらの今

のような懸念は自衛隊にはないわけではありますけれども、さらに各国へ、今、白先生が指摘したように、日本は明日にでも戦闘ができるような、そういう法制度になつておりませんからその指摘の懸念のようなことはございませぬけれども、さらに、そういう指摘がある以上は重ねて、様々な機会を通じて専ら専守防衛を旨としている自衛隊の在り方を説明してまいりたいと存じます。

○白眞勲君 そうしますと、外務副大臣、先ほど国会の、これ代表質問での本会議で、衆議院の本会議で出している、あるいは衆議院の委員会でもあつたような感じしましたけれども、懸念を表明している国があるとは承知していませんというのは訂正することですね。

○副大臣(浅野勝人君) 麻生外務大臣のその発言は、重ねて申し上げますが、自らが接触した範囲での政府間の交流の中では懸念の表明を具体的に示されたことはないということを申し上げております。

○白眞勲君 この場合の懸念を表明している国というのは、国は国であつて、いろいろな世論も含めて国というのを国として意味するのが我々一般的認識だと思ふんですよ。それについて麻生、外務副大臣どうなんでしょうか。ああ、浅野、間違つた。

○副大臣(浅野勝人君) もう一度正確に申し上げますと、外交ルートを通じて懸念の表明があつたというケース、及び訪問をした際ないしは訪問を受けた際に懸念の表明を麻生大臣自らが接したことはないという意味でございます。

○白眞勲君 そうしましたら、これ、国会答弁、外交ルートを通じてという言葉をこれ入れるべきですよ。外交ルートを通じて懸念を表明している国があるとは承知していません、これ非常に分かるんですよ。ただ、この場合でいうと、懸念を表明している国があるとは承知いたしませんという、それは国、国民の皆さんも含めて、まあ全員が全員ということはないにしても大部分の国民という意味合いは出てくるんですよ。これはま

ず議事録訂正すべきだと思えますけれども、浅野副大臣、どうでしょうか。

○副大臣(浅野勝人君) 白委員の御指摘に対して、それを具体的に説明すると外交ルートを通じて政府間のという意味合いであるということをお願いしております、この麻生答弁はそのように御理解を賜ります。

○白眞勲君 それは私が聞いたからそのように理解してくれということであって、これだけ聞いたら、一般の国民は韓国の新聞、通常読んでいる人はいないわけですよ、中国も含めてね。そうしたら、こういったことはさちつと、私は、やっぱり議事録に載っているし、それからそう答えているんですから、代表質問でこれ答えたんだから。当然これは、外務大臣のこの文章というのは、ここだけはやっぱり入れるべきなんじゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

○副大臣(浅野勝人君) 副大臣の私が今重ねて説明を申し上げており、このことは議事録に掲載をされますので、それをもって御了解を賜ります。

○白眞勲君 余り了解できないんですけれども、これ以上言ってもずつと行ったり来たりの話になっちゃうんだろうと思えますから、ちよつとここで先に進めたいと思えますが、このいわゆる報道というのは、これ衆議院の通過の前に報道されたものですけれども、実は衆議院通過した日から韓国の重立ったほとんどのメディアというのは詳しく報道し始めちゃったんですよ、また。もうほとんどのメディアが報道している。これ一々挙げると切りないんですけれども、例えば、産経新聞との関係が深い京郷新聞というのがあるんですね。京郷新聞は社説をやつぱり載せているんですね。で、相当警戒感を深めている。

やつぱり私思うんですけれども、これちよつと長官にじやお聞きしたいと思えますが、これやつぱりアジア近隣諸国と友好関係をもつともっと深めて、ちゃんと信頼醸成、信頼関係を醸成しないといけないと思うわけですし、それからこの法案を、だからというふうにおつしやった、それは

国内ではだらだらしていたけれども、やつぱり海外でも少しだらだらやって、それから法案を出す気にはなりませんか。

○国務大臣(久間章生君) 実は、これは十年前、私が防衛庁長官のときに民間の臨調というのがこの問題について答申を出しまして、防衛庁を省にすべきかどうか。そのときは橋本内閣でございましたが、外国からちよつと防衛交流が始まりました、非常にいい雰囲気だ始めて、向こうから中国も国防部長が見えて、私も行きましたし、私はまた韓国にも行きまして、それで向こうの国防部長と一緒にいろんなことを語り合ったりなんかして、非常に防衛交流が始まったときでした。

そのときに、この問題がどうするかということだったんですけれども、民間臨調の方にお願ひして、バラレるな、中立的な、やつてもいいし、やらぬでもいいようなという答申にしまつた経緯がございます。それは、そういう防衛交流が始まったときなもので、それで、しかもガイドラインとかいふようなことをやつていくさなかでございまして、やつぱりそういうのをちゃんとやつて、有事法制とかいふようなことをやつていかなきゃならないときにこれを一緒にやつてしまふとどうかというのを橋本さんは多分懸念したんだと思ひます。

それで、私は委員会の、衆議院だったと思ひますけれども、委員会の答弁で、防衛庁長官としては庁のまま置いておくというのはやつぱりおかしいので省にしてみたいと、やつぱりはつきりと政策官庁にしてみたいという思ひはあるけれども、総理が大局的に判断してそれは決められることでありますから、今の時期じゃなければ、いいと思われたんではないかと、そういうような答弁で、まあちよつと不一致じゃないかと言われたかもしれないと思ひながら、そういう答弁をしたことがございました。

それから十年たつてまいりまして、防衛交流は、ちよつと首脳同士ですが、いろんな問題で、靖国問題とかいろいろありまして途絶えてお

りましたけれども、最近ちよつとスタートしましたし、その当時から、そうは言いながらも、首脳同士の交流はなくても制服同士の交流とかそういうのはずっと続けてきておりましたので、かなり今、軍同士のそういう交流は深まっておりますから、少なくともそういうレベルでの誤解というのとはほとんどございせん。日本が専守防衛で自衛隊がこれ以上のことはやらない、できないということについては理解が深まっておりますので、私はもう防衛庁を省にしたい時期に來たんじゃないかなというふうに思っておりますので、この時期でいいんじゃないかなと思つたわけでありました。

○白眞勲君 今、正に長官おつしやつたように、いわゆるそのレベルなんです。そのようなレベルでのいわゆる交流というのは盛んになつてきているということと確かにそうかもしれない。ただ、やはりその間に靖国の問題、正に今長官も御指摘になつたそういう問題もあつて交流が途切れている部分もあるわけですよ。

と同時に、一番重要なのは、そのようなレベルではないレベル、国民対国民の交流というものを進めることによつてお互いの信頼醸成を進めていくということがより重要な部分では私はあると思ふんですが、実はそういう中で今みたいな報道が、じゃんじゃん出ているわけですね。もちろん、これが全くなくなるかどうかというのはそれは分かりません。ただ、少なくともこれだけのやはり報道がじゃんじゃん出ているということですから、やはりその点について、今、浅野副大臣もおつしやつたように、もつとこれ交流を進めてからでも私は遅くはないはずなんです。そういうこと、変な誤解が生じていたら、これどうにもならない。まあ、ちよつと今お話ししたい気持ちも分かるんです、ちよつと待つてくだされね。

それで、その中で、チャイナ・デリー、これ中国の国営メディアですけれども、これもやはり、防衛省への昇格は単なる名前の変更だけではなくて野心の表示だなんというふうなことまで

言っている。これは読者の投稿欄を、読者投稿欄から出したものですけれども、でも、国営メディア、中国の国営メディアが読者投稿欄といふのは何を表しているかは私たちが分かるわけですから、そういう中で間接的にも非常に懸念は出しているということは是非私は考えて、やはりこの法案を慎重を期すべきだというふうに思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 民衆レベルといふことが国民レベルでいろんな意見があるのは分かりますし、またメディアがある一方的な強調をする場合もありますから、それはメディアが出したから、見出しで大きく出したからそれがみんなの声かどうかというそれよりも、これから先、日本というのは防衛庁が省になつたとしても変わらないんだという、そういう姿勢を続けることの方がみんなに対してはかえつて理解を与えるので、むしろ庁を省に、外国でそういうメディアが言っているからということとこちらが遠慮しておれば、正しいことを正しいというふうに言わないようなことにもなりかねないので、私は自信を持って防衛庁が省になつたとしても日本が軍事大国にはならないという、私自身がそういう思いで取り組んでいるということと是非理解していただいて、そしてまた皆さん方からも各国に対して機会があつたら、決して軍事大国にならないんだよということとを今度法律が通つても言つていただきたいと、そういう思いも強いわけでありました。

○白眞勲君 久間長官とか浅野副大臣とかがそういうことを一生懸命説得して回つていても、その後ろでいろいろな責任のある人たちが逆のことを言っている人たちが一杯いるわけなんです。そういうことを総合的にやつぱり各国の国民というのは判断してやつていくわけなんです。ですから、その辺は逆に私たちの方にお願ひしたいということもあるかもしれませんけれども、別のところにも久間長官たちがちゃんとお話をしたいかないと、これ国内も含めてですよ、国内のある一定の人たちに対してやつぱり、何というんですかね、そういう問題についてきちつとした自

分たちの考えというのをやっぱりここでつくつていて、そういうたものでお互いの交流というのは、別に防衛だけじゃなくていろいろな、ヨン様交流でも何でもいいんですよ。ともかく、ああ何だ一緒なんだね、価値観が一緒なんだねという交流をどんどん進めていくことから、初めて防衛省という問題について語り掛けても、向こうも、ああ彼らだったらいねという部分になっていくというのを私は言いたいんですよ。ですから、その辺をちょっと強調させていただきたいと思うんですけれども。

この名称についてちょっとお聞きしたいと思ひます。

防衛省になると隊員の士気が上がるなんということを説明も聞いたことがあるんです、私。実際の隊員の方に聞いてみますと、いや、士気が上がるのは背広のお偉いさんたちで、我々制服組は別にどうってことないですよ、なんて聞いたこともあるわけなんです。いろんな意見があるわけですから、またいろんな方がいろんな考え方を持っていて、やっぱり一つだけとか二つの意見聞いて一概にこうだというのは断定はできません。ただ、例えばどうか分かりませんが、私も、有会社から株式会社になった会社を取つてみても、営業している社員は確かに喜ぶかもしれない、でも、リクルートでももちろん効果があるでしょう。ただ、実際、その会社の工場働いている職人さんたちに言わせるとどうでもいいと、それよりもおれの給料上げてくれと、こういうふうに言うのが私は本音だと思うんですよ。

つまり、士気という測りにくい尺度ですと、結局神学論争的なものになってしまうと思うんですけれども、実際、長官、この辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) やっぱりそこは、若干微妙には違ふと思いますね。

環境庁というのと、環境省になってから環境政策についてやっぱりしっかりした政策官庁になったという意識があるんじゃないでしょうか。やっぱり、その辺はかつて自治庁だったのが自治省になる、あるいは経済企画庁はそれは今度ちょっと統合されてしまいましたけれども。

庁というのは、やっぱりそういう何か実行部隊だというそんな感じがしまして、いわゆる政策官庁としてのあれから見ますと、ちょっと与えられた仕事を実施する組織なんだという、そういうイメージがありますから、そこはやっぱり防衛省としていつた方が意識の点では若干微妙に違うと思いますね、それは。

○白眞勲君 そこで、防衛省という名前なんですけれども、何で国防省じゃないのかということについて長官は、我が国の国民に対して安心感を与えるんだと前に御答弁されているんですよ、国防省よりは防衛省の方がと。そんなに安心感を与えるんではいかね。別に安心感を与えるということと考えるならば、何か安全保障省とか、何か別の名前でもよかったですような感じするんですけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 今までの防衛庁という言葉に非常になじんでいるだけに、防衛庁とがらつと変わったというふうな、そういうことはなくて、余り変わっていないと、中身が、そういう意味での安心感があるというふうな意味で私は言つたわけでありまして、我々みたいな政策官庁としての位置付けをしっかりと知っている者はいくつと、国防省という、何か知らぬ、随分、先ほどの先生の外国の懸念じゃないけれども、国内でもそういう懸念を持つ人がやっぱりおられるんじゃないかと思うんですよ。

それと、防衛庁という言葉に大分なじんできておりますから、ディフェンスという、専守防衛という、そういうようなことの含みを持つ意味で、私は防衛省の方が、もう私はこれは法案が出てから防衛庁長官になったんですけれども、防衛省の方が良かったんじゃないかとは思つております。もう国会で防衛省を国防省に変える修正案でも出されたらむしろ困るなという、そういう思いがするぐらいです。

○白眞勲君 もちろん、幾ら国民に安心感を与えているといつても、肝心の海外では、何というんでしょうかね、防衛省だか国防省だか、その辺の区別というのをどう位置付けるかというのは、またこれ微妙な問題が私はあると思うんですけれども。

ちよつと英字表記について聞きたいんですけれども、今回、ジャパン・ディフェンス・エージェンシーですよ、防衛庁が、これが防衛省になるとどういうふうになるんでしょうか。事務方で結構ですからお答えください。

○政府参考人(西川徹矢君) お答え申し上げます。まだ正式にこういう形ということではございませぬが、今考えておりますのは、ミニストリー・オブ・ディフェンスという格好で考えております。

○白眞勲君 そうすると、これ国防省ですよ。○政府参考人(西川徹矢君) 防衛省というふうに我々は考えております。

○白眞勲君 諸外国で、いわゆる今ミニストリー・オブ・ディフェンスというふうなみんな言っている、全部国防省で通っているわけですよ。私が今言っているのは、防衛省です。防衛省ですと今、西川さんおっしゃっているけど、これどういうふうな外国人にうちは防衛省なんだって理解させるんですか。英語でボウエイショウとか言うんですか。

○委員長(柏村武昭君) 防衛庁長官官房西川官房長。座つたままで結構です。マイクを押さえてください。○政府参考人(西川徹矢君) お答え申し上げます。実は今、白先生がおっしゃるナショナル・ディフェンスという言葉を、ミニストリー・オブ・ナショナル・ディフェンスという言葉を使っている、そういう翻訳を使っている国が結構ございまして、それで我々が日本語に直すとき国防

省という翻訳を使っている場合もありますが、そのところはあくまでも日本名の防衛省というのが正式で、外国語に直した場合には我々はミニストリー・オブ・ディフェンスということでは、今、そのときは説明をします。もし日本語で言うんですかといった場合は、それは漢字を示すことになるかと思いますが。

○白眞勲君 漢字を示すってどういうことですか。○政府参考人(西川徹矢君) それは、正式には我々やはり国名で、日本語で防衛省というのが正式の名前で、それを英語で言われればミニストリー・オブ・ディフェンスですという言い方しか外に対してはできない。そして、それを国防省という翻訳ではないという形での説明というのを我々は、それはあえてそういうことはしないという格好でやっておりますけれども。

○白眞勲君 全然分らないんですよ、答弁が。今、国防省ではなくて防衛省だというふうに言っているわけですね。これ防衛庁のこの資料見ても、ばあつと全部、全部国防省、国防省、国防省、国防省と書いてあるんだ、この書類。ミニストリー・オブ・ディフェンスですよ、全部。うち、日本だけがミニストリー・オブ・ディフェンス、いや防衛省ですよ、この違いをどう外国に説明するんですか。もう一回答えてください。

○政府参考人(西川徹矢君) 外国に説明という前に、まず我々は国防省という名前の法案にはなっておりますんで、あくまでも我々の名前は防衛省でございます。それで、ミニストリー・オブ・ディフェンスと書いて、それが国防省という名前と訳し方が違うという話であれば、そこで説明、必要とあればするしかない、こういうふうにお考えしております。

○白眞勲君 いや、私が聞いているのは、日本人との認識の若干のずれが生じている部分をどういうふうな英語で表現しているのかということを知りたいんです。

○政府参考人(西川徹矢君) そういう意味では、

ミニストリー・オブ・ナショナル・ディフェンスというよりも、むしろミニストリー・オブ・ディフェンスの方が誤解の幅は少ないと、こういうふうに今考えております。

○白眞勲君 全然答えになっていませんよ。

○政府参考人(西川徹矢君) 今、言葉として各国のそういう国防を担当している国がミニストリー・オブ・ディフェンスないしはミニストリー・オブ・ナショナル・ディフェンスという形であるということであれば、我々はミニストリー・オブ・ディフェンスという方が防衛省という我々が使っている名称により近い英語の表記であらうと、こういうふうに考えております。

○白眞勲君 そうすると、これは海外向けには結局、外国の人は国防省と認識してしまうのがないということではないですか。

○政府参考人(西川徹矢君) 仕方がないというよりも、我々の防衛省ということが一番近い訳語という格好だと。訳語でございますので、そう完全に、先生がおっしゃるように一〇〇％伝わるということは難しいんじゃないかと思っております。それで、そういうところをとらえてやむを得ないんだねということであれば、やむを得ないことにならうかと思えます。

○国務大臣(久間章生君) 日本語というのは微妙なニュアンスを使い分ける表現がありますけれども、外国語の場合はそれがなくて、だから、例えばあなたというのを、日本だったら貴方という形で尊敬して書く漢字もありますけれども、英語だったら全部ユーなんです、あなた様も君も全部ユーなんです。だから、そういう点では、外国語で表記したときには一緒に全部同じように取られてしまう。

しかしながら、そういう微妙なニュアンスの違いをやっぱこの防衛省の、法律では防衛省と表現することによって我々としては表現しているという、そこところの違いについて理解していただきたいと思うんで、外国から見たときの表現の仕方は非常に言葉が少ないケースがありまして、

例えばここにナショナルを入れると入れまいと、ミニストリー・オブ・ディフェンスと、あるいはナショナルディフェンスといっても同じようなことになるかと思えますので、そこはあえて入れても入れなくても、結局表現の仕方は外国では同じかもしれません。それは、自衛隊というふうな私たちが言っていますけれども、それはもう専守防衛に徹しているから自衛隊で、これは軍隊とは違うと言っていますけれども、国内では。ところが、外国から見ただけの場合は軍隊じゃないかというふうな国際法上は扱われるという、そういう違いも実際生じていますから。そういう点では向こうの表現の仕方が、外国ではミニストリー・オブ・ディフェンスと、そういうような表現になるのはやむを得ないのかもしれない。

○白眞勲君 最終的に何か英語の話を、私も英語よく分からない部分、先生はよく分かっている、長官は分かっているからそういうふうにおっしゃっているんだと思うんですけれども、ただ私はもつと別の部分でこの表現がやっぱりポイントなんじゃないかなと思うんです。

つまり、例えば前にも緒方委員からも、戦間地域という言葉がイラクであつたけれども、その戦間地域というのはアメリカでは表現がでなくて、結局日本語のローマ字でセントウチイキと書いてあるというのを聞いたことがある。やっぱ何というの、日本語のやっぱりの、どう表現しているんだかよく分からないんですけど、何かいゆるごまかしみたいなものがこういってここに出てくる可能性というの私は否定できないと思うんです。

だから、本当は国防省、これ外国ではもう国防省ですよという認識なんです。認識として、別にどうあれ、我々が防衛省だ何と言ったって、結局ミニストリー・オブ・ディフェンスで来たわけ、ほかの国もミニストリー・オブ・ディフェンスなんです。その十把一からげの中の日本というところをえ方をすれば、ああ、日本も同じだねということなんです。

だから、逆に言えば、答弁としても、私は、いやいや、これいいんですよと言った方が非常に海外にも分かりやすい話になっちゃうんだと私は思っています。

○国務大臣(久間章生君) 外国でどうか、どう映るかというのは別として、我が国の場合はそういう細かいニュアンスの差までも表現して、法律でも何でもそうだけれども、細かい違いをやっぱ正確に表そうとするわけですね。

だから、戦間地域と非戦間地域といった場合は、日本人だったらそこはやっぱり分かるわけ、(発言する者あり) あつ、分からないです。いや、それはしかし違っているんですよ。戦間地域という場合は、やっぱりの対立の図式があつて戦っている状態。ところが、内乱状態とかあるいは治安が悪いという状態、これも、治安が悪いのも戦間地域かというところは違う。やっぱりみんな国民は、国民というよりも日本の場合、法律用語としても法令用語としてもその辺は使い分けながら従来やってきておりますから、戦間地域と治安が悪い状態とはこれはやっぱり違うわけでありまして。だからそこところは、戦間行為と非常にテロがあつて治安が悪いというのは、微妙なその違いをやっぱり日本人というのは表現し得てきているわけでございます。だから、国防省というのと防衛省では、防衛省の方が何となくみんななじんでいて、今までとそう変わらないんだというイメージを与える。これが国防省というふうにもし法律で書いてしまったら、非常に大きく変わったような印象を与えるんじゃないかと、そういうふうに思うんです。

だから、そこところのニュアンスの差を是非、余りこれも、もういっそのことだから国防省にしとしまえなという修正案を出さないように是非お願いしたいと思えます。

○白眞勲君 じゃ、ちょっとここでまた別の、ちょっと聞きたいんですが、防衛庁が省になったときに、自衛隊というのを自衛軍にするつもりは

おありでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 我々はそういう考えはございませんが、党として憲法改正を行った場合は自衛軍を設けるといふ、そういう表現を自民党としてはしております。しかしながら、これは自民党があくまで憲法草案として作っておるわけで、これが国会で各党の賛成を得て発議されて憲法を改正するようなことがあれば別ですけれども、そこまで行くかどうか、これはまだ、我が党の主張として党大会で決めていますけれども、そこまではまだ難しいんじゃないかという思いもござります。

○白眞勲君 じゃ、もうちょっとお聞きしますけれども、自衛隊のまま、憲法改正が行われるまでは自衛隊のまま行きますということよろしいですね。

○国務大臣(久間章生君) それはそのつもりでございます。

○白眞勲君 自衛隊の英語表記はどうなるんでしょうか。

○政府参考人(西川徹矢君) お答えします。セルフディフェンスフォースとなつております。

○白眞勲君 フォース、フォースじゃないの。

○政府参考人(西川徹矢君) フォース。済みません。複数でフォース。複数で、最後エス付きます。

○白眞勲君 フォーシズですね。

○政府参考人(西川徹矢君) ごめんなさい、失礼しました。エスございません。フォースだけです。済みません。申し訳ございません。

○白眞勲君 これは、今後、自衛軍というふうに訳したりしないですか。

○政府参考人(西川徹矢君) 法律に書いてありますが、我々は自衛隊と、こういう形で行っていくつもりでございます。

○白眞勲君 これ、陸海空、それぞれの自衛隊はグラウンドとかマリタイムとかエアーを付けて、その後セルフディフェンスフォースとなりますよ

ね。

○政府参考人(西川徹矢君) そのとおりでございます。

○白眞勲君 これ、今後どうなるんでしょうか、防衛省に移した後は。

○政府参考人(西川徹矢君) そこは従来どおり変わりません。これまでと同じことです。

○白眞勲君 そうすると、陸海空軍と訳したりはしないんですか。

○政府参考人(西川徹矢君) 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊というふうに法律で書いております。そういうものは、軍というのはございせん。訳しません。訳したりしません。

○白眞勲君 では、例えば今後、情報本部、装備本部、技術研究本部というのがありますけれども、それが情報庁、装備庁、技術研究庁みたい、その名前の変更可能性というのはどうなんでしょうか。

○政府参考人(西川徹矢君) 今のところは一切考えておりません。

○白眞勲君 その今のところというのがちよつと分からないんですけれども。

○政府参考人(西川徹矢君) 今のところというのは、今回の省移行への法案の改正に伴ってはそのいうことは考えておりませんということでございます。

○白眞勲君 そうすると、今後は可能性としてありということですね。

○政府参考人(西川徹矢君) 可能性があるという言い方はしませんが、とにかく今はそういう形で変えることは考えていないということでございます。

○白眞勲君 なぜこういう話をするかといいますと、今回の省昇格において度々長官も今まで御答弁されているように、今度ミニストリーになるんだと。それで、浅野副大臣も、エージェンシーじゃもう海外でたまらぬという部分があつてということになる、当然この後エージェンシーが、このミニストリーの下にエージェンシーという言

葉で来る、いわゆる庁ですよ。そうすると、その方がいろいろな、何というんですか、相手との話合いにおいても意思の疎通がしやすくなる可能性があると、ふうにも思えなくはないんです。つまり、アメリカの組織の場合には、国防省の傘下には国家安全保障局、これナショナル・セキュリティ・エージェンシー、あるいはミサイル防衛局はミサイル・ディフェンス・エージェンシーというわけで、今後、この辺の整合性を私は付けなきゃいけないと思うんですけれども、この辺について、防衛庁長官、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 今おっしゃられるような、そういうことにはならないと思います。どつちかというところと今行革で非常に縮小しておりますし、それと、庁という場合は一つの規則を発することができ、その長官は。だから、そういう意味で、防衛省の中でそういう規則を発するような長官組織を置くかどうかとなると、私はそれは難しいんじゃないかと思つて、そういう意味での独立した庁といふますかね、農林水産省の中に食糧庁があつたり水産庁があつたり林野庁があるような、そういう形で私は防衛省の場合には置かないと思つて。

○白眞勲君 つまり、エージェンシーというものを今後例えば、技術本部としたつて、技術本部とかなんかのあたりに英語でエージェンシーを付けることはしないということですね。

○国務大臣(久間章生君) それはないと思つて、す。というのは、防衛施設庁がありましたけれども、あれは外郭として入つてきたわけですから、あれも、あれも防衛庁、防衛施設庁があつて、結局今度の問題でも問題になりましたが、結局、防衛庁長官はもろもろそのヘッドにいますからあれですけれど、その他の防衛次官を始めとする、そういうのは防衛庁、防衛施設庁に対しては監督権限がないわけですね、指揮監督権が。

だから、庁にするとそういうことが出てまいりますので、そういう意味でも今後むしろそういう

庁として独立するような組織をつくることの方が不適切じゃないかという、そういう判断をいたします。で、ないと思つて。

○白眞勲君 海上保安庁との兼ね合いについてお聞きしたいと思つて、防衛庁と海上保安庁とは今のところ同格と見ていいですね。

○国務大臣(久間章生君) 同格といふますか、防衛庁長官は国務大臣をもつて充てるとなつておりまして、海上保安庁長官はそうございせんから、そういう意味では若干違いますし、そして、我が国が防衛出動その他そういう事態に至つたときには、海上保安庁は防衛庁長官の指揮下に入るということになっておりますから、そういう点では若干の違いがございまして、今は組織としてはい

わゆる庁であることには変わりません。

○白眞勲君 そうしますと、今正に久間防衛庁長官がおつしたように、防衛庁長官の、海上保安庁は、海上保安庁が防衛庁長官の指揮下に入る、有事の際ですけれども、ということですから、これは防衛省になつてもその部分は変わらないということではよろしいですね。

○国務大臣(久間章生君) 現在の、そのまま移行してありますので変わらないうことになっております。

○白眞勲君 そうしますと、その法的な位置付けというのは、自衛隊法にそれは書いてあることを今、久間防衛庁長官はおつしたわけですから、けれども、これは自衛隊法だと。ところが、海上保安庁法には書いていないようですけれども、なぜでしょうか。海上保安庁にお聞きしたいと思つて。

○政府参考人(藤井章治君) お答え申し上げます。先生御案内のとおり、先ほど自衛隊法、現状の第八十条でございますが、この中に、先ほどお話がございましたように、防衛出動等における自衛隊との関係が書かれておりますので、これにつきまして、海上保安庁法にございましては何ら規定はない

ということでございます。

○白眞勲君 そうすると、何も触れてないということですから、有事の際には防衛省の防衛大臣が指揮をするといつても、海上保安庁はそのまま、その法律の中には、国土交通大臣の指揮下に入つてゐるわけですね、元々が。その変更がないということになると、防衛大臣と国土交通大臣の二人の指揮に入つちゃうという形になりませんか。その辺はどうなんでしょうか。

○政府参考人(藤井章治君) 御指摘のとおり、現行の第八十条の段階でもこの防衛庁長官と国土交通大臣が、二人の指揮下にあるということは変わりはないわけでございますが、おっしゃるとおり、これからの防衛大臣の指揮下に入るときにおきまして国土交通大臣との指揮と二重になるといふことではございますが、私どもの整理いたしましては、いずれの指揮にも入るといふことで、国土交通大臣におきましては例えば人事等の権限といったような管理業務につきましては引き続き指揮を受けると、こういうような形になるものと理解しております。

○白眞勲君 非常に分りにくいんですね。これ、有事の際というのは緊急のときですよ。緊急のときにこれ、現場は混乱しませんか。この辺どうなんでしょうか。海上保安庁、お答えください。

○政府参考人(藤井章治君) いずれにいたしましても、国土交通大臣あるいは防衛大臣の指揮に入ると、こういうことになりまして、防衛大臣の指揮につきましても海上保安庁長官を通じての指揮をするという形でございまして、問題はないうふうな理解をいたしております。

○白眞勲君 いや、私、問題ないわけじゃないと思うんですよ。指揮官が二人いる形になつちゃうんですよ。ですから、私、その辺、やはりきちつと法的に整備をする必要があるんじゃないかなというふうな思ふんですね。それで、国土交通省の梶山さんですか、政務官、梶山政務官、どうですか、その辺どうお考え

ですか。

○大臣政務官(梶山弘志君) 現行の自衛隊法八十条にも書いてあるんですけども、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができるということでありまして、この一部というのは所掌業務、また地域的なものも指すわけでありまして、そういった整理をした上でその指揮下に置かれるということであって、先ほど次長が申しましたように、そのほか懲戒等の権限に關しましては国土交通大臣が持つということでありまして、それがタブーのような場合においては海上保安庁長官を通じて調整をするということになっているかと思ひます。

○白眞勲君 今、一部についての言及がありましたけれども、その一部というのは、そういうふうなところで認識して、どういふふうなバックグラウンドでそれを書かれてるんですか。

○政府参考人(西川徹矢君) 八十条のところに、内閣総理大臣は全部又はその一部をその指揮下に入れることができる、こういうふうにして書いてございまして、その場合は必要に応じ、その必要な範囲においていわゆる統制下に入れる。その統制下の中で実際に海保庁の長官が仕事をする場合にそれは、失礼しました、防衛大臣、これが新しい法律になりますと、防衛大臣の方からそこに一つの固まりで仕事をお願いするという格好になるかと思ひます。

○白眞勲君 私、一つこれ梶山政務官にお聞きしたい、お話ししたいんですけども、統制を受ける方なんです、国土交通省の海上保安庁はね。で、統制を受ける方が法律に書いてないというのは私、不思議でしようがないんですよ。統制下に入るという方はいいんだけど、統制に入る方が全く一言もその件に触れていない。法律の中に自衛隊に組み込まれるということが全く書いてないんですよ、これ、海上保安庁の法律の方を見ても。私、これね、やっぱりこれ、ちゃんと自衛隊とよく、防衛庁と、まあ防衛庁ですね、防衛庁とよくその辺はすり合わせをして、この辺りは有事の

際、有事の際にどうするんだという、海上保安庁はどこまでをやっていくんだということもある程度、何というんですかね、シミュレーションしながら、きちっとそこは、まあ法律に書けなくてもいいけれども、何らかの形でやっていく必要があるんじゃないのかなというふうに思ふんですけれども、その辺、御意見ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○大臣政務官(梶山弘志君) 白委員御指摘のとおり、自衛隊法第八十条の規定の発動がありました場合には、海上保安庁は、現行法では防衛庁長官、そして改正後には防衛大臣の指揮下に入ることとなります。

いづれの場合におきましても、海上保安庁の任務そのものには変更はない。海上保安庁法第二条に規定する所掌の事務範囲内において、海上における人命、財産の保護、そして海上における犯罪の取締り等の業務に専念することになっておりまして、現状におきましては海上保安庁としてはそういう認識であります。

○白眞勲君 ただ、今申し上げましたように、指揮下に入るといっても、国土交通大臣の指揮下にも元々入っているわけですから、その辺の整合性をきちっとしないと、有事の際というのは急いでいるわけですから。その辺を、ちよつと久間防衛庁長官が非常にお話ししたが、つしようがないみたいで、ずっと。お願いいたします。

○国務大臣(久間章生君) 内閣総理大臣がその統制下に置くわけですね、海上保安庁長官を。そして、統制下に入れたときには、防衛大臣の統制下に入れますというのを決めるわけですね。そうしたときは、政令で定めることにより指揮させるということになるわけですね、防衛庁、今度は防衛大臣です、防衛庁長官に海上保安庁を。

だから、その政令で定めるところによりというのは、その具体的な指揮の仕方をそこで、政令で定めるところによりというのは、そこで防衛庁と、いわゆる防衛省ですか、今度、防衛省と国土交通省とも一緒になってその政令を作るわけ

すから、政令でやる以上はですね。だから、それで調整はできるわけですから、そういう懸念はないんだと思ひますけどね。

○白眞勲君 いや、私がお聞きしたいのは、今回は、内閣総理大臣の統制下であつたものが防衛大臣の直接の統制下になるところなんじゃないんでしょかということなんですね。ですから、法律をこの際だからきちんとして方がいんじゃないのかという部分を私は申し上げておるわけなんですけれども、国土交通省、ちよつと、じゃもう一度政務官お願いします。これ検討した方がいと思ひますよ。どうでしょうか。

○大臣政務官(梶山弘志君) 従来からその判断は内閣総理大臣ということで、従来の法律の場合は防衛庁長官の指揮下に入る。それで、今後の法律の場合は、改正後の法律の場合は防衛大臣の指揮下に入ることですから、何ら変更はないと思つております。

○白眞勲君 もう時間もそろそろランチタイムですので、最後の質問にさせていただきますと思ひますが。

私が今言っているのは、何ら変更はないのは分かっているんですよ。何ら変更はありませんよと、それはもう分かりました。ただ、ポイント、変更がないからもう何もなくていいということではなくて、そうではなくて、こういうことについてはきちつとした色分けをした方がいいんじゃないんでしょかと、何かのときにということとを私は申し上げているんですよ。

検討をして、この防衛省に今度組み込まれるわけですから、海上保安庁が。そういつたときに、海上保安庁の方に何にもそういう規定というのが一行もないというのは、やっぱりこの辺はちゃんとすり合わせをして、どういう場合にどういふにしたらいいのかということを考えた方がいいんじゃないんでしょかということを書いてあるわけなんですね。

○政府参考人(西川徹矢君) 現在も、実はこの八十条の關係につきましては、国土交通省の海保と

それから防衛庁の方では事務レベルのそういう協議みたいなことを続けております。それはいろいろ、こういう規定が実際に動くのかどうか、問題点はどうかということで、これは従来からやっております、今後も続けていく予定でございます。

○白眞勲君 終わります。

○委員長(柏村武昭君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、浜田昌良君が委員を辞任され、その補欠として荒木清寛君が選任されました。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長(柏村武昭君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

それでは、内閣府にお聞きいたします、官房副長官もいらつしたので。

今回、内閣府の所管から離れて防衛省ができるわけですが、内閣府としては今回所管から離れていくことに対してどう思っているのか。メリット、デメリットを御説明願ひたいと思ひます。

○政府参考人(土肥原洋君) お尋ねの件でございますけれども、国内外での自衛隊の活動の増加や我が国を取り巻く安全保障環境の変化などにより、近年、防衛庁の役割はその重要性を増しているところでございます。こうした中で、防衛庁を省として諸外国の国防を担当する行政組織と対等に位置付けまして、専任の主任の大臣を置き、各

種の事態に的確に対応していくことが必要である
と内閣府として考え、法案の審議をお願いしてい
るところでございます。

○白眞勲君 よく、今も久間長官も浅野副大臣
も、そして内閣府でもそういう話があるんですけ
れども、いわゆる対等になるんだ、対等になるん
だということなんですけれども、本当にそういつ
た対等ということではこの防衛庁を省にしてい
くという方法でいいのだろうかという議論という
はしたのかとちょっと私は思うわけです。

今、内閣府にいるわけですよ。つまり、そうす
ると、例えば今、海外での動きは、今、正に久間
長官も先ほどおっしゃったんですけれども、い
わゆる国家対国家の戦争というよりも、そういう
テロとどういふふうに向き合うかという観点から
すると、この内閣府の権限をより大きくして、そ
して外交、そして財政、財務、やっぱりお金も大
分掛かるということもあるんで、そういうものを
総合的に調整する内閣府の機能として防衛庁を置
いてもいいんじゃないのかなと。つまり、内閣府
の機能を高めるという方向性で防衛庁をそのま
まにするという考えもあるとは思いますが、それ
も、鈴木さん、鈴木副官房長官、その点について
いかがお考えでしょうか。

○委員長(柏村武昭君) 座ったままで結構です。
○内閣官房副長官(鈴木政二君) ああ、結構です
か。

今御案内のように、これに併せて、私も総理
がいろんな答弁の中で言っておりますし、また一
番大事なことは、総理の所信表明の演説において
表明されました国家安全保障に関する官邸機能
強化というものを併せて、今この問題について私
どもとしては関係省庁が効果的に機能するという
面も踏まえ、また、庁よりも省に、その能力を十
分発揮できるような形が好ましいと思っております
ので、私もこれはこれでいいと思っております。

○白眞勲君 今、その官邸機能の強化というお話
を正に鈴木副官房長官さんの方でお願いします。

れども、その安全保障会議、国家安全保障会議、
いわゆる日本版NSCを大きく拡大させるという
ような報道もある。その点と、内閣に今ある安全
保障会議との兼ね合いはこれからどうなるのか
というふうにも思いましたが、一応久間長官も
答えになってはいるんですけど、そのそれぞれの
役割について触れただけで、それぞれのよう
な今後結び付きで関連していくのが、何かちよ
つと私ははつきりしないんですね。この点を鈴木
副官房長官、ちよつと分かりやすく説明してくれ
ませんか。

○内閣官房副長官(鈴木政二君) 私も政府とし
て、この安全保障の確保はもう最大の重点課題で
ありますし、今後政治の強力なリーダーシップが
より外交と安全保障に戦略上迅速に決定できる仕
組みをやっぱり構築しなきゃならないというのが
急務であります。

そういう面では、先ほど言いましたように、総
理が今度議長となりますけれども、国家安全保障
に関する官邸機能強化会議を設置いたしました。
今回、こういう形でしっかりと進めていきたい。
なお、この強化会議でありますけれども、現在、
来年の二月末ぐらいにはいろんな意見を集約して
方向付けをしていきたいと考えております。

○白眞勲君 二月でいい、二月ですね。
○内閣官房副長官(鈴木政二君) 二月末です。
○白眞勲君 長官にちよつとお聞きしたいんです
けれども、今後防衛省に格上げになった際、より
政策に関与していくというふうになつていくと思
いますが、先ほど申し上げたいいわゆる日本版NS
Cと安全保障会議との兼ね合いはどういうふう
になるんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) NSCの方はどうい
う形でつくられていくのか、今まだ有識者会議が開
かれて意見が出ておる段階ですから、それが
ある程度まとまりを見せ始めたところに我々にも相
談があると思いますので、そういう中で、今の安
全保障会議をどういう形に拡大するのか、あるい
はまた別途においてそれとの関係をどういうふう

につながらせるのか、それと各省庁との関係はど
うしていくのか、それはこれからの作業じゃない
かと思っておりますので、注意深く見ていきたい
と思っております。

○白眞勲君 内閣府にちよつとお聞きしますが、
防衛庁を担当するというのは部局としてはあるん
でしょうか。

○政府参考人(土肥原洋君) お尋ねの件でござ
いますけれども、内閣府本府に専ら防衛庁を担
当する部局というのは置かれてはござい
ません。

○白眞勲君 そうすると、いずれにしたって仕事
量は減るわけですね。どのくらい減るんでしょ
うか、お答えください。

○政府参考人(土肥原洋君) お尋ねの件でござ
いますけれども、先ほど申しましたように、専らその防衛
庁を担当する部局が置かれてはござい
ませんので、防衛庁が仮に内閣府の外局から外れ
るということでもスリム化、効率化が図られると
いうことは特にございません。

○白眞勲君 つまり、今までも内閣府はスリム
化、合理化が図られるほどの仕事はしなかったと
いうことですか。

○政府参考人(土肥原洋君) お尋ねの件でござ
いますけれども、これまででござい
ますけれども、防衛庁はその外局といたしまして実質的には内閣
府本府から独立した組織でございまして、先ほど
申しましたように、内閣府本府に専ら防衛庁を担
当する部局が置かれてはいるということではござ
いません。

○政府参考人(土肥原洋君) 具体的には、閣議請
議書への内閣総理大臣印の押印等、こういったも
のは内閣府本府において行っているところでは
ございます。

○白眞勲君 要するに判を押していたというこ
とだということだと思えますけれども。
ここに防衛庁が配っている「防衛庁を省に」と
いうパンフレット、これ、多分委員の皆さん、皆
さんお持ちになつていらっしゃるんじゃないかと思
うんですけど、この中にアンケート調査があつて
いろいろ書いてあるんですね。自衛隊への全般的な
印象が八五%が好印象だとか、国際平和協力活動
も八五%が肯定的とか、いろいろ書いてあるん
ですよ。こういうパンフレットを作るならば、一番
簡単なのは、防衛庁を省にしたときに国民はどう
いうふうに入っているのが当たり前だと思ふん
です。これ、なぜ入れなかったんですか。

○国務大臣(久間章生君) そのパンフレットは、
正直言います、私が就任する前でございますか
ら、項目とかそういうものについて打合せしたわ
けじゃございませんけれども、これまでの自衛
隊、防衛庁に対する評価を主として書いたわけで
ありまして、これだけ自衛隊に対する任務の理解
度あるいはまた期待度、そういうのが高まつてお
るということを言いたかったわけでしょう。

だから、防衛庁を省にするのを賛成か反対か
という、そういう世論調査をそういうのに反映さ
せるというのも、ちよつと法案審議の前にいかに
ものかと思ひますので、何かそういうことはや
っぱり役所としては余りすべきじゃないんじやな
いと思ひますので、むしろそれは、そういう全般
としていろんなことをやることに調査するとか、
あるいは各マスコミ等がやることについてそれ
を参考にするということとはあつたとしても、自分
が法案を通すために賛成のパーセンテージを余
り取つて出すというのはいかがかなと思ひますね。

○白眞勲君 ただ、私が思うには、逆に、省にす
ることに對して賛成か反対かということはこのパ

ンフレットに入れて、賛成が多いんだったら、国民の大部分が賛成しているのだったらああそうですかの話なんですね。一番簡単に、単刀直入に聞くのが私としてはそれが一番だと思ふんですけども、何か奥ゆかしさを非常に醸し出したような御答弁をされているんですが。

ここで内閣府にお聞きいたします。

ここには、読売新聞以外はこれ全部内閣府の調査、世論調査の結果が載っているんですけど、だったら一番重要な防衛庁を省にすべきかどうかというのを聞かなかったんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(谷口隆司君) お答えを申し上げます。防衛庁と私も政府広報室との間の世論調査の実施に関する事務的なやり取りにかかわることでございますので、私の方からお答えを申し上げます。

防衛問題あるいは自衛隊の関係につきまして、一つは、時系列で国民の意識の変化を見る、そういう調査をやっております。それは三年置きに行っているものでございまして、このように、時の経過に應じて国民意識が防衛問題それから自衛隊に関してどのように変わっているかと、これを継続的に三年置きという形でやっております。

それからもう一つは、一つの出来事がありましたときに、そのタイミングをとらえて特に行う世論調査でございまして、こちらの世論調査といましては、これは本年の九月に実施をいたしましたものでございますが、自衛隊のイラク人道復興支援活動に関する世論調査、これを実施しているという状況でございます。

○白眞勲君 今、時系列というふうにおっしゃったんですけれども、久間防衛庁長官は大分前からこの防衛庁を省にすることに対して政府部内でもいろいろな意見交換があったということですから、当然時系列の中で、防衛庁を省にしたいのは賛成ですか反対ですかとか、そういったことをとどんと聞くことによって国民の意識の高ま

りというものを表現しても良かったんじゃないかなというふうに思ふんですけども、それについてなぜ調査しなかったのか、もう一度お答えください。

○政府参考人(西川徹矢君) お答え申し上げます。

先生御案内のとおり、平成九年の段階で、これは行革の最終会議の段階で、政治的な重要な課題であるという格好で、以後、政治的分野で検討せよということでもございましたので、我々もその動きを注視しながら、その動きに従った形でやっていくと。その動きに従った形でいろんな作業も続けてまいりました。

ちょうど、これ作業、この調査、たしかあったのは二月、一月か何かのころだと思ふます。ですから、そのころはまだ法案も何も決まっておりますし、政府として、今回のこういう法案を提出するとかいうことも明確にまだ、時期的には違つたと、こういうふうにご記憶しております。

○白眞勲君 別に、その法案を提出すればそのアンケート調査をしるということでは私はないと思うんです、別に。ただ、この自衛隊への認識度とか防衛庁としての認識というものをしっかりとやはり把握する必要性というのはあったんじゃないかなというふうに思ふんですけれども。

内閣府は、ちよつとお聞きしたいと思ふますけれども、この防衛庁を省にということは今まで過去に聞いたことありますか。

○政府参考人(谷口隆司君) お答えを申し上げます。

自衛隊に関心があるか、あるいは自衛隊にどのような印象を持つか、自衛隊を増強した方がよいと思うかどうか等々について三年置きにはほぼ同じ設問で現在まで調査を重ねてきておりますが、お尋ねの防衛省と申しますか、そういう点に関する設問は入っております。

○白眞勲君 これ、やはりちゃんと調査すべきだと思ふますけれども、内閣府の鈴木審議官ですか、鈴木審議官さんです。ね。じゃないや、岡下

さん、岡下政務官。岡下さん、どういふふうに思われますか。

○大臣政務官(岡下信子君) お答えいたします。

内閣府では、世論調査といふものは、政府の重要施策に関する国民の意識を公正中立かつ正確に把握して、施策の企画やその効果的な推進に資することを目的として各種の世論調査を実施しております。

今委員からの御質問に對しましては、自衛隊についてでございますが、内閣府といたしましては、いろんな形で活動状況とか、そういうものは政府の広報を行っておりますけれども、こうした世論調査の結果を公表することによりまして国民の意識を高めるとか関心を高めるとか、認識を深めるとかということに寄与しているものと考えております。

○白眞勲君 とにかく、やっぱり省昇格に対する国民がどういふふうに通じているのかというのをきちつと世論調査をするべきだと私は思っております。まして、新聞によりますと、これは六月二十日、日本経済新聞の記事ですけれども、防衛庁を省に昇格させる法案に関して、賛成は一七、反対が二一、どちらとも言えないが五一というふうになっているわけですね。

これを載せるとは言いません、私は、このカタログにね、パンフレットにね。そこまでは言いたくはないけれども、やはりきちつとした世論の調査をしなげら、どういふふうに通じているのかというものが私は一番重要なことではないかなというふうに通じております。

ところで、ここでイラクの活動についてお聞きしますけれども、今回の法律の改正において海外の任務が本来任務化されるわけですが、今実施されている航空自衛隊の空輸活動について、C130輸送機が一週間に四回、クウェートーイラク間を往復定期便化しているとの報道もありますけれども、どうなっているんでしょうか、お答えください。

○政府参考人(山崎信之郎君) 週四ないし五日で

ございまして、まあ天候等の状況によりまして、クウェートーイラク、それからクウェートからイラクの中でもタリルという空港、それからバグダッド、エルビル経由、その往復を行っております。

○白眞勲君 定期便化しているとの報道もありますけれども、そうなんですか。

○政府参考人(山崎信之郎君) 定期便かどうかは分かりませんが、一応、週二回はタリル空港、それから週一回はエルビルまで、それから週一回はバグダッドまでというふうに通じて飛んでおります。

○白眞勲君 いわゆる週二回、一回、一回というふうに通じて飛んでいるということではよろしいですね。

○政府参考人(山崎信之郎君) はい。

○白眞勲君 これまで、何を空輸しているのか、なかなか国会でもいつ質問しても答えてくれないんですけれども、何空輸しているんでしょうか、もう一度お答えください。

○政府参考人(山崎信之郎君) 個別具体的には、各国ともやはり、この前から御説明をしておりますんですが、公表をしてない。それから、関係諸国、それから国連との関係で、要員の安全確保といった観点から個別具体的には発表を控えさせていたところでございまして、大きくくりに言いますと、当然、人道復興関連支援物資、それから安全確保支援活動にかかわる物資等を運んでおります。

○白眞勲君 今回も、今おっしゃったように、その相手国との関係だということだからつまびらかにはできないというのが今までのずっとお決まりの答弁であるわけなんですけれども、今回衆議院でこの法案の附帯決議の中で、国際平和協力活動に当たって国民に対する十分な説明責任を果たすことというふうになっているわけですね。

そこで、多国籍軍の人員、物資の輸送において、その積荷の内容とか、余り本当に公表してないということではけれども、どういふやり方で今

後説明するおつもりですか。

○委員長(柏村武昭君) 挙手をしてから発言をください。防衛庁山崎運用企画局長。

○政府参考人(山崎信之郎君) これは、やはり先ほど御説明をしましたように、他国との関係、それから我が国の要員の安全確保、そういう観点と、それから説明責任という先生御指摘の点からも含めまして、どの程度のことか答弁可能かどうかは今後ともよく検討してまいりたいというふうに考えております。

○白眞勲君 この相手国との関係、今おっしゃった他国との関係で公表できないと。分かる気もするんですけども、ただ、当然国際平和協力活動というのは、これは相手国があつてからの国際係だというふうに全部言ったら、これ、何にもこれ公表できないんです。今、検討したいというふうに言うけれども、肝心の国民に対して説明が全く果たせないと言つても私はいいんではないかというふうに思つて、この附帯決議自体が最初から無理な話なんじゃないかと思へないはないうんですけれども、長官、いかがでございますか。

○国務大臣(久間章生君) いや、私もやっぱりもう少し類型化してでもいいから何か説明をできるようにしたらどうかという思いもあつて、何かできないかなと思つてゐるんですけども、やっぱり厳密にはなかなか難しい点もありますのは、人道復興支援物資が大半ですけれども、要するに、例えば食料にしても、活動するそういう多国籍軍あるいは国連の職員、そういった人たちの食料の場合、それが人道復興関係がどれだけでこれがどれだけ分らないで一遍に全部運んでゐるわけですね。そういうこともあつて、相手国の方からこれは人道復興支援物資の食料であるとか、そういうふうな類型化してもらえば、まあその分についてこれぐらいだというふうな、そういうこともやれるんですけども、今そうなつていないから。

しかし、そうはいないながらも、何かやっぱり説明を求められたときにある程度公表できるような形にした方がいいんじゃないかと思つて、そういう整理の仕方ができないかな。ああいう附帯決議もあることですから、これから先、何か説明を果たせるようなやり方を考えてみたい。それで、その点については相手国の了承も取れるんじゃないかと、また取るべきじゃないかなと思つて、そういう形で了解を取つた上でやりたいというふうに思つてゐるわけでありませう。

○白眞勲君 是非、これもシビリアンコントロールだと私は思つております。やはり情報の公開ということが一番重要なことであつて、そういう中で、もちろんできないものはまあそれはしょうがないねというのを、やっぱり国民がそこは、ああ、これはできなくてしょうがないねというんだつたら、できないならできないなりに説明する必要があると思つてゐます。この前の、何度もこんなことを言うのもなんですが、嫁いびりみたいで嫌なんだけれども、私のこの前の海上補給活動での線の引き方が陸上にまで掛かっちゃつてゐるようなことをやられちゃうと、やっぱりこれって自衛隊について何なのよという話になつちゃうわけですね。是非お願いしたいなというふうに思つてゐます。

その嫁いびりみたいな、また話をもう一つしなきゃいけないんですが、今度は情報流出の件についてちょっと私お聞きしたいと思つてゐます。

ちょうど衆議院のこの法律の採決の時点で、アメリカ中東軍が多国籍軍に出した資料が流出したと、こういう事件が発生しましたけれども、何でも、何というのか、どんだん出てるんだったら、これ、長官、どう思いますか。

○国務大臣(久間章生君) 私もパソコンというのは余り得手じゃないものですからよく分からないんですが、あれも今の現在のやつじゃなくて、もう自分の私物には業務用のやつは入るな、過去のやつを全部排除してしまえということ強く言つてゐたわけですね。そして、強く言つて、本

人は消しましたつて、そう言うておつたわけですね。ところが、それを今度は音楽か何か聞くためにつないだら、そこからウィニーか何かではあつと過去に入つておつたやつが消えてなくて出ちゃつたというわけですね。

だから、そういうのはどこから来るのか、消しましたと言つてゐるのにそういうことになつてしまふというのは一体何なのか。私もどうもそのパソコン関係よう分かりませんけれども、そういうやつについてやっぱり徹底の仕方が足りないんじゃないかとかですね。だから、もう消しましたと本人が言つても、毎回毎回、もう過去にそういうふうにしたと言つてゐるけど本当に大丈夫かということとくどくどく言わないとこれはなかなか消えないのかと思ひながら、どうしたらいいのか、本当に頭の痛い問題だと思つております。

○白眞勲君 陸上自衛隊でも、今回中部方面隊の内部資料が流出したとの報道があるんですけども、この件についてはどうなんでしょうか。

○政府参考人(山崎信之郎君) その件については私、恐縮でございますが、承知をしております。

○白眞勲君 今、私は思つてんですけど、今回の情報流出もしかり、潜水艦の衝突事件とか麻薬だか談合だとか、一体どうなつてゐるんだというふうな思つてゐるのは、これは私一人のなかなというふうな思つてゐるわけですね。

恐らく、私思うに、九九・何%、九九・点々何%ぐらいの人たち、自衛隊員とか防衛庁の職員というのはい生懸命これ日々努力してゐるわけですよ。で、ほんの一握りの人たちが不祥事を起こすと。

でも、そうすると、結局その部分が強調されてしまひ、報道されて、日々のまじめな活動をしてゐる人たちなどは全然無視されるわけですから、実際、先ほど士気が上がるかどうかで午前中の質疑でもありましたけれども、自衛隊、防衛庁、どうなつてゐるのということになつてしまふ。特に

防衛庁を省に移行することに賛成の人たちの士気まで下がつてしまふんじゃないかなというふうに思つてゐるけれども、どうなのかなと思つてゐます。で、長官は本当に困つた今もおつちやつていましたけれども、泣きたいのは私たち野党も泣きたいんですよ、これ、もう本当に困つたんですよ。

これまでの通達では駄目でも、もっと根本的な教育とか検査だとかが必要だと思つてゐるんですけど、ポイントのは、このパソコンの知識って上司の方が知らないんです。上から言つたつて下の方が知つてたりするわけで、これ今までのやり方とちよつと変えなきゃいけないんじゃないかと思つてゐます。それ、ちゃんときちつと長官としても検討会を、検討会をつくつて、上の方がつくつちやつてゐるわけで、下の人がよく分かつてゐるということ。今までのと逆三角形なんですね、知識がね。だから、その辺をどういうふうにかえるのか。長官、もう一回ちよつとお願ひします。

○国務大臣(久間章生君) いずれにしましても、そういうことが非常に自衛隊にあるいは防衛庁に対する信頼を失つていくと大変なことになるわけですから、これはやっぱり本当に不祥事が起きないようにしなきゃなりませんので、今おっしゃられたように、まあ中間の管理職というのは大体もう全部分かつてゐるわけですから、ウィークポイントもですね。だから、そういう人たちにむしろ中心になつてもらつて、どうしたらそれが徹底できるのか。特にこのパソコンについてはそういうような若い層に逆にやり方、検査なりあるいはまたそういうチェックの仕方のやり方等を中心になつて考えてもらうとか、今までと違つた観点からの何か一つのチェック体制を考えてみる必要があるんじゃないかと思つて、そういうことを内部では今言つてゐるところであります。

○白眞勲君 防衛庁にちよつとお聞きしたいんですけども、今後の予算編成に対して、これ長官がいいかと思つてゐるけれども、今回、本来任務に格上げになつた海外の活動があるわけですね。

ども、これはやっぱり当然優先度は日本の防衛というところでよろしゅうございますね。

○国務大臣(久間章生君) それは当然そういうことでございます。

○白眞勲君 そこでお願いしたいんですけども、今度の予算編成に、今後予算編成のときに、例えば輸送機にするのかあるいは戦闘機にするのかとか、そういった、つまり次期戦闘機FXの選定というの今後、今も話題になっている部分もあると聞いています。それについても、どのような基準でそういったものを編成するのか。つまり、日本の防衛を第一に選定をするのかどうかということもかかわってくるかと思うんですけども、その辺については、長官、どうでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) これは、予算編成のときというよりも、防衛大綱を決めるとき、あるいはまた中期防衛力整備計画を決めるときに、そういうときにそういう選択をしなきゃならないわけでございますから、そういう中で決めていきたいというふうに思っております。

○白眞勲君 日米安保条約とか国連軍地位協定などというのは、今までどおり外務省が担当するんでしょうか。

○副大臣(浅野勝人君) 日米地位協定の解釈や実施に関するについては外務省が所管しております。防衛庁が防衛省に変更しても所管が変わることはありません。ちなみに、外務省設置法四条の五項にそのことが明記されております。

○白眞勲君 ただ、今後防衛省となった場合に、外務省といわゆる同格となるわけですよね。2プラス2のときにも、今までもこれ、何かいろいろな報道では2プラス1・5だったのがやつと2プラス2になるんじゃないかみたいな話まである。そういう中で、防衛庁長官にちよっとお聞きしたいんですけども、権限の移譲というのはあるんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 外務省と今までの防衛庁との関係は、今度防衛省になりましたけれどもこれまでも同じだと思っております。

○白眞勲君 最後の質問だけします。

国連軍地位協定における我が国の後方司令部と今回の横田飛行場の共同統合運用調整所とはどのような関係を構築するおつもりなのか、外務省、お答えください。

○政府参考人(河相周夫君) 申し訳ございません。必ずしも御質問の趣旨が、後方司令部と横田の関係でございますか。

○白眞勲君 国連軍地位協定なんです。

○政府参考人(河相周夫君) 国連軍地位協定、分かりました。

国連軍につきましては、日本に後方司令部が座間でございます。そして、韓国に関する国連軍の司令部はソウルにあるということでございます。後方支援の任務を負っているということでございます。

○白眞勲君 いや、そういうことではなくて、横田飛行場に今度、共同統合運用調整所ができますよね。それとの関係はどういうふうになるんでしょうかということなんです。

○政府参考人(河相周夫君) 今後横田にできるその調整所と国連軍の関係というのは、現時点においては具体的な関係は想定されておられません。

○委員長(柏村武昭君) 白眞勲君の質疑は終了しました。

続いて、榊葉賀津也君。

○榊葉賀津也君 民主党・新緑風会の榊葉賀津也でございます。

白委員の時間内で、私も防衛庁に幾つか伺いをしたいと思っております。

まず、ウイニーによる情報流出問題でございますが、今、白委員からも指摘がございました。私たちが議席をいただいてから五年余りがたちましたが、この間にもいろいろなことがありました。談合問題、薬物問題、そして相次ぐ情報流出問題。私は、国民のためにも、そして、いみじくも先ほど白先生もおっしゃったように、まじめに働いていないほとんどの自衛官のためにも、こういった不

祥事は絶対に許されたいと思っております。

そして、自衛官も人間でございますから、過ちを犯すと思います。これは、ある意味では致し方ないこともあるかもしれません。しかし、この情報流出は、私も、額賀長官当時、四月にNHKのテレビの入っている予算委員会、総理も御出席をされた予算委員会での問題を取り上げ、この防止策を何とかしよう、そして事務次官通達も再三にわたって行われてきた。にもかかわらず、また情報流出をしたということでもあります。極めて遺憾でありまして、私なりに建設的に防衛庁と議論をしてきた委員の一人として大変残念であると言わざるを得ないと思っております。

まず、長官、この事件の再発、どのように受け止めていらっしゃいますか。

○国務大臣(久間章生君) 抜本対策を講じましたと、そういうふうには言った後にまたこういうことが起きていくわけでありまして、これは本当にもう弁解の余地がないぐらい大変申し訳ないわけでありまして、ただ、どういふふうにするのか、やっぱり、先ほどもちよっと話をしましたけれども、パソコン等については、その媒体物に、業務用使うやつは自動的に暗号化するような、そういうようなことまでできるとか、何か今までと違う方法を使わないと、口やかましく何回言っておいてもなってくるというのはどこなのかという点で、本当に正直言って、従来のことで、繰り返し繰り返し言っておいて、じゃ本当に完璧を期すことができるのかというように思っています。何かもう制度的に、CDにくっ付けたときに、それを使おうとするときにはもう暗号化してしまうようなソフトとかがあるのかないのか、それも含めて何かとにかく研究してみることがあるんじゃないかなと思っております。先生方で詳しくは、私も何かいろいろと指導していただければ大変有り難いんですけど、私は、正直言って、パソコンのたぐいについては余り得手じゃないのですから。

○榊葉賀津也君 それは、長官、個人的に大変

尊敬させてもらっていますけれども、余りの答弁だと思えますよ。そのことはもうさんざんやってきたわけですよ。まさか今長官がそのような御答弁をされるとは、私、思っていませんでした。

恐らく額賀長官から、様々な問題を前長官から引き継いでいらつしやうと思えます。沖縄の問題、米軍再編の問題。しかし、この情報管理、情報流出という問題は、防衛庁が省に昇格するに当たっても、そして国民との信頼醸成をするに当たっても、極めて今防衛庁が持つていらつしやるプライオリティーの高い問題であつたはずであります。パソコンの問題に詳しくないから是非御指導いただきたい、今、そういう段階ではもうありません。

しかも、この情報流出はパソコン云々の問題ではないんです。それ防衛庁が一番分かっているはずであります。今回は、航空自衛隊の那覇基地所属の二等空尉、長官、二等空尉でありますから、いわゆる幹部であります。自衛隊の曹士を指導する立場の幹部がこの過ちを犯した。F4のパイロットであります。そして、何回も通達を出して、委員会でも何回も審議をして、もうこういう過ちをしませんと長官がいみじくも答弁をしつかりされ、それぞれの役所のトップの皆さんも答弁をされてきた。

まず、やってはいけないパソコン若しくは可搬記憶媒体を持ち込んでいたんですね。これはルール違反なんです。しかも、それを自宅でもた使用していた。しかも、あれだけウイニーというソフトは危ないぞとみんな共有していたんです。しかし、このウイニーをインストールして削除してなかった。しかも、同じパソコンでこれを再び使っていた。初めてなら百歩譲って仕方ないということがあるかもしれません。しかし、さんざん議論して、背広組のトップもさんざん頭を下げて、何人も懲戒処分になってきて、そしてパソコンの問題ですから御指導してくださいという答弁は、長官、大先輩に大変恐縮ですけれども、私は残念な答弁だと言わざるを得ません。このケース

搬記憶媒体を持ち運びできたんですか。

○政府参考人(富田耕吉君) お答えを申し上げます。

今のような細部につきましては、今事案の解明に努めておりまして、そこら辺につきましては、本人の数か月以上にわたる記憶をさかのぼる作業をしております関係で、なぜかということにつきましては現段階では、明確にお答えできることにございまして、差し控えるというよりも、まだそこまで至っていないという状況でございます。

○樺葉賀津也君 その答弁は了解しました。

では、違うお伺い方をさせていただきたいと思

います。

再発防止策の一つとして、すべての所持品を検査して保全検査を強化すると三月十七日の予算委員会でも額賀長官が答弁されております。今ステイック状の可搬記憶媒体であるとか様々な、私は余り、長官同様余り詳しくないんで、様々な今可搬媒体があります。こういったものが持ち運びされないように持ち物検査をしつかりする、約束したんです。このケースはやっていったんですか、やっていなかったんですか。

○政府参考人(富田耕吉君) 抜き打ち検査につきましては、課、室レベルあるいは部隊レベルで検査しておりますので、毎月一回以上ということとで、現在まで累計五万八千回、それから四十万人に対して行っております。

他方で、持ち物検査というのは、朝夕の通勤時、退庁時に、もちろんバッグの中に小さな可搬媒体があるかないかという検査でございますので、既に持つて帰ってしまったものについては効力がないということでございます。

それで、他方で、先ほど長官から申し上げましたように、既に私有パソコンが一掃された上に、自動暗号化装置の導入を試行を始めたわけでございますので、これから持ち出されるということはありませんし、持ち出しても暗号化されているので意味がないということでございます。

○樺葉賀津也君 これからはそういうことは一切

ないと。大変重要な答弁を私はいただいたと思いますし、それを信じたと思います。

今回の私を感じた、長官、問題は、実はこの第八三飛行隊、第三〇二飛行隊の保全責任者は飛行班長なんです。そして、この上の管理者は第三〇二飛行隊長なんです。そして、彼はクウェートも行っていますから、イラク復興支援関連業務のこのときの保全責任者は専任幹部、そしてその上の管理者は空港計画部長なんです。大変シヨックだったのは、つまりは二か所にわたって彼は情報を持ち出してた。しかも、この第八三飛行隊とイラク復興支援関連業務、両方で保全責任者や管理者のチェック機能が働いていなかったということなんです。一体この二人は何をやっていたんです。この監督責任は極めて重いと言わざるを得ないと思いますが、長官、どうでしょう。

○国務大臣(久間章生君) 先ほどから何回も申し上げていますが、パソコンの知識をみんながどれだけ共有して、その共有している人がその上司としてチェックの能力があるのかどうか、そういったことも踏まえてやりますと、非常にだらしがないじゃないかというふうに言えるかもしれないんですが、また、上に行けば行くほどそういうようなことのチェックの能力についても、まあ働かないのかもしれないケースがあるわけですから、私もそればかりは、どういうふうか、どうしていいのかわかりませんが、これから先、もう少しそういうチェック機能を……

○樺葉賀津也君 上に行くほどでしょう。

○国務大臣(久間章生君) いや、まあそういう言い方は一つあるかもしれませんが、全部その上のレベルがチェックの監督能力が本来にあるのかどうかを二十七万人の隊員について果たして言えるかどうか、それがありませんから、この世界については、私自身も含めて、防衛庁長官をやっているから最高のチェック能力者と言われても、私自身がこれで完全かどうかというのはできないのと同じで、それぞれ私は、なかなかみんな分かっている

るようで分かってないのは結構あると思いますよ。

だから、そこはもう正直言って、今のでいいのかわるか、チェックするのはだれがいいのか、そういうのはやっぱりもう少しこれから先考える必要があるんじゃないかと思ひます。

○政府参考人(富田耕吉君) 若干の補足をさせていただきましても、まず、懲戒処分の見直しにおきまして……

○樺葉賀津也君 懲戒処分なんか聞いてません。

○政府参考人(富田耕吉君) いえいえ、行為者のみならず、正にチェックする側の方につきましても職務懈怠等につきまして処分されることになりました。そうした関係で、まず私どもはチェックする側の教育を行った上で、その者たちが適切にチェックできるような施策を講じております。

なお、今言いましたように、懲戒処分の対象になりましたものから、これら保全責任者等がどうした行為をしたかにつきましては事実解明の中で明確になった段階、明確になるまでお待ちいただきたいと思ひます。

○樺葉賀津也君 長官は大局から防衛問題を考え、その最高責任者でありますから、細かいことは私は申し上げません。しかし、富田さん、これきちんと長官に、この問題の本質と、事の本質をしつかりやはり議論してほしいと思ひますよ。今の答弁は正直、私、残念でございます。しかも、これ、パソコン云々の問題ではないということももう三月の段階からずっと言っているんですよ、これは。難しい話でも何でもありませんから。これは子供でも分かる話であります。

しかも、今回、クウェートで情報を取った、イラク復興支援関連業務の場合は極めて小さい組織なんです。ですから、彼が情報を取ったりしていれば、記憶媒体を利用していれば、恐らくこの保全責任者や管理者だけでなく気が付くはずなんです、非常に小さいチームですから。その周りのチェック機能が働かなかったのかと。自衛官を心から信じる一人として、こういったことがあ

ることを信じたくないんです、でも、でも、実際に起こっているんです。防げたんです。チェック機能が働いていなかった。これはきちっともう一回再検討をしなければならんと思ひますよ。もうこれ以上、この問題は申し上げませんが。

長官にお伺いします。この問題を初めて長官が報告をお受けになったのはいつでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) それは、もう正直言います、事件が報道されてからです。

○樺葉賀津也君 事件報道されてからじゃ、それは困るんですよ、長官。四月十二日に発表された再発防止のための措置の中の骨子の中でしつかり書いてあるんですよ、「大臣等に事案の第一報を報告する」と。それが報道の後じゃ、長官、これ、全然おかしいじゃないですか。これ、ちよつと止めてください、委員会。

○国務大臣(久間章生君) 報道があったというよりも、それよりもつと後で、前です、二十七日に報告を受けております。

○樺葉賀津也君 えっ。

○国務大臣(久間章生君) 二十七日に受けております、十一月の。

○樺葉賀津也君 二十七日ですか。

○国務大臣(久間章生君) ええ。

○委員長(柏村武昭君) 樺葉賀津也君。

○国務大臣(久間章生君) 二十六日に確認したということ、私には二十七日……

○樺葉賀津也君 報道の……

○国務大臣(久間章生君) 二十六日に確認したということ、私に報告があったのは十一月の二十七日、今、日にちを確認しましたら、失礼しました、報道はその前です。

○樺葉賀津也君 報道がその前ということは、後ということですよ。

だから、その報道の、何日かって具体的になくとも、報道の後に知りましたって長官が答弁されるというのはおかしくないですか。

○国務大臣(久間章生君) 正直言います、そんなにすべてが、いろいろあったやつが全部その日

のうちに長官まで上がってくるわけじゃないんですよ、それは。その中で確認したりなんかしながら上がってきた、そして私にこういうことこういう事情ですということで報告が……

○樺葉賀津也君 ということは、報道の後ですね。

○国務大臣(久間章生君) 二十七日ですから、報道、ちょっと待って、ちょっと待ってください、委員長。

○委員長(柏村武昭君) 速記を止めてください。

○委員長(柏村武昭君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(久間章生君) 報道は、外に要するに報道されたのは十一月の三十日ですから、内部でのチェックは二十六日に確認して、二十七日に私に報告があつております。

○委員長(柏村武昭君) 防衛庁富田防衛参事官。発言ありますか。

○政府参事官(富田耕吉君) ちょっと時系列的に端緒の日から起算をして申し上げますと、二十六日に私どものネットをチェックしている隊員が見付けまして、そこで確認をしたのが二十六日でございます。で、そのデータを見てみると、出たのがといひますか、つながったのが二十四日からということでございますので、私どもが確認したのは二十六日、そして、多分日曜日だったと思いますので、速やかに翌日、長官に報告をしたところでございます。

○樺葉賀津也君 今の答弁が長官のうっかりした間違いであつたということを感じたいと思います。

ネット上でこれが評判になり始めたのが二十四日です。この問題はずっとマスコミ注目していますから、いろんな人がネット上をチェックしているんです。二十四日にうわさになって、実際にこの二等空尉が流出させたのも多分二十四日だろうということが確認され、翌二十五日から防衛庁でもその書き込みを把握し始めて、実際に発見した

のは二十六日ということで、今、富田さんの答弁がそうだったと思うんですが。

そして、発表されたのが三十日なんですね。紙一枚で発表されました。これが、報道の後、これが発表されたんですけれども、なぜ報道の後、こういう発表がされるんでしょうか。

○政府参事官(富田耕吉君) 委員も既に御案内のとおり、ウィニーというネットの危険性といひますか、私どもにとつては危険性なわけでありまして、けれども、公表し報道することによって検索を、まあ誘発というよりも飛躍的に増大をして、正にデータ流出のダメージが更に深まるといった特質を持つております。

そうした関係で、我々が認知しているものすべてについて公表はしないというぎりぎりの選択をしているわけでありまして、他方で、世間を騒がせ、あるいは衆目を浴びたものにつきましては一定の、更にそのダメージを深めないように説明責任を果たさなきゃいけないと、こうした観点で報告をさせていただきました。

○樺葉賀津也君 私ら三月の予算委員会でも質問をさせていただいた際に、トリスタンであるとか様々な記号表であるとか、様々なデータ、個人情報も含めて出ましたが、極めて情報に注意をして質問をさせていただいたつもりであります。その後の外交防衛委員会でもそうでありました。

しかし、私は何が流出したのか、どういう情報だったのか、それを一々公表する必要はないと思ひます。しかし、こういう情報に関する事件があつたということを見付け次第発表することは政府の、防衛庁の説明責任として私は大事ではないかと思ひます。シビリアンコントロールをしっかりと利かせる上でも、事故があつたという発表は、見付かつたら私は正直に公表するべきだと思ひます。

笹木竜三衆議院議員の質問主意書の答弁書の中に、「報道がなされていらない情報流出事案については、流出した資料の検索、閲覧等を誘発し、情報漏えいの範囲を拡大させる可能性があることか

ら、公表を行つていないところであり、その処分についてもお答えを差し控えたい。」という答弁書でありました。これはこれで一個の考え方もしれません。しかし、私たちは揚げ足を取るために発表しろと言つてゐるのではなくて、全部出せとも言つてゐるのではなくて、少なくとも情報に對する不祥事、流出はもう起こさないとお互い誓ひ合つてゐるわけですから、しかし、また起こつた際にはその事実だけは私は公表する責任があると思ひますが、長官、どうでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) その辺が、さつきから何回も言つていますように、私もよく分からないで、こういうような、中身は言わなくても、こういうような流出があつたというだけでさつと殺ぐいのものだという話を聞きますと、これはややこしいなという感じを率直に言つて持ちまして、こういうときにどうしたらいいのか、私も対処方針がはつきり自分自身で決められないぐらい、どういふ公表の仕方をしたなら、じゃ、そういうことを起こさないのか、あるいはまた、そういうことをやつても、端緒を言つてしまえば、もうみんなが、今まで関心のなかつた者までが全部ネット上に殺到してくるのか、その辺については正直言つて分からないという私の今のとらえ方であり

ます。

○樺葉賀津也君 最後にこれだけ指摘して次の質問に入りたいと思ひますが、いろいろなショッキングなことが今回の事件で分かるんですね。それは、二等空尉という幹部が、分かつてゐるのに、幹部ですから、当たり前のルールを守つていなかった。二か所所で繰り返してゐた。二か所所で両方ともチェック機能が働いていなかった。

そして、何よりも、自衛隊はやはり縦の社会、命令系統の社会ですから、その基本的な命令系統が機能していなかった。事務次官通達四度やつて、また事件が起こる。防衛庁長官が自らの声で全隊員に訴へても起こる。高木政務官を委員長にして、事務次官が副委員長で、すべての組織の長

が委員になつて検討委員会をつくつた、再発防止をつくつた。もうこれでもないと言つたけれども、また起こつた。

三度、四度にわたつて、私は、自衛隊を信用する国民を裏切つてしまつた、その国民に対する信頼の失墜というものは極めて大きいし、それは自衛官だけではなくて政治の責任であると私は言わなければならぬと思ひます。

次に、地雷除去の本来任務化について防衛庁長官にお伺ひしたいと思ひます。

現在、自衛隊法の九十九条に定められております地雷等の除去の項目が八十四条の二項、つまりは本来任務へ移行すると、本来任務化するということなんです、この目的は一体何なんですか。理由、目的ですね。

○国務大臣(久間章生君) 公共の秩序維持というそういう観点から、地雷の除去というのはやっぱり国民の生命、財産に関係ありますので、やっぱり自衛隊がやる以外に——今、地雷ですか、地雷でしょう。

○樺葉賀津也君 地雷。

○国務大臣(久間章生君) 地雷の除去については、自衛隊がやる以外にはほかでやるようなこともできませんので、これは自衛隊の本来の任務として位置付けておく方がいいと思つたわけです。

○樺葉賀津也君 そうすると、例えば一九九一年の湾岸戦争の後にペルシャ湾で行つた戦争、紛争終了後の、何というんですか掃海作業ですか、掃海作業のケースであれば、そういったケースが今後あればこれを積極的にやつていくという認識でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) いや、海外で行う地雷の除去の場合は、やっぱりそれは自衛隊の活動として法的に位置付けられないと、本来任務に入つてゐるからといつてやれるわけじゃないと思ひます。で、やっぱりそこは法律に基づいて海外に出掛けていって行動する。それは従来とスタイルは変わりませんから、今度はその本来任務になつたとしてもその根拠法でそれが許されてゐるかどうか、

あるいは求められているかどうか、それによって決まっています。

○樺葉賀津也君 いいですか。

○国務大臣(久間章生君) 失礼しました。

機雷の場合は、現行の自衛隊法の九十九条で公海においてもできることになっておりますから、公海であればやれるということであります。

○樺葉賀津也君 もう一回聞きます。ということでは、九一年のころのペルシャ湾のように、戦争若しくは紛争終結後であるならばその掃海作業を行っていく、だから本来任務化するということがないんですか。

○政府参考人(大古和雄君) お答えいたします。

湾岸戦争終了後に海上自衛隊の方が機雷等の除去活動を行っておりますけれども、これにつきましては、自衛隊法の九十九条に基づきまして、我が国の船舶の航行安全という観点からやっております。

今回の本来任務化の関係につきましては、今雑則で機雷等の除去が整理されていますけれども、国民の生命、財産を直接守る活動でございますので、国際平和協力業務を本来任務化するに当たって、任務のバランスの点からも、三条の公共の秩序の維持のための任務として位置付けることが適切であろうという観点から、六章の方に条文を移しまして、ということによって本来任務化したいと考えているところでございます。

○樺葉賀津也君 先ほどの冒頭の長官の答弁は多分逆だと思っております、そこはちょっと整理をしておいてほしいと思います。

ということでは、笹本竜三委員の質問主意書にこういう答弁書が入っているんです。機雷等の除去は、我が国の領海内における航行の安全確保及び公海における我が国船舶の航行の安全を確保するための行動、正に大古さんが今おっしゃったとおりなんです、要はこの公海の範囲というののは、迎まで行くんでしょうか。ペルシャ湾とかその他、インド洋でやっても公海は公海として今後本来任務化できるんです。

○政府参考人(大古和雄君) 機雷の除去につきましては我が国の船舶の航行安全が目的でございますので、その必要があるという場合は、その公海におきまして地域的に限定されるものではないというふうに理解しています。

○樺葉賀津也君 今まではそういう解釈だと思えます。

そこで、質問なんです、平成三年四月十八日の参議院内閣委員会の質問で、当時、ペルシャ湾への掃海艇派遣に関連して、公明党の太田淳夫議員がこういう質問をしているんですね。自衛隊法三条によれば、自衛隊の本来任務は日本の領土、領海、領空に限定されているのではないかとこの質問なんです。

そうすると、当時の池田行彦防衛庁長官がこういう答弁をされています。自衛隊の主たる任務は、その三条に明記してございますように我が国の防衛でございます、そしてその具体的な発動として防衛出動とか治安出動などということが考えられるわけでございます、それが自衛隊の本来の任務でございます、したがって、その防衛出動なんかにつきましては、基本的には我が国の防衛でございますからその及ぶ範囲はおのずから限定されるわけでございます。いわゆる三条での地理的制限ということをここで長官は答弁されているんです。

しかしながら、自衛隊の言わば従たる任務として、何といいたまいますか。雑則として九十九条に与えられております任務、この場合は機雷の除去になるわけでございますけれども、機雷の除去というものは、あくまで自衛隊の持つ能力を生かしてやるものでございまして、それが一体どのような範囲に及び得るか、三条とは直接関係なく考えたいくべきものでございまして、そして九十九条につきまして私どもは一種の警察行動として考え、そして我が国船舶の航行の安全等を確保するために機雷を除去する、公海上に遺棄された機雷等を除去するために作業する場合は公海にも及び得ると、今正におっしゃったとおりであります。

それから、ただ、その公海が具体的にどこまで及ぶかは個々具体的なケースに即して考えるべきでございます、私どもはこれまで検討いたしました、今いろいろ議論されておりますペルシャ湾等の機雷除去についてはこの九十九条の法的根拠の下に可能であろうという答弁なんです。これ、今までのとおりなんです。

そこで、私ちょっと疑問に思ったのが、つまり機雷の除去が自衛隊法の三条とは関係のない、直接関係のない九十九条に定められていたから、そこ、公海上で作業ができたんですね。ところが、今度、本来任務化されて、この規定が三条に直接関係ある本来任務の中に入ってくる。今度の改正によってこの掃海作業というのが日本の領海、領空、領域に限定されるわけでありまして、地理的範囲が自由ではなくなつて、むしろ地理的制限がこの掃海作業に掛かってくる。ですから、今後ペルシャ湾等で自由、この原則でいきますと活動できなくなってしまうんですが、長官、どうでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 先ほどから答弁、失礼しました。

我が国の船舶の航行の安全ならばペルシャ湾まで行って掃海をやつて、それは合法的だということと従来やっているわけでありまして、しかも九十九条のそういう雑則のところでは、その条項が三条に移ると、法律に基づいて従来やれておいたわけですから、だから今度三条であつてもやれるということになるわけでありまして、あくまでその前提が我が国の船舶の航行の安全のためという、その頭が付いておりますので、そのためだったらそれはやれる。また、やらなかつたら我が国の国民の生命、財産の安全を維持できないということにつながってくるわけでありまして、それはできると思っています。

○樺葉賀津也君 大古さん、結構ですが、答弁いいますか。

○政府参考人(大古和雄君) 自衛隊法三条の任務

だからといって、活動の範囲が地理的に何らかの限界があるという性格のものではないと思えます。

その当時の答弁につきましては、三条の任務が防衛出動とか公共の秩序維持ということでありましたので、そういう説明があつたんだと思えます。

いずれにしても、今回改正をお願いしておりますのは、機雷等の除去のほか、例えば海外で、地理的にこれも限定はありませんけれども、国際緊急援助活動のようなものも本来任務化しますので、そういう意味では三条任務によって地理的に活動範囲が限定されるということはないと思っております。

○樺葉賀津也君 しかし、今までの原則でいきますと、自衛隊三条にはおのずと地理的制限が掛かっているんですね。これ二項だけ外すというのはどういう解釈になりますか。社会党の正敏委員の質問に対しても、当時の政府委員であります山田さんから、おのずと三条の趣旨に基づいて限度、制限があると明確に答弁しているんですね。これ、二項だけどうして、どういう解釈で外せるんですか、地理的概念を。

○政府参考人(大古和雄君) 先ほども言いましたように、当時の三条の任務につきましては、我が国を防衛すること、それから公共の秩序に当たるということでそういう御説明があつたんだと思えます。

他方、今回につきましては、国際平和活動のほか、機雷の除去等、公共の秩序維持として整理すべき活動について今回本来任務化を図つたということでございます。

○樺葉賀津也君 もう一回答えてください。もう一回答弁してください。三条に今基本的に地理的制限が掛かると、領海、領空、領土に。

○政府参考人(大古和雄君) 済みません。繰り返しますが、三条の任務ということ地理的制限が掛かるといふことではないと思

ます。今までの三条の任務のその性格からそういう御説明があったんだということ。

今までは、その三条の任務の現実にあるものとしての防衛出動とか公共の秩序維持という観点からそういう説明があったんだと思います。今回追加をお願いしたしている三条の二項の任務につきましては、本来的に、例えば国際緊急援助活動であれば必要などには行く必要がございますので、そういう意味で地理的に限界はないということとです。

○樺葉賀津也君 一には限界があるけど二には限界がないという解釈をするということですか。どこで読むんですか。

○政府参考人(大古和雄君) 基本的にはそういうことになるかと思えます。

○樺葉賀津也君 それはどこから読めばいいんでしょうか。どこで読んで、それはだれがそういう解釈をしたと把握すればいいんですか、我々、法の下で生活する国民にとりましては。

○政府参考人(大古和雄君) そこは任務の活動の性格でございまして、例えば国際緊急援助活動であれば三条の二項の任務になりますけれども、具体的には、新しく、雑則にある、雑則から六章の方に条文を移しまして、その中の条文に従って活動するわけでございます、まあ、その任務の性格上、緊急援助必要な国に対してその国から要請があれば活動するということになります。

○樺葉賀津也君 いや、それは大古さん、今いろんな声が出ていますが、機雷除去というのは今まで従たる任務だった。ひいては本来任務ではなかった。三条でもなかった。六章の中にも明記していません。だからこそ、今までのずっと政府の解釈や答弁ではだからこそ公海上で活動ができたということなんですね。それを今度雑則から外して本来任務化するわけですから、本来任務というのとは当然自衛隊の本来の任務ですから、今までの解釈からすると地理的制限が掛かってしかるべきだと思ふんです。それがこの三条の二だけ外れるというなら、その根拠とそれがどこから読める

かを是非明確に答弁していただきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 従来から従たる任務だから、それは遠くまで行って、公海でやっていいという、そういうような言い方でやりますと、主たる任務はやらなければならないけれども、従たる任務はやらなくても、従たる任務ならやれるというようにもおかしいわけで、やっぱり従たる任務というよりも、我が国の、我が国の船舶の航行の安全のために、我が国の自衛隊が行ってやらないとしようがないというようにすることについては、ベルシヤ湾まで行ってやってもいいですよということをやっているわけですね。

だから、そういうような考え方になれば、九十九条で許されている、現行法で、憲法上問題ないということをやられていて、それについて新たに法律を作らなくても、そういうような書き方でやれるということとで考えれば、三条に移ったとしてもやれるんじゃないでしょうか。

だから、それよりももうちょっとはっきりするならば、新たに海外でやることは、全部法律を作ってやりなさいというような形です。なら整理は付くかもしれないけれども、従来から現在の自衛隊法でやられているやつを今度作る時に、じゃ、もし書かなかったらやれないということになつたら、三条に移ったばかりにやれないということになると、それはおかしいんじゃないでしょうか。

○樺葉賀津也君 だから、私たちはずっとそれはおかしかつたと思つていんです。というのは、池田長官もそう答えているわけですから。三条とは切り離した地理的概念のない雑則で九十九条があるから、我が国の航行の安全や、そのために公海まで行きますよ。ところが、本来任務では勝手に地理的概念を外して活動できませんよということになっています。きちつと説明していただきたいと思ひます。

○政府参考人(大古和雄君) 先ほどから御指摘されていきます機雷等の除去活動、それから在外邦人

等の輸送というものがございすけれども、とにかく在外邦人等の輸送についてはもう初めから海外で活動するというのが前提になるものだと思います。そういう意味で、これを今回の改正の際に、全体の任務のバランスの観点から三条の本来任務化ということでお願いしているわけですから、でも、その意味では、今までの公共の秩序維持につきましては、この二つの活動についてはそれに含まれないということで雑則で整理していたわけですから、こういう活動についても、そういう意味では自衛隊の任務としての公共の秩序に当たると、維持に当たるといふふうに整理したところでございす。

○樺葉賀津也君 じゃ、その三条の一は制限があるけれども、二はないと、そういうことですね。

○政府参考人(大古和雄君) 今までの御説明も、制限があるというよりは、活動の性格上、そういうふうにおのずと限度があるという説明をしていたかと思ひます。

○樺葉賀津也君 これ、いつどのようにしてこれ、こうやって変わっちゃつたんですか、考え

○政府参考人(大古和雄君) 政府として法律案を作る際に、こういう議論につきまして政府内で法制局とも相談して整理したところでございす。

○樺葉賀津也君 もう一回具体的に答弁願います。具体的に答弁願います。だれが解釈変えたのか。

○政府参考人(大古和雄君) 法案の一次的な整理につきましては責任官庁としての防衛庁で整理した上で、政府内を調整して、最終的にこういう形でお願いしているところでございす。

○樺葉賀津也君 いつ政府内で調整したんですか。

○政府参考人(大古和雄君) 経緯から申しますと、去年、与党の方のPTの方で御議論がありまして、そういう中で説明してまいりました。最終的に政府案として確立するのは今年の通常国会の終盤のころでございす。

○樺葉賀津也君 次のしたい質問が大部分でなくなつてしまつたんですが、まだ大古さんは納得できないんです、答弁が。よく私の胸の中に落ちないので、少し整理して理事会なりに報告をしていただきたいと思います、委員長、取り計らってください。

○委員長(柏村武昭君) ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議することにいたします。

○樺葉賀津也君 揚げ足を取っているかのように聞こえるかもしれませんが、私は決してそのつもりはありません。とても重要な議論だと思つていたので。しかもこの議論は衆議院ではされていなかったものから。ましてや、我が国の自衛隊の性質上、今までの議論もそうだけれども、範囲というものは極めて重要な概念でございす。それが何げに機雷除去作業が本来任務化にするだけじゃなくて、様々な説明が必要になるところが自分なりに感じたものだから詰めさせていたんだんですが、是非、整理をして、また御指導をいただきたいと思ひます。

次に、機雷除去の削除に類似した任務として不発弾の処理というのがあるんですね。この規定は今どうなっているんでしょうか。

○政府参考人(大古和雄君) 不発弾の処理につきましては、今附則の業務で、当分の間自衛隊が行うことになってございす。

○樺葉賀津也君 これ、雑則より下の、いわゆる下というか、雑則の下にある附則の第十四項に書いてあるということが分かりました。そこでお伺ひします。

過去十年間に処理された機雷、それと不発弾の処理件数、これをちよつと教えてもらえますか。

○政府参考人(山崎信之郎君) 過去十年間におきます機雷の処理数は四十三件でございす。それから、不発弾につきましては、件数につきましては過去十年間で二万二千八百件でございす。

○樺葉賀津也君 今の答弁でも分かるように、はるかに不発弾の処理件数の方が多いんですね、機

○犬塚直史君　今日はそのとこをじつくりと伺いたいんですけれども、私もこれ個人的にはも

う納得したくしてしようがないんですよ。しかし、さつきも言っていたけれども、有限会社を株式会社にするみたいな、そういうまあ合わせ技みたいな、例えば防衛庁のトップとして閣議請議をできるようにするとか、あるいは各軍隊との関係をしっかりとこれから持つていくとか、あるいは外国との付き合いの中で平和協力をしていくために、いろいろ省にいた方がいいたとかということ、いろいろいろいろおっしゃればおっしゃるほど私は納得できなくなるんですよ。そういううちまじました論理ではなくて、やっぱり一番の中心は、政策官庁として脱皮するんだと長官御自身でおっしゃっているんですから、そこそこだと思っ

政策官庁として脱皮するんだあれば、もう既に政策官庁としての理念、戦略を今持っているのかと。どういふところに、アメリカの追従ではなくて、理念、戦略を日本国として持っているのかというところがいいい伝わってこないんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) アメリカとの関係でいいますならば、政策官庁として考えれば考えるほど、やはりこのアジア太平洋地域で日米同盟が果たしている役割が国際の、アジア太平洋地域の平和と安全に寄与しているというようにも考えなければなりませんし、そういうこと自体が、先ほどから言っていますように、日本の自衛隊の管理をするだけじゃなくて、アメリカと協調しながら、そしてアメリカのプレゼンスもそれに寄与しているということを確認した上で日本の安全保障を考えていくという、そういうような政策マターとしても大事なんじゃないかと思うんですよ。

だから、決して追従しているというふうな、そういうとらえ方だけで見ると何かこっちは主體的に何もやってないみたいに見えるけれども、私はそうじゃないというふうに思いますけれども。

○犬塚直史君 これは、今日の新聞を見て私も慌てて資料を取り寄せたばかりなので質問通告し

てないんですが、新聞に出ていたイラク・スタディグループのレポート、これアメリカで出されたのは長官よく御存じだと思っ

○国務大臣(久間章生君) それは私たちが受けておりませんし、そのスタディグループがまだ出

○犬塚直史君 ということは、このスタディグループのレポートについては、ブッシュ大統領の

○国務大臣(久間章生君) 私は、やっぱりこの間の中間選挙も踏まえ、またこういうスタディグループが出てきた、しかも与党、野党一緒になっ

○犬塚直史君 スタディグループのことはもう新聞にあらだけ出たり、あるいは長官も認識があ

そういう大事なレポートが出された。そういう大きなアメリカ自身の外交防衛の政策の変更が

堂々と意見が言うような場をどこかで設けていな

○国務大臣(久間章生君) 今日、外務大臣がもう出張で留守でございますけれども、やはりこれから先、ああいうレポートを受けてアメリカが何か政策の変更を行う場合には、日本もアメリカと

○犬塚直史君 今日、お手元に配っている資料は非常に古い資料で、これ私が当委員会では一番初めに質問したときにお配りした資料なんです。

○国務大臣(久間章生君) 今度、伊ラク戦争、一番下です、二〇〇三年の三月。これも御存じのように、明示的

○犬塚直史君 今のお答え、非常に分かりにくいと思っ

私、このところ日本が持つ怖さといいま

前回の当委員会の久間長官の答弁の中で一つ気

ありませんでした。イラクに対する武力行使については、根拠となる武力行使を容認する安保理決議が存在した違いが御指摘のとおりありまし

一方、イラクは、十二年間にわたり累次の国連安保理決議に違反を続け、国際社会が与えた平和的解決の機会を生かそうとせず、最後まで国際社会の努力にこたえようとしませんでした。このよ

○犬塚直史君 今のお答え、非常に分かりにくいと思っ

私、このところ日本が持つ怖さといいま

前回の当委員会の久間長官の答弁の中で一つ気

○犬塚直史君 今のお答え、非常に分かりにくいと思っ

とかその話とは別に、少なくとも日本国政府は関与はしておりませんし、自衛隊は行っていないわけですから、そこは国民に誤解を与えないようにしていただきたいと思えますという発言をされたんですけれども、その真意をもう一度ここで御説明ください。

○国務大臣(久間章生君) その前に、私どもの立場が非常に微妙なのは理解していただきたいために言いますが、アメリカが戦争に踏み切りましたときに、私はアメリカが戦争に踏み切った背景については理解するけれども、日本も支持とまでは言わなくていいんじゃないかと、そういうことをマスコミに対してコメントして、それが記事になりました。そして、この戦争に踏み切ったこと自体についての評価は後日の歴史家が評価してくれるでしょうと、そこまで言いました。

というのは、私はイラク議連の会長をしておりましたから、戦争まで踏み切らずに、戦争をしないうで済ませる方法がなかったのかという、そういう思いがその当時ありました。しかし、今私は、今は防衛庁長官であると同時に、政府の国務大臣として政府の一員ですから、これまで政府が言ってきたこの答弁を、今、防衛庁じゃなくて、これは外務省マターですから、だから前回本会議のときも、従来総理や外務大臣がこういうふうに言ってきたとおりですが、という形で私は政府の立場は一応表明させてもらいました。あのときは外務大臣じゃらずに、質問が防衛庁長官でございましたから、私のマターじゃないんじゃないかと思いましたが、しょうがなかったものでそう答えております。

だから、そういうような気持ちで潜在的に非常にありますから、今のような御質問に対しても非常に答えにくいんですけれども、私はイラクの法案を、出するための法案をおたくの皆さん方の仲間と一緒に作るときに、かなりその辺については配慮しながら、戦争に加担する格好の参加は絶対しないぞという前提に立ってやりました。

アフガンの場合は、戦争をアメリカがしたこと

についてそれを支持する立場で、それは日本があると一緒にやらなかったなら、アメリカがやるのを応援しなかったならば日本自身が今後ああいうテロ攻撃を受けたときどうするんだという、そういう思いから、この際もうタリバンについてはやってもらった方がいいからということで自衛の延長としてそれは法律を作りましたけれども、イラクについてはそういうことは絶対しないという立場で作りましたので、イラクに出ていったのは国連からの要請について復興に出ていくんだという、そういうような気持ちで作っておりますから、イラクに出ていっている自衛隊はアメリカの戦争に加担しているんじゃないんだという、そういう気持ちは今でも非常に強いから今みたいな表現に

なったわけでありまして。
○大塚直史君 お気持ちはよく分かりました。ただ、お伺いしたいのは、今度、省になるとします。省になるとしたときに、長官が初代の大臣になるという可能性が有ります。もしそうなったときに、つまり政策官庁のトップとしてイラク特別事態のようなことがまた起こってアメリカから要請がきた場合に、政治家としてこれは自衛隊を表に出しますか。

○国務大臣(久間章生君) 私は、やっぱり戦争に加担する形での自衛隊というのは出すべきじゃないと思っております。それは今でも変わっておりません。

○大塚直史君 戦争に加担する形で自衛隊を出さない、しかし後方支援ならいい、非武装地帯ならいいという議論は、そこまでおっしゃってないのはいくつかあるんですけれども、ただ、今までのずっと日本の議論で一番分かっていくのは多分、先ほどの白委員もそういう話をしていたんですけれども、防衛庁が防衛省になる、それが国防省とどう違うんだといったときに非常に分かりにくい。じゃ、専守防衛の自衛隊を後方支援ならいい、あるいは非戦闘地域ならいいという形で表に出すということ自体が非常に分かりにくい。つまり、海外から、外から見たときに、この国は一体

どこまでやるんだろうかと、専守防衛と言っておきながら、アメリカに引つ張られて結局は世界の果てまで、しかも国連の安保理決議なしにやっしましうんじやないかという非常に危惧を与えてしまふと私は思っているんですけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(久間章生君) そこがまさにシビリアンコントロールで、少なくとも今まで自衛隊が出ていったことについては、イラクも含めて、私はその辺の線はきちっとした上で国会で法律を作って出ていっていると思います。

非常に今までの海外に出ていった自衛隊の活動の中で一番危なっかしいなと思うのは、危なっかしいというのは法律的にですよ、危なっかしいと思うのは、本當言うとテロ特措法なんです。テロ特措法の場合は、アメリカが戦争を仕掛けるのに後方支援として応援しているわけですから、イラクの場合は、アメリカの戦争の応援のために非戦闘地域だからといってやっているわけじゃありませんので、そこはきちっと線を引いているわけですから、そこはきちっと線を引いているわけですから、法律の中でやや異色なわけですね。

だから、私はよく恒久法を作るべきだという話が出るときに非常に気になりますのは、今までの法律を全部まとめたとしても、テロ特措法みたいなアメリカが戦争を仕掛けた、自衛のための戦争としてやった、それを後方支援と言いがら周辺事態でもないのに応援する、その法律まで含めて恒久法を作れと言われると、私は慎重にならざるを得ないということを言っているわけでありまして、やっぱり今までは非常に国会のシビリアンコントロール、私は利いていたと思っておりまして、これから先もそういう目で絶えずやっぱり抑制的に見ていくならば、やっぱり世界のあちこちらに出ていくということには私はならないというふうには思っております。

○大塚直史君 ちよつと議論を少し単純にしたいと思うんですけれども、まず外務省に伺いますけれども、国連憲章の中で、国連憲章において武力行使の違法性が阻却される条件が二つあって、一つは自衛権の行使、もう一つは憲章七章下の集団安全保障と、つまりこの二つしかない、あとは武力行使はしてはいかぬというのが国連憲章の理解だと、そういうことでよろしいでしょうか。

○副大臣(浅野勝人君) 国連憲章の下では、一般的に武力の行使は禁止されていますが、例外として、憲章第七章の下での安保理の決定に基づく場合と、憲章第五十一条の自衛権の行使の要件を満たす場合に武力の行使が認められることとされているという意味で、大塚委員の指摘はそのとおりでございます。

○大塚直史君 そうなると、ちよつと長官いらっしゃらなくなつたんですが、先ほど来の議論の、アメリカが行ったイラクの戦争というのはどちらのケースに当てはまるんですか。

○副大臣(浅野勝人君) イラクに対するアメリカの行動、多国籍軍の武力行動は国連決議に基づくものでございます。

○大塚直史君 私、長官と議論をしたいんですけれども、この先、待っていてよろしいですかね。

○委員長(柏村武昭君) はい、長官は間もなくあつ、お帰りになりました。

では、大塚直史君、質問を続けてください。

○大塚直史君 長官、今外務省に確認をさせていただいたのは、国連憲章の中においては武力行使が基本的には禁じられているんだと、その武力行使の禁止が阻却される、要はやっていいよというのは、自衛権の行使の場合と、それから憲章七章下の集団安全保障と、この二つしかないんだというふうな確認を今したところなんです。

その上で、アメリカが行ったイラク戦争はどちらの場合だという質問をしましたところ、いや、これは憲章七章下の集団安全保障だと、そういう答えをいただいたんですけれども、長官もそういう理解ですか。

○国務大臣(久間章生君) 従来そういう形で政府としては答弁してきておりますから、そういう整理の仕方だと思えますけれども、最後の、ずっと

国連憲章たくさんありました、決議がですね。しかし、だからといって一番最後に決議がないままに戦争に踏み切ること自体が国連決議と言えのか、なという疑問はまだまだにかすかに残っています。

だから、このイラク特措法を作るときにも国連決議をずらずらずと並べましたけれども、これを並べること自体が法律に残るのは果たしていいのかなという思いが非常に残っておりまして、これは最後に打ち割った話をしますと、修正で外してもらおうというようなことのもりしろだったんですけれども、あのときいらないきさつから民主党の賛成が得られずに、そのまま反対のまま通ってしまったのですから、のりしろが残ったなどというようなことを野中さんから言われたことが今でも非常に残念でなりません。

○大塚直史君 いや、私は今回省昇格でどうしても納得できないのがそこなんです。そののりしろの部分がこの法案に残っているわけなんです。つまり、いつも質問をしても返ってくるのは、要するに国際平和協力活動の中身は何ですかという、その中にイラク特が入っているわけですよ。ということは、イラク特のあののりしろの部分本来業務に格上げするという法案なんです、これ。私は、このところは、当時違和感を持ったというレベルとはちょっと別に、防衛省と、その本来業務にこののりしろ部分が入ってしまうということは私は大きな問題だと思っております。長官はどういう御認識ですか。

○国務大臣(久間章生君) ただ、テロ特措法、それからイラク特措法、これはいずれも時限法でありますから、そして附則で一応今度も規定しておるわけでございますので、これは時限法で消えたら自動的に法文から消えていく法律になりますから、そういう点ではほかの条文と違まして、時間がたつて法律の有効性がなくなったときには法律上もう一々手当てせずに消えていくという、そういう運命にありますから、そういう形で理解していただけないでしょうか。

○大塚直史君 ということは、これは時限法ですから時間がたつたら消えてしまおうと。

二つ質問あるんですけれども、じゃその間に類似の事態が起こったときには、イラク特別事態が起ったときには大臣としては出兵をするのかどうか。そしてもう一つは、時限法として期限が切れた後に、今度はこういうものは入れないよということはこの法案の中に入れてもらえるかどうか。その二つ、いかがでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 正にその辺は立法府の仕事でございますから、政府の方は、でき上がった法律に基づいてそれをやるのが本来は政府の仕事でございますので、今あります法律に基づいてやらなきゃならないことについては、その間にまた何かありましたときはやりますけれども、恐らく新しい事態が起きたときに今以上に何か付け加えてやるような任務はないんじゃないでしょうか。

○大塚直史君 もう一回、非常に議論を単純にするために、日本が自衛隊を表に出すときの一つの物差しを確認させていただきたいんですけれども、まず内閣法制局、自衛権行使の三原則、ちょっと一言で、まあ三言でいいんですけれども、簡単に言ってください。

○委員長(柏村武昭君) どなたですか。

○政府参考人(山本庸幸君) 第一部長の山本でございます。

○委員長(柏村武昭君) 内閣法制局山本第一部長。

○政府参考人(山本庸幸君) 憲法九条の下におきまして許容されております我が国の自衛権の発動につきましまして、政府は従来から御指摘の自衛権発動の三要件に該当する場合に限られると解してきておりまして、その第一が、我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したことでございます。第二が、この場合に、これを排除するために他の適当な手段がないこととあります。第三に、必要最小限度の実力行使にとどまるべきこととございます。

○大塚直史君 この九条の解釈としての自衛権行使三原則なんですけれども、実はこれ、国際平和協力業務で表に出るとき全く同じものが入るわけだし、それプラス二原則を付け加えた五原則というのが今、保護する責任の五原則という形で国際社会で随分認められてきて、昨年の国連のサミットでもこの保護する責任というのが正式に使用されたんですけれども、その保護する責任の五原則、外務省、どんなものか一言で説明してください。

○委員長(柏村武昭君) どなたが答えられますか。

○副大臣(浅野勝人君) 保護に対する責任。

○大塚直史君 保護する責任の五原則。

○政府参考人(長嶺安政君) 保護する責任についてのお尋ねでございますけれども、これは元々カナダ政府が主張したもので、その後、これは国連改革のためのハイレベルパネルの報告書の中に入られていっているものでございます。

このハイレベルパネルの報告書の中では、それまでの議論を反映いたしまして、人道的災禍に対し、国際社会は安保理の承認の下、保護する責任を有するとしつつ、憲章第七章に基づき安保理が武力行使を承認する際は、一定のガイドラインを満たす必要があるということをご報告書の中であつております。

○大塚直史君 そのガイドラインの中の五原則を聞いています。

○政府参考人(長嶺安政君) 失礼いたしました。ただいま申し上げたガイドライン、これは五つの基本原則でございますけれども、これは以下のものがございます。第一に、脅威が深刻であること、第二に、武力行使の目的が適当であること、第三に、武力行使が最後の手段であること、四番目に、武力行使で用いられる手段が脅威と比べて必要最小限であること、五番目に、武力行使した結果が武力行使しなかった場合の結果と比べて悪くならないこと、以上の五点を述べております。

○大塚直史君 そんなに難しいことを言っているんじゃないんだと思います。自衛権行使の三原則では急迫不正の侵害と言いつつ、一方、海外で武力行使を行うときの原則の中には何と言っているかという、平和に対する脅威があると、その言葉の違いがいろいろ話で、大きな違いはないわけであります。

そういうことをはつきりと本来業務にするのであれば、こういう原則で日本がやるんだということが伝わってこないんです。つまり、専守防衛の自衛隊を表に出すに当たって、その中身の説明をイラク特措法でするような内容では、とても有権者の理解は得られないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 今の五原則、先生おっしゃった五原則の場合は、そういう場合には武力行使ができるということですから、我が国の場合はそれもできないわけですから、急迫不正の侵害を受けたときじゃないとですね。だから、海外に出掛けていって武力行使ができるという、そういうような大原則がもしあるなら、それはまた決め方はいろいろできると思いますけれども、我が国の場合は海外に出掛けていって武力行使はできないという、そういう大前提があるわけですから、それ以前の話だと思つて、むしろそういう五原則その他の議論に入る必要はないと思います。

○大塚直史君 もう時間なくなつたので最後になりますけれども、今年の夏、私はスーダンの難民キャンプにダフルフルに行つてまいりました、医療NGOの一員として行つて一週間ほど皆さんと一緒に生活をともにしてきたんですけれども、そういうところで究極の、月に二百人とかレイプされたりとか、あるいはNGOが数か月で五人とか殺されているような究極の状態の中で、武力行使ができるかできないかという議論は非常に遠く感じます。いろいろアメリカや何か批判はされていますけれども、現地で丸腰で働いている人の中にはアメリカ人のお医者さんもおりました、皆さん一生懸命やられているわけですよ。

そうした中で、じゃ日本が九条を持ったこの条件の中でどういう貢献ができるかということについて、一つには、国連緊急平和サミットという法案が昨年アメリカの議会で提出をされて、これは通過しなかったんですけれども、これは何かというと、国連の事務総長の下に個人参加の、しかも文民警察あるいは司法、法律、緊急災害、もちろん軍人も含めて、個人参加で事務総長の下に部隊を一万五千から二万つくと、そしてトレーニングも日常からやっておくと、そして国連の安保理決議があったら四十八時間以内にどんなところでもこの部隊を出すと、その方が結局は安上がりじゃないかと、結局はそれが一番各国の思惑から離れてできるんじゃないかというような、そんな議論があったんですね、アメリカに。UNEP Sというんですけれども、私、これ興味持って調べてみました。今の現行九条の制約の中ですべて日本ができることばかりです。

私はこういうやり方も含めて、本当に安心して日本が、近隣諸国も含めて、ああ、さすが日本だと、こういう貢献してくれるんだというような枠組みを早くつくることが先決であって、今のままで理念、戦略を感じることができない昇格を急ぐべきではないと思うんですけれども、長官、もう一度、最後にいかがですか。

○委員長(柏村武昭君) 時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。久間防衛庁長官。

○国務大臣(久間章生君) 今先生がおっしゃったようなそういうのも政策としてまた考えていく、そういう意味でも、政策官庁として早く脱皮したいと思っております、是非この防衛庁を省にまず移行させていただきたいと思っております。

○委員長(柏村武昭君) 以上で民主党の質疑時間、終了いたしました。

荒木清寛君。

○荒木清寛君 それでは、まず防衛庁の省移行の背景について大臣にお尋ねいたします。

この防衛庁の省移行法案、内容的には大変シブ内容でありますけれども、昭和二十九年の

防衛庁発足以来五十年にわたる課題だと言われておりまして、昭和三十三年に法案が閣議決定をされたということもございます。そういう意味では遅きに失したという意見もございまして、一方でまだそういう時期ではないという意見もあります。

我々公明党は、この問題本当に真剣に議論をいたしまして、冷戦崩壊後の国際情勢の変化、そしてその中において自衛隊の活動が極めて活発になり、様々な国際貢献活動にも従事をするようになった。そしてまた、周辺事態法、そして有事法制と、我が国をめぐる安全保障についての法整備も進んだということ、私はようやく、我々はようやく省移行の条件が整ったという判断をしたわけでありまして、そういう意味では遅きに失したわけでも、また早過ぎるわけでもないというのが私の基本的な考え方でございます。

そこで、大臣に、この省移行の背景であります冷戦後の自衛隊の役割の変化について、災害派遣あるいは国際平和協力活動への参加、あるいは諸外国の国防組織との交流などについて、具体的な事例を挙げて、冷戦後こうした役割の変化があったんだと、このことをまず御説明願いたいと考えます。

○国務大臣(久間章生君) 今おっしゃられましたように、長年の懸案であったと、よくそういう話が言われます。しかしながら、やっぱりその時代背景、背景でそれが実現するんじゃないかあるわけでありまして、まず自衛隊が発足したというそういういきさつ自体が、ああいう戦後の状態の中で戦争放棄をうった憲法九条の下でどこまでできるのかというようなことから自衛隊が存在して、やっぱり日本も専守防衛といいますが、やっぱり自分の国を守るためには何らかの実力組織を持つておかなきゃならぬというのが理解されてきたわけでありまして。

そのときは、とにかくその自衛隊がおるといことが一つの抑止力になるといいますか、空白をつくつちやいかぬということでスタートしたわけ

でございますが、そのときは、だからその自衛隊を管理する官庁としてのエージェンシーといいますが、あるいは必要なる装備品を調達するための庁があればいいということで防衛庁があった。そういうことでスタートしてきたわけでございますけれども、やっぱりその後、災害が発生したときなんかは、やっぱり一番頼れるのは自衛隊じゃないかということで災害派遣等の回数も非常に増えてまいりました。あるいはまた更に進んで、国連にも入りました関係もあって、国際協力業務という形でもカンボジアに行ったりいふところにも出掛けていくことになって、最初はそれについても非常に、PKOについても国民のまだ賛成、反対や意見が分かれておりましたけれども、だんだんとそれが理解されてきて、行くことについては拍手で送ってもらえる、帰ってきたらよくやってきたという形で評価していただけるという、そういう形で海外派遣についても理解されてきたと。

それと同時に、一国だけの防衛ということを考えるんではなくて、これから先の平和は一国が他国とどういふふうに関わりあうか、そのためには外交だけではなくて軍隊組織と自衛隊とのそういう交流も必要だろうと。そして、お互いが疑心暗鬼になつて猜疑心を持つんじゃないやなくて、手のうちも見せながらやるべきだということから防衛交流をやる。それも、幹部だけではなくて若いうちから、こちらからもよその国の国防の大学校に留学させる、あるいは向こうからも防衛研究所とかあるいは防衛大学校にも留学生で来てもらいうつた国と密接に防衛問題について手を組んでいって一番いいのかとかいうようなことで、そういう政策も必要になってきたと。

そしてまた、現実にはソ連とアメリカとの対立がなくなつて、ロシアがロシア共和国その他になつて、しかもそのロシアと日本とは海難救助協定みたいなやつも結んで一緒に訓練をするようになってきた。アメリカとロシアもやるようになって

てきたというふうなことで、かなりそういう交流関係も活発になってきたので、やはりこの辺で、防衛庁は単なる管理する庁としての組織ではなくて、もう少しそういう機能面も含めて国民の期待にこたえるような、そういうような自衛隊を所管している政策官庁として、国の安全問題を担当する政策官庁として脱皮することが大事じゃないかということ、防衛庁を省にしようという動きがだんだんと高まってきて今日に至って、先ほど先生がおっしゃいましたように、ガイドラインもできて、それから周辺事態法もできて、有事法制もできて、国民保護法制もできて、そういう法制も大分整備されてきたので、やはり集大成じゃないですけれども、防衛庁を省として、きちんと政策官庁として位置付けた方がいいということで今日の法案が閣法として政府が出すに至ったと、そしてそれに対して与党としてそれをサポートして来ているんじゃないかというふうにも思っているわけですが。

○荒木清寛君 それで、正に防衛庁の省移行でございまして、防衛省になったからといって、もちろん大臣が主任の大臣になるわけでありましてけれども、かといって何か権限が拡大するということでもなければ、自衛隊の位置付けが変わるわけでもなければ、予算が増えるわけでもなければ、もちろん憲法にかかわる解釈が変わるわけでもないという中であれば、何も変わらないんであれば庁のままでいいではないかと、そういう議論も我々する中であったわけなんです。

そこで、提案の様々な説明の中で、今回、省に移行することによって、国家の存立、国民の安全の確保という点のみならず、国際協調の下における国際平和協力活動、あるいは国際的な緊急援助活動等に、よりの確に対応できるようにするんです、こういう説明であるわけですね。それを我々も理解をするわけなんですけれども、もう少し具体的に、いわゆる安全保障に、よりの確に対応できるといふことはどういうことなのかですね。要

するに、じゃこれまでは余りの確ではなかったのかということにもなりかねないわけですし、省にすることによって、よりの確に、あるいはより良く対応できるようになるというのはどうということなのか、分りやすくお話しいただきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) 確かに、どこが違うんだと、そんなに大きく変わらぬじゃないかと言われると、変わりませんというような答えになりますので、そのところが理解してもらいにくい点があるんですけれども、私はやっぱりそこが、さつき言ったように、単に自衛隊というのがあってそれを自衛隊を管理するという、そういう組織体としての防衛庁でなくて、やっぱり国の安全問題というのは幅広く議論をしながら政策として位置付けて、そしてそれに対する対応を取っていくんだというような役所であるべきなので、そういう意味では、そういう政策官庁としての自立とはいひませんけれども、今までだって自立はしていたのかもしませんが、何かもう少し自覚といひますか、そういう点が違ってくると思ひんです。

それと、まあこれはつまらぬことかも知れませんが、防衛庁長官である私は、防衛庁の組織体の長として何かあったときに閣議議決を行うという立場じゃなくて、個人としての、国務大臣ならそれはだれでもができるわけですが、やっぱり内閣府の長である内閣総理大臣から要請してもらわなければならないという点は、実務的には、さつき先生の質問、ほかの先生の質問のときに、判こを押すだけだということや、それを言われましても、判こをもらいに行くということ自体がやっぱりこれは潜在意識としては非常に手間が掛かるような問題でございまして、財産取得にしてもあるいはまた予算の支出にしても、そういうような書類をもらうという、そういう形になるわけでございますから、その辺はやっぱり意識の面で大分違うと思ひんです。

しかし、具体的にはと言われますと、専決でかなり下りていまして、実務的にはこれはもう防衛

庁長官の決裁でいい問題が結構ございますから。ただ、公印だけは内閣総理大臣の印を押してもらわないとやれない点がございましてけれども、あとは形式的に回るだけだという点がございまして、その辺がやっぱり意識面で大分違うということでございます。だから、政策官庁として脱皮するということと、そういうような実務的な問題でも迅速性が取れるということ。

それと、外国との関係では、やっぱりエージェンシーという言葉の響きが何かしら代理店業務みたいなイメージをちよつと与えておまして、そこが各国は、世界全部ミニストリーかパートナーになつてゐるわけですから、その違いがやっぱり若干違和感が残つてゐるという、そういう点がございまして。これだけ日本がもう国際協力でいろんな国々に行つたり、あるいはまた外国との交流を深めてまいりますと、そこを外国と同じような組織体にした方がいいという、そういう感じがいたします。

○荒木清寛君 そこで、同じことをちよつと違う角度で聞きますが、防衛庁から簡単にこの省移行の必要性ということで説明をしていただいた書類の中に、イラク派遣、北朝鮮のミサイル対応などにかんがみれば、防衛大臣がより責任を持つて対応できる体制を構築することが重要なんだ、こういうことが書いてあるわけですね。

それで、今、イラク派遣の問題は先ほどちよつと議論がありましたのでこれは別にしまして、例えば今回、省移行によつて、ここにあるような北朝鮮のミサイル対応などについて、例えばこの問題についてどう防衛省としての対応が変わるか、これまで非常に抑制的であつたのがもう少し積極的に対応できるという、そういう意味なのか、お答えしにくいのかも知れませんが、御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(久間章生君) それは少し皆さん方が、説明される方が気負ひがあるんじゃないかと思ひます。私は、そこは今までだつて、防衛庁の組織として、情報の収集は情報本部をつくりまし

て防衛庁長官の直轄に置いていまして、そしてそれで得た情報については官邸にすぐさま行くようになっておりますし、防衛庁が省にならないうとそういうことができないのかといひますと、それはないわけでありまして。

だから、その辺は少し、北朝鮮問題に対してより迅速に、何が迅速かと言われると、さつき言つた書類ぐらいのもんだと思ひますので、私はそこは少し気負つた言い方じゃないかと思ひます。

○荒木清寛君 この書類もあくまでも一つの例示ということと、このことがその改正の理由なんだという説明にはなつていないわけですが、一つ一つそういう例示がありましたものでお聞きしたわけですが。

次に、今回の法案では、省移行なのか省昇格なのか、そういう言葉遣ひはないわけですが、我々は省移行だと、こういうことで理解をしております。

それはやはり、先ほど言ひましたように、実態が何か変わるというものではないと。ただ、今おつしやつたように、外国的には、外国に行きますとジャパン・ディフェンス・エージェンシーで代理店のような響きに取られると、これが今回防衛省ということになれば、外国のそういう軍人さんとも同等といひますか、そういうことだと思ひんです。

そうなりますと、むしろこの省昇格という言葉を使つた方が実態に即してゐるのか、それともやはり省移行なのか、この点は大臣、どう御見解なんですか。

○国務大臣(久間章生君) 私は、あえて皆さん方が昇格と言われるときでも省移行というふうに言つてゐるぐらい、中身についてはそんなに、任務が増えるとか、あるいは予算が膨らむとか人員が膨らむとか、そういうことでもないわけでありまして、組織としては確かに内閣府の下だつたのが内閣府から離れますけれども、昇格という言葉は何か格が上上がったような、これは庁であつ

ても省であつてもそういう点では本来は一緒なんです、組織体としては。

ただ、やっぱり意識の面で違ふというのと、政策官庁としての自覚というか、そこにおいては若干違ふような気がいたしております。だから、そのぐらいですから、昇格という言い方はちよつとどうかかつて、私は余りその言葉は使つておりません。

○荒木清寛君 次に、シベリアンコントロールの問題について若干お尋ねをいたします。

言うまでもなく、戦後の我が国の歩みは、さきの大戦における三百十万人に及ぶ尊い同胞の犠牲の上に成り立つておりますし、また、アジアを始めとする諸国に与えた被害と犠牲に対する反省を忘れてはならないことは言うまでもありません。

そうしたさきの大戦の反省を踏まえて、軍事に政治が優先する、政治が軍事に優先をするというシベリアンコントロールの考え方が自衛隊創設以来貫徹されてきたわけでありまして。そしてまた、今回の改正によりまして、このシベリアンコントロールの貫徹という意味では何ら変更があるものではないというふうな承知をしております。

この点、改めて確認をしたいことと、この場合の大臣がおつしやるシベリアンコントロールというのはどういうことなのか。法律にこんな横文字があるわけではありませんが、憲法に「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならぬ」とあるだけでございまして。どういう意味でこのシベリアンコントロールに何らの変化がないという御説明なのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(久間章生君) 戦前の軍隊と国会あるいはまた国民との関係を見ますと、結局統帥権が国会と別のところにあつたために軍に対してそれをチェックすることができなかったという、そこが一番大きいわけでありまして、だから戦後は、まず憲法で内閣総理大臣を国会が首班指名で選んで、形式的には天皇の任命になっていまして、内閣総理大臣が国会のコントロール下に

置かれておると。その内閣総理大臣が防衛庁長官を任命すると。そして、内閣総理大臣が自衛隊の最高指揮監督権を持っていて、防衛庁長官がその命を受けてその指揮に当たるといふ、そういう形になっているのがまず一番目の、機構としてのシビリアンコントロールができて上がっていると思います。

それと自衛隊の、大きな実力組織であります自衛隊の予算、これもやっぱり勝手にやるわけにはかぬので、ちゃんと自衛隊が国会の予算の範囲内においてそれに基いて使うと。財政的にもそれが制約をされておるわけですから、これも一つであります。

それと、自衛隊の行動そのものが自衛隊法を始めとするあらゆる法律に従って、予算の執行についてもそうだし、行動については法律によって縛られておるといふ、この点がまたきちっとでき上がっておりますから、こういう点がシビリアンコントロールのとりでといえます。最たるものじゃないかなと思っておるわけでありませう。

○荒木清寛君 一方、また少し別の問題であります。今回の法改正によりまして、自衛隊の国際平和協力活動等が本来任務化されるわけでございませう。

こうした国際貢献の活動というのは、国連の下、国際協調の枠組みの中で行われるものでございませう。日本もそうした先進国として責任を果たすという意味でも、このいわゆる国際平和協力活動あるいは国際的な災害救援活動、もちろん国内における災害派遣活動、こうしたものにつきましては、私は、今回の法改正を受けて、正に政策官庁として、より積極的に活動していただきたいという強い思いがございませう。大臣いかがですか。

○国務大臣(久間章生君) かつて自衛隊ができましたときには、海外まで出掛けていって国際協力業務を行うなどということは余りみんな考えてもおりませんでしたし、またそういうことをすることによって他国から非常に警戒されるんじゃない

かという、そういう思いが非常に強かったのも事実であります。

しかしながら、世界各国がみんな参加しているときに、日本は文民警察官を始めとする、あるいは一般の市民だけで、いわゆる大きな組織としての自衛隊が出ていかないというのが非常にほかの国から見た場合は希有な感じに取られる。

それと同時に、日本でもやっぱり日ごろから災害派遣等についても訓練を受けている、あるいはまた、自己完結型の自衛隊が行くことの方が非常にまた効率性もいんじゃないかというふうなそういうこと、あるいはまた、行った先では何があるか分からない、そういうところから一般の国民がNGOとして行くよりも自衛隊が行った方がいいんじゃないかというふうなことから、自衛隊に対する期待が非常に高まってきた、それを受けて出ていくようになって、それに対する評価がまた非常に高まってきた。だから、それを受けた形で、今回、今までの雑則に入れたものを、それをやっぱりきちんと自衛隊の任務として考えていいんじゃないかということ。本来任務の中に取り入れたわけであります。

○荒木清寛君 そういう意味では大いに積極的にやっていたらいいと、このように思います。

次に、外交政策と防衛政策の連携ということについて、大臣と副大臣にお尋ねをいたします。

我が国の安全保障の基本というのは、自主的な防衛力の整備に努めること及び日米安保体制の堅持ということを基礎としながら、何よりも国連やアジアの諸国との協調を深めることを始めとする外交努力を積極的にやっていく、これが車の両輪で日本の安全が確保できるものと思っております。そういう意味では、平和国家を標榜する我が国としては、外交政策の展開を第一義として、これと防衛政策が連携をして、遺漏なき安全な日本をつくってみたいといふ、これが理想であると思っております。

そこで、久間防衛庁長官、浅野外務副大臣に、昨今、この朝鮮半島をめぐるそうした緊張の高ま

りということもあるわけでございませうので、従来にも増して今度は外務省と防衛省がよく協議をして政策を遂行していただきたいと思っております。両大臣、副大臣の決意をお伺いをいたします。

○国務大臣(久間章生君) 今、車の両輪とおっしゃいましたけれども、やはり第一義的にはやっぱり国の安全環境をつくる外交努力で、そういう各国との努力によってそういう雰囲気、友好関係ををつくっていく、信頼関係をつくっていく、これが一番大事なことでありまして、さばりながら、国民から見たら非常にやっぱり不安が残るから、備えについても十分な配慮をしないやうな体制をつくらなさいやうなということで防衛問題あるわけでございませう。まず第一義的には外交関係で、やっぱりそういう、まず防衛行動とかそういうことに至らないやうな雰囲気づくりをやることの方が一番大事でございませうから、我々は防衛庁が仮に省になったとしても、外務省のそういう努力をサポートしながら、そういう近隣関係、国際環境、そういうのをつくっていくようにこれから先も努力しようと思っております。そのためには緊密な連携を取らなさいいけないわけでございませうから、これまで以上に緊密な連携を取っていきいたいと思っております。

○副大臣(浅野勝人君) 安全保障政策の基本は、御指摘のとおり、適切な防衛力の整備に努めるとともに、日米安保体制を堅持して、アジアを含む国際環境の安全を確保するための外交努力をすることと自覚をしております。

したがって、外交政策を担当する外務当局と防衛政策を担当する自衛隊のオペレーションを抱えながら慎重に、重要な防衛政策を担当する防衛当局が、長官御指摘のとおり、適切かつ慎重に連携協力することが重要と心得ております。

最近の朝鮮半島をめぐる国際情勢の動きなどを見るにつけ、防衛庁・自衛隊の役割が一層高まる中もございまして、防衛庁が省に移行した場合にも、これまで以上に緊密な連携協力関係を維持してまいります。

○荒木清寛君 次に、以下、久間長官に、今回の省移行によって防衛の在り方が大きく変わるものではない、あるいは自衛隊の実態が変わるものではないという点を何点か念のために確認をさせていただきます。

今回の省移行によりまして、これが集団的自衛権の行使を認めることを目指すものではないと認識しておりますけれども、それでよろしいですか。

○国務大臣(久間章生君) これは言うまでもなく、防衛庁が省になりましたけれども、日本国憲法の下で各省設置法は作られているわけです。日本国憲法の考え方として、そういう集団的自衛権は行使しないという、そういうのを日本は従来から政府の方針として解釈上も取っておりますので、その考え方には変わりございません。

○荒木清寛君 関連いたしまして、在日米軍の再編をめぐりましては、一部には自衛隊と米軍との一体化であるとか融合を目指すものであるというところもございませう。しかし、今回の省移行と在日米軍の再編は関係がなく、いわゆる盾としての自衛隊の、盾ですね、盾としての自衛隊の役割に変化はないというふうな理解をしておりますが、それでよろしいでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 我が国は、盾しか持たない、矛の部分は米軍に依存するという形で日米安保条約を結んでいるわけでございませうから、それは今後も同じでございませう。従来と日米関係は全く同じであると理解していただいていいと思っております。

ただ、米軍再編の問題については、これは世界的な全体の再編構想の中で、やっぱり我が国でもその基地を持っているところの痛みを少しでも和らげるという、そういうことと、米軍のプレゼンスが、抑止力がどうやって残すかという、その問題との兼ね合いの中で、いい方法はないかということで今再編を進めておるわけでございませうから、これは防衛庁が省になろうとなるまいと進めなさいやうな問題であります。

○荒木清寛君 この省移行と防衛予算の関係について確認をいたします。

省移行によりまして、防衛予算については防衛力の一層の効率化、合理化を図りつつ、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を整備するという現在の中期防衛計画は維持されるわけでありまして、そうした意味では、この防衛予算の増大には従来どおり歯止めが掛かるものと理解をしておりますけれども、この点もよろしいでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 現在ある防衛大綱を変えるわけでもなく、また中期防衛力整備計画を変えるわけでもなく、そのままの状態の中で、もちろんこれから先のいろんな推移の中でそれはまた議論はあるかもしれませんが、現在はそのような状況の中で庁から省に移行するわけでございますから、予算的にも増大するわけじゃございませんし、むしろ予算的には、どちらかというと現在の財政再建の下でなかなか厳しい状況でございますから、減ることはあってもなかなか増えにくい状況であります。

○荒木清寛君 一部には、省移行と軍事大国ということが結び付くのではないかと、まあ、これは全く杞憂だと思いますが、あるわけですね。そこで、今回の省移行によりまして、もちろん軍事大国になるわけではありませんが、近隣諸国を始め他国に不要な脅威を与える存在に自衛隊がなるものでは決まらずに認識をしております。当然、攻撃的な兵器を自衛隊は持たない、あるいは敵基地攻撃能力は持たないというこの従来の方針も維持されると理解をしておりますが、よろしいでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) そのとおりでありまして、従来の方針といささかも変わることはございません。

○荒木清寛君 それで、一つだけ具体的な問題をお聞きしますが、クラスター爆弾ということが、最近イスラエルがレバノン南部攻撃の際に使用したということで国際的に非難をされております。

言うまでもなく、このクラスター爆弾というのは、爆弾の本体の中に数百個の子爆弾が仕込まれておりまして、空中でまき散らして目標を破壊するものでありますけれども、不発弾として多くの子爆弾が残って、これによる後の被害が続くという非人道的な兵器でございます。

そうした意味で、第二の地雷と呼ばれているクラスター爆弾につきまして、その全面禁止の条約作成にノルウェー政府が旗を振っていることと承知をしております。平和憲法を持つ日本でございますので、こうしたことにつきましても、この地雷廃絶につきましては、小淵元総理・元外相が非常にリーダーシップを発揮をされて、条約の制定にこぎ着けたわけでありまして、我が国としても、このクラスター爆弾の問題につきましても、そうした国際的な一つの規制の枠組みができるように努力をしてはいかかと思っておりますが、どうでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 十年前、私が防衛庁長官のときに小淵さんが外務大臣でして、そしてそのときに、地雷の除去に物すごく熱心でございました。そして、もうとにかく自衛隊を頼むと言われましたので、分かりましたということで、自衛隊は一応もう地雷の廃棄を約束しましたというところで、二人でさして議論したことがございました。そういうことを思い出すわけでございます。

このクラスター爆弾についても、確かに自衛隊としても持つております。これは、しかし今、特定通常兵器使用禁止制限条約関係会合といいますが、このCCW関係会合でいろいろ議論がされておりました、日本もそれに今参加しておりますから、そういうような参加を通じて、国際的な合意がどういふふうになっていくのか、それを見ながら、私たちとしても考えていかなきゃいけないと思っております。

ノルウェーのこれが非常に突出しているような感じがしないでもありませんので、そこに直ちに我が国がそつちと一緒にやってやるかどうかにな

ると、ややこのCCW関係会合の方にむしろウエイトを置いた形でやっていくことが国際的なまとまりにつながっていくんじゃないかという気もいたしますので、その辺は慎重に対応したいと思っております。

○荒木清寛君 慎重にということですけど、是非前向きにいろいろ考えていただきたいと思っております。

次に、隊員教育について久間長官にお尋ねいたします。私も自民党と公明党のこの問題について、この問題といえますのは、この省移行問題についてのプロジェクトチームに参加をし、我々としては、防衛省になり、正に政策官庁としてしっかりやっていたらいいわけでありまして、隊員の皆様にも更にレベルアップを図るようなことを考えていかなければいけない。もちろん、幾ら組織の体裁、体裁といいますが、整えても、それにふさわしいこの省員、自衛隊、自衛官の自覚といえますか、あるいは資質の向上というのがなければいけないわけでございます。

そういう中で、我々も諸外国のドイツの例なども勉強する中で、民主主義教育、あるいは平和主義、国際協調の理念や基本的人権の尊重、多様な文化と価値観の尊重、こうしたことについて、更にレベルアップしていくような隊員教育の充実も、今回のこの省移行ということを契機に、併せて図っていくべきではないか、こう考えるわけですね。

このことは、この法律には別に、法案には書かれておりませんが、久間長官、初代防衛大臣におなりになるんだと思っておりますので、これをきっかけとして、この隊員教育の、今言ったような意味での更なる充実に取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(久間章生君) これは、防衛省が省になってもならなくても、こういう実力部隊でございますから、その教育がきちっとしておかなければなりませんし、国民の信頼もまたかち得な

きやならないわけでございますから、規律の面でそれを充実するだけではなくて、やっぱり資質の向上も図っていかねばなりません。

そのときの資質の向上というのは、今おっしゃられましたように、我が国が戦後民主国家としてスタートして、今や民主国家としては世界の中でかなりなレベルに達しているわけでございますから、その基本の民主主義の教育というのをこれから先も徹底して身に付けることが大事でございますので、その辺の教育には、もう本当に落ち度がないようにこれから先も一層努めていこうと思っております。

○荒木清寛君 最後に、今回の法案の中には、防衛施設庁の解体、これは一連の施設庁の談合問題等を契機にこのような形になるわけでございますが、このことも含まれておるわけでございます。もちろん、自衛隊員の皆さんが地元で溶け込むように、信頼されるように非常に努力をして、またその成果を上げていることを、私も様々な地元行事に参加をする中で、またいろいろ隊員の皆さんとお話をする中でよく知っております。

しかし、一方、この施設庁の談合問題や、最近もありましたけれどもまた情報の漏えい、また麻薬汚染問題等、この防衛庁をめぐる不祥事が続いたということも事実でございます。

省移行に当たりましては、この不祥事の根絶ということについて、大臣にはより一層努力をしていただきたい、このことについての決意を伺います。

○国務大臣(久間章生君) 先ほどから言いますように、自衛隊あるいは防衛省が、やっぱり国民の信頼を勝ち得ていかなければいけないわけでございまして、やっぱりしっかりと防衛力を整備するためには、国民の信頼なくしては成り立たないわけでございますので、そういう意味では、いろんな不祥事を起こさないように日ごろから努めていかなければなりません、組織としてもいろいろなことを考えていかなきゃなりません。

そういう点では、施設庁が、一つには、従来調

達庁としてスタートしたという歴史的な背景もありまして、防衛本庁の指揮監督に入っていないなかつたということで、自分たちの組織の中で人事も行われておりましたし、そういう点でのいわゆる制肘が加わっていないかつたということもござい

ます。
 今後は、そういう点で、本庁と一緒に組織をどうするか、今、概算要求の要求もしておりますけれども、そういう中で、廃止して統合するという形でやろうと思っておりますし、そういう中で、人事も、他省庁との人事も含めて交流を深めていこうと思っております。

それと、やっぱり契約をする担当課と積算をする担当課と、そういうところがお互い分けることによって、その辺でまたお互いが制肘し合うようなやり方も考えなきゃなりません。そういうことも取り入れていこうと思っております。

それとも一つは、さっきから言われたパソコンの、パソコンといいますが、ああいう情報の流出、あるいはまた麻薬ですね、そういうような問題については、これは本場にしっかりとやらなければならないというふうに思っているんですけども、なかなかこの、とにかく二十七万人のこれだけの大きな組織でございまして徹底ができていない、皆さん方からも何してるんだというふうなお叱りを受けているわけでございましてけれども、引き続きこれについても不祥事が発生しないよう努力していこうと思っております。

○荒木清寛君 これが本場の最後ですが、そうした意味では、施設庁は解体して統合されるわけでございますが、そうした中で、行政改革という意味で、防衛庁がスリムで効率的な組織になるように、そうした行政改革という観点からも努力をしていただきたいと思います、決意をお尋ねいたします。

○国務大臣(久間章生君) まだこれ概算要求の段階でございますから最終的にどうなるか分かりませんが、今の考えでは、大体全部で五十七あるぐらいの課を四十七ぐらいにやりますし、減らしま

すし、そして人数でも、増えたり減ったりいろいろありますけれども、総体として五十六人ぐらいの減になる、純減になるんじゃないかなと思いますので、そういう意味ではスリム化したいと思っております。

○荒木清寛君 終わります。

○委員長(柏村武昭君) 以上で荒木君の質疑を終了します。

緒方靖夫君。

○緒方靖夫君 この法案は、自衛隊の海外での活動を本来任務に位置付けるといふ、そういうものであります。自衛隊の任務、位置付けが変わるわけですが、その点についてお伺いしたいと思います。

これまで、自衛隊の存在は日本国憲法の下にある必要最小限の実力組織だと説明されてきました。本来任務も、直接侵略及び間接侵略に對し我が国を防衛することを主たる任務とすると書かれてまいりました。すなわち、侵略から日本を守るために存在する、これが自衛隊のそもそもの目的だということですね。

海外の活動が任務に加われれば、憲法から説明されるそもそもの目的も変わってしまい、今までの目的を超えてしまうことになるのではないかと、その点についてお伺いいたします。

○国務大臣(久間章生君) 憲法の枠を超えて活動できるような組織は日本では持てないわけで、できないわけでございますから、法律作る場合も必ず憲法の制約の中でしかできないわけでございますので、どんな法律を作ろうと、どんな組織を作ろうと、憲法上問題があるような組織を作ることには、まず論理的にもできないわけでありまして。

そういう意味で、今回の防衛庁を防衛省にする場合でも、今度の場合は全くそのままでの移行でございまして、それは中身的にも問題ないわけですが、もし何か変えようと思っても憲法上問題になるようなことはあり得ないわけでございますので、その辺は任務を、どんなにこちらの今までの雑則だった任務を本来任務の方に持ってきたと

しても、それは憲法上の問題は生じません。

○緒方靖夫君 私は、目的が変わってしまうのではないかと、そういうことをお伺いしたわけですが、でも、じゃ、そもそも自衛隊は何のために存在するのか、そういう問題ですけれども、防衛白書の中でも、憲法と自衛権、そしてまた自衛隊の關係に触れながら説明されております。

そこには、憲法が日本の自衛権を否定するものではない以上、その行使を裏付ける必要最小限の実力の保持は認められるとした上で、これは引用ですけれども、よく、有名な言葉ですけれども、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛を我が国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持するとあります。要するに、日本の防衛のための自衛隊という説明であって、これは防衛白書がずっと版を重ねてきましたけれども、この点はずっと一貫して変わらなかった。これは間違いないですね。

○国務大臣(久間章生君) それは主たる任務として変わりますが、それと同時に、自衛隊のそういう組織を生かして災害活動とか、そういうものについても、災害派遣等についての活動、災害派遣ですけれども、災害派遣等についても自衛隊が活動を行ってきたのも事実であります。

だから、時代の要請、時の要請によって自衛隊の組織を使って何をするか、どういう任務をそこに付与するかはそれは立法の決め方でございまして、災害派遣あるいはまた海外協力業務も、国民の皆さん方が、別組織でやるよりも、現在防衛のためにある自衛隊の組織を、それに影響を及ぼさない範囲でそれを使つた方がいいという判断の下にそれを本来任務として加えることについては、私は差し支えないことだと思っております。

○緒方靖夫君 今、答弁にありましたように、時代の要請とともに、そしてその任務も変わってきた。また同時に、その中の位置付け、目的等々もやはり変わってきている、それが今回の法案だということをお認めになったんだと思うんですね。

つまり、任務が変われば、自衛隊が存在する目的や性格は法律の上で変わることになるのは、これは当然だと思えます。今おっしゃられたことだと思えますけれども、それは間違いありませんね。

○国務大臣(久間章生君) それは今言ったとおりでございますけれども、まあしかし、中身的にそんなに大きく変わっているかといえますと、それは変わっていないで、従来やってきたのを法律的に整理しながら本来任務として位置付けたということでございますから、新たに何か新しい任務を付与したわけではございません。

○緒方靖夫君 日本の防衛も海外の活動も本来任務となる、この法案で。そして、両方とも自衛隊の目的なんだということになれば、これは当然目的や性格変わることになるのは当たり前ですよ。それはそうですよ。

今、中身的には大きな変化はないとおっしゃられましたけれども、それでは、そもそものところから、どういうふうなことが改めて位置付けられるのかということについて、基本的なことを少し法案に沿ってお伺いしたいと思います。

まず、法案第三条二項第一号の周辺事態への対応ですけれども、これにはどういうものが含まれますか。

○国務大臣(久間章生君) 後方地域支援とか、あるいは船舶検査活動法に基づく船舶検査等、こういうのが周辺事態に關係しては出てくると思えます。

○緒方靖夫君 米軍への後方地域支援は含まれるかどうか。

○国務大臣(久間章生君) はい、明確ですよね。

○緒方靖夫君 含まれますね。はい、明確ですよね。

法案の第三条第二項第二号は国際平和協力活動についてですけれども、これにはいろんな活動があると思いますが、何と何が含まれますか。

○国務大臣(久間章生君) 正確にはまた事務方から聞いてもらいたいと思えますけれども、これ

については、まずPKO法に基づく活動、それから国際緊急援助隊法に基づく活動、テロ特措法及びイラク特措法に基づく活動、こういうのを念頭に置いて二項第二号で整理しているわけであります。

○緒方靖夫 今、長官がおっしゃられたテロ特措法に基づく活動、これにはどういう活動がありますか。

○国務大臣(久間章生) これは、現在行っておりますのはインド洋におけるいわゆる給油活動、これがございます。

○緒方靖夫 つまり、米軍を始めとする多国籍軍への給油活動ということですか。

イラク特措法に基づく活動として現在行われているのはどういう活動ですか。

○国務大臣(久間章生) これは、航空自衛隊が、多国籍軍そしてまた国連の職員、こういったところが行っている人道復興支援のための援助を空輸として行っているわけであります。

○緒方靖夫 そうすると、この法案が通れば、今挙げられました給油支援とか、あるいは米空軍の輸送活動とかそういうものが、つまり米軍への支援の活動、これが一遍に自衛隊の本来任務になると、そういうことになりますよね。

○国務大臣(久間章生) これらはいずれもこの国会で通った法律に基づいて自衛隊が行っている活動でございますから、本来任務になるうがなるまいが、法の下において、国会がお認めになられました法律に基づいて自衛隊が本来やっている仕事であります。

○緒方靖夫 それは自明です。私の質問は、そういう米軍への支援が本来任務と位置付けられるんですねとお尋ねしているんです。イエスかノーかで答えてください。

○国務大臣(久間章生) 米軍への支援ということではなくて、法律に基づく活動でありますから、その法律の中身によって決まってくるわけでありまして、米軍への支援というふうに一方的に言われるのはいかなものかと思えます。

○緒方靖夫 それでは言い直しましょう。法律に基づいて行われている米軍の支援、これらがこの法案に基づいて、今後法律が通れば本来任務になるんですか。

○国務大臣(久間章生) 法律に基づいて行っている自衛隊の活動は本来任務の中に入っておりません。

○緒方靖夫 つまり、自衛隊法上、これからの自衛隊は日本の防衛も、また今説明のあった米軍への支援、どちらも本来任務として位置付けられることになる。どちらの仕事も当然のように担う存在になる、このことが明らかだと思います。

それでは、国際平和協力活動の活動、これについてですけれども、現在までに根拠法が作られ、自衛隊により実施されてきた活動は何を指すのでしょうか。

○委員長(柏村武昭) どなたが答えられますか。

○国務大臣(久間章生) いや、さっき私が答えたのと違う何か、もう一回ちょっと今のところ。

○委員長(柏村武昭) では、もう一回。

○緒方靖夫 いや、いいです。そのとおりですよ。

○国務大臣(久間章生) 先ほど四つほど挙げましたけれども、それはもう先ほど答弁したとおりですけれども、それと違う何かありましたか。

○緒方靖夫 ええ、結構です。答えていただい

○委員長(柏村武昭) では、久間防衛庁長官。

○国務大臣(久間章生) 先ほど言いましたように、PKO法、国際緊急援助隊法、テロ特措法、イラク特措法、これに基づく活動、それから緊急援助隊法、もう言いましたね。だから、この四つぐらいだと思えますね、法律に基づく活動は。

○緒方靖夫 そうすると、それが現在のことですね。それが法律で裏付けられることになるわけですね、本来任務として。今後、法律を作り、海外で新しい活動を行う場合、これは含まれるんでしょうか。

○国務大臣(久間章生) これは国会での立法の内容でございまして、今私たちがそれを念頭に何か考えているわけじゃございませんけれども、これは議員立法もありまじょうし閣法もありまじょうし、これから先、国会でこういうことを自衛隊にやれということと任務として付与されれば、我々はやっぱりその自衛隊を所管する省庁としては法律に基づいてそれを粛々とやっていくと、そういうことであります。

○緒方靖夫 つまり、法律の枠組みとしてそういうものが含まれると、今後、そういうことですよね。

そうすると、自衛隊の本来任務として海外の活動が、今あるものだけではなくて、今後枠組みとしてそこに入るといふ、そういうものがつくられることになる、そういうことだと思えます。

次に、法案によれば、国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動とされております。つまり、国際連合を中心とした取組、これが一つ。それからもう一つ、その他の国際協力、これが二つ目。この二つに分けられるように読めるんですよ。

そうすると、その他の国際協力というのはどういうものなのか、国連がかかわらない活動が想定されるといふのか、どんな活動なんでしょう。

○国務大臣(久間章生) 国際緊急援助隊法に基づいて、ああいう大津波とかあるいは大地震とか、ああいうときは国連決議に基づかないで我が国は直ちに各国と同じように出ていくことはありますから、やはり国際的なそういう、何と申しますかね、活動というのはいやうあると思えます。

○緒方靖夫 その国際平和協力活動を自衛隊が行う場合ですけれども、自衛隊が参加する活動について、それを根拠付ける国連の安全保障理事会の決議が出されていることを条件とするんでしょうか。

○国務大臣(久間章生) 先ほど言いましたように、国際緊急援助隊法なんかの場合は国連決議がない場合もありますから、全部が全部国連決議が伴うというわけではございません。

○緒方靖夫 それでは、多国籍軍への参加、これについてですけれども、自衛隊の参加について、武力行使をしないことが前提になっているという政府の立場はもう十分承知しております。問題は、参加する多国籍軍の武力行使について安保理の決議の解釈が分かれた場合どうするのか。自衛隊はこれに参加して輸送などの協力を行うことができるんでしょうか。

○国務大臣(久間章生) いずれにしましても、自衛隊が参加する場合には法律に基づいて参加するわけでありまして、その法律を作るときにそういうものに参加させることが適切かどうかについて国会で議論がされるわけでありまして、そのときの中身によってそれは皆さん方が決められることだと思います。

○緒方靖夫 しかし、防衛庁の立場としてあるいは政府の立場として、そうした決議が分かれた場合、どういう政策判断をされるのかということをお聞きしております。

○国務大臣(久間章生) よく日本の場合は法律を閣法で出しますから、立法権限がさも政府にあるかのような誤解を招きますけれども、法律をどう作るかは本来は立法府の仕事でございますから、そのときの中身をどういふふうなものにするかはそのときの状況で決まってくるわけでございます。そこで今分かれたときにどうだこうだと言っているのは、そういうことを今一概に議論はできないと思えます。

例えば、政府が分かれたことについて嫌だと思つていても、国会の中でやっぱりこれは分かれていくけどやれというふうな形で修正されれば、それに従ってやらざるを得ないわけですから。

○緒方靖夫 まあ一概に議論できないと。それは先ほど、大変同僚議員が面白いやり取りをされて、私も大変興味深く伺ったんですけれども、例

えばあのイラクのときのやり取りですね。大臣は大変率直にそのときの心情等々を語られました。私、その点で長官御自身の政治家としてのお考えをお聞きしたいんですけども、イラク戦争が、米英が開戦する、それに当たって根拠となる安保理決議というのはあったのかなかったのか、どのようなお考えでしょう。これ、政府の立場は存じておりますけれども、長官御自身のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(久間章生君) 私は、その前にイラクに二回ほど行ったこともございました。そして、イラクのいろんな関係者と話したときに、核兵器はないのは私たちにもう確信していますと、核兵器はなかったら我々に隠れて実験することはまず難しいというようなことを皆さん言っておりましたから、私は核兵器についてはないだろうなと思っておりました。

しかしながら、そのときに皆さんがこつさり言うには、しかし生物化学兵器等については冷蔵庫にも隠すことができるんですから、どんなに査察してもばれないかもしれないと、それについては分かりませんねという言い方をしておりました。だから、私もそれはいまだに、私に言った人はある政府の高官ですけれども、まあうそじゃないなという感じはしております。したがって、私は、核兵器はそれと多分ないだろうと。

しかしながら、アメリカはあると信じているのかもしれない。だから、またフセインも持っているぞと言わなければ、こう肩怒らせてたから、国連決議も何回もされていて、あんな無理をしないで早くもう洗いざらい手のうちを見せやうというのになんといううな、そういう思いをしておりました。そして、戦争にアメリカが踏み切つてしまいましたから、まあイラクももうちょっと利口だったらなという思いがいたしました。○緒方靖夫君 そうすると、結局そのときの開戦を根拠付ける国連決議というのはあったというお

考えですか。

○国務大臣(久間章生君) それは私は分かりません。しかしながら、言えますことは、日本は、先ほども話がありましたように、それに対して政府として支持するというのを公式に言ったわけじゃなくて、コメントとして総理がマスコミに対して言われたということは聞いておりますけど、政府の立場として戦争を具体的に支持するような法律を作ったわけでもないし、自衛隊もそれに基いて出ていったわけでもございませんから、イラクの戦争にさも日本がコミットして、そして自衛隊を出したかのような話をされると、大変困るわけでありまして。

○緒方靖夫君 政府は小泉首相の言葉で強く正式にあの戦争を支持すると述べたと、私はそう認識しております。

そうすると、その開戦の直近の問題となった国連安保理決議一四四一、これについては、つまり最後の、ラストリゾートという、最後の手段という言葉の解釈をめぐって割れたんですね。元々それを採択したときにはそこでの一致はあった。しかし、米英はこれを根拠に武力行使をする述べた。それに対して、その採択の当時明らかにしたように、あるいは中国とロシアとフランスが三か国で共同声明を出して、この最後の手段というのは武力行使を自動的に使うことを意味しないんだということを宣言した。ですから、そうすると、国連安保理の中で米英の解釈は一つの有権解釈、また仏、ロ、中のものも有権解釈という、そういう状況になったわけですね。

僕はこの委員会でも村外務大臣とこの論議をして、両方とも有権解釈だということを大臣認められた。そして、ならば、じゃ何で、国際社会が分裂している中で、安保理が分かれています。何で国連決議に基づくと言えのかという、そういう議論をしたことがあるんですね。

今日はそれがテーマじゃありませんけれども、少なくとも国際社会が一致してこの戦争が一四四一に基づいて開戦されたことを認識していない、少な

くとも安保理のフランス、中国、ロシア、そしてまた多くのアラブ諸国はそう認識していないという状況、よく御存じだと思いますけれども、そういう状況があったということは認識されていると思います。

○国務大臣(久間章生君) そういう状況下にあったことは認識しております。

しかし、その一方、日本はあの当時、バブル期から脱出しようとして非常にあえいでいました。アメリカ経済と日本経済とが非常に絡み合っているのも事実でございます。そういう中で日本はアメリカに反対してフランスみたいに立ち向かうことができないかなという、そういう思いもございました。フランスの場合は、アメリカで商品が売れなくてもEUで売れるんだからフランスは強気だなどというように思いました。日本にそれだけの強気の態度が取れるかなという、そういう思いも一方ではしておりました。

○緒方靖夫君 大臣、大変率直な議論で、僕は大好きです、こういう議論が。面白い。

それで、そうすると、明示的な国連安保理決議はなかったということになるんですね。

○国務大臣(久間章生君) 私は、私の立場では、そういうのをあつたとかなかったとか、防衛庁の長官としての立場ではコメントできるような立場ではございません。それは外務省に聞いてください。

○緒方靖夫君 そうするとどういう問題が起こるかという、実際に、イラク戦争で実際に米軍空輸をやっている、そういう活動を本来任務として位置付けることになる。その活動というのは、確かに法律は通った、しかしそれは国際社会の広い認識の上に成り立つて開戦されたものではなかった。まあその後、国連決議が通りましたから、それに根拠を置いているということになるんでしょう。そうすると、そういう話になるわけですよ。

国際社会が分裂し、一方の解釈を支持するだけで日本が行動を決めた。そういうケースについて

も、法律が通ったとはいえず、こういうケースがこれからこの法律の中で本来任務として位置付けられることになる。やはり私もここに怖さがあるということを実感いたします。

○国務大臣(久間章生君) イラクの戦争の出発点がどうかは別として、イラク特措法を作り出したときには、国連からの要請で日本の自衛隊を派遣するかどうかで法律を作ったわけでありまして。したがって、そのときは、最終的には民主党さんは賛成に回してもらえなかったですけども、あのときの議論としては、国連の要請に基づいて、イラクの復興のために出ていく自衛隊についてはこれは認めていいんじゃないかという、そういう考え方でやりましたから、私はイラクの特措法については全面的にそれは賛意をもって参画したのを今でも記憶しております。

○緒方靖夫君 それは占領が既成事実になってその後の決議の中での話ですから、私はそれを区別してお話しているわけですよ。

次に、国際平和協力活動を行う際の自衛隊の武器使用の在り方についてはどうなっていくんでしょうか。

それで、その点で米軍や他国の軍隊と協力やっていく際に武器使用の基準はどうなるのか。現行の活動の水準を緩和するということがあり得るんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 現在、法律で認められた範囲内で武器使用をする、これによってかなり、もう現在の武器使用の基準は対応できているんじゃないかと思っております。

○緒方靖夫君 それで、法律に基づくわけですけども、今後、水準を緩和するということ、そういう可能性はあるのかとお聞きしております。

○国務大臣(久間章生君) PKO活動に最初参加したときと比べればかなりやつぱり緩和してきておりますから、今現在、これ以上緩和する考えを私自身は今持っておりません。

○緒方靖夫君 よく言われるんですけども、外国軍隊と一緒に行動する、イラクで行動する、そ

うすると、一緒に活動している軍隊が攻撃されているときにそれを助けなくて帰ってきていいのかという、そういう議論があるわけですね。それを守るための武器使用をどうするのかということが話になります。自衛隊と一緒に活動する外国軍隊を守るために基準を緩和するという、そういう意見が相当強くなっていると思いますが、それについての長官御自身のお考えはいかがですか。

○国務大臣(久間章生君) それは、これから先の国内の世論あるいはまた国会での議論、そういうことによって決まってくると思いますけれども、私は現在の規定でもやっぱりかなりできるという、そういうようなことも考えていいんじゃないかなと思うんです。

よく例として出して悪いかもしれませんが、一緒に行動しているときに、自分が最初を走っておって、撃つてきたら反撃できるけれども、一緒にいるほかの車が先に行っておいたら、それが撃たれて自分まで弾が来ないと撃つていけないと、そういうことは考えられないわけですから、現実には。そういうのは、私は武器と防護の規定で両方とも対応できると思っておりますから、そういう点でもかなり緩和されていると思います。

○緒方靖夫君 話変わりますけれども、一昨年の安全保障と防衛力に関する懇談会は、治安維持のための警察的活動、いわゆる治安任務について、自衛隊による実施を視野に入れて検討すべきだと提言しております。

長官は、自衛隊が治安活動をやるべきかどうか、その点についてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(久間章生君) これはなかなか難しい問題でして、国内の世論がそういうのもやっぱりやるべきだとなればそれは加えることについてやぶさかではございませんけれども、やっぱり戦前の日本の軍隊が外国に出ていったときに、その治安状況を抑えるためにということが出ていた、そういうような過去の歴史等もやっぱり念頭に置きながら、どの程度までは許されるのか、国連等がこれから先どの程度要請してくるのか、国

連の一員となっておる今の立場と将来、安保理の常任理事国になったときの立場と、そういうのを全部踏まえながら国内世論がどういふふうに向いているか、それを見ながら慎重に決断していくべきことじゃないかなと思っております。

○緒方靖夫君 治安任務には武器使用の拡大が必要だとも言われております。これも、これについても場合によっては検討していくことになる、そういうこともあるんですか。

○国務大臣(久間章生君) 具体的な状況を想定しませんと、抽象論ではなかなか答えにくいわけでありまして、そういう場合も新たな法律を作った議論がされるわけですから、新たな法律を作るときにまた具体的にそういう状況に応じて議論をさせていただきたいと思っております。

○緒方靖夫君 振り返ってみれば、自衛隊の海外活動での武器使用基準は、憲法上の理由から設けられたはずの基準が、先ほどおっしゃられましたけれども、やはり次第に拡大されてきたという、そういう経過があったと思います。

今では外国の部隊をどう守るかという議論までされているわけですが、海外での活動を広げてきたことの当然の結果で、そうなればそういう議論が出てくるわけですから、今後もこの流れが続いていくということに対して、私は非常に大きな危惧を感じているということを申し上げておきたいと思っております。

先ほど、私、イラクのことについて少し話をしましたけれども、この法案では正にイラク特措法が本来任務とされます。政府はイラクの、自衛隊のイラク派遣が国際的な評価を受けているとか、あるいは国民から理解されているとか、そういうことをこの間ずっと述べてまいりましたけれども、やはり今イラクにおける情勢というのは非常に悪化していると。そもそも、イラク国民にとって何かといえば、以前には生命や安全や財産について心配しなかつたのに今それを心配しなきゃいけないという、かえって悪くなったということさえも言われているわけですね。

ですから、そういうことを考えたときに、果たして自衛隊のイラク派遣を、そういうイラクの国民の立場からして正当化できるのかという議論が生まれるわけですから、その点についての長官の御自身の意見を伺います。

○国務大臣(久間章生君) 自衛隊のイラクの派遣は、先ほどから何回も言っておりますように、戦争の善しあしは別として、戦争が終わって、復興のために国連から要請を受けて行っているわけですから、そういうようなこともちゃんと判断するか、そういうようなこともちゃんと見ながらこれから先、引き続きやるかやらぬか決めていくものじゃないかなと思っております。

○緒方靖夫君 私、新聞で拝見したんですけれども、長官はちよつと前に記者会見で、アメリカの治安を維持するために力だけで押さえ込んでいりやう方は気になつていたら、そういうことを、そういう趣旨のことをおっしゃられていますけれども、やはりやり方を変えるべきだという、そういうお考えですか。

○国務大臣(久間章生君) いや、こういうことを言っているかどうか分かりませんが……

○緒方靖夫君 いいです、いいです。

○国務大臣(久間章生君) 時間いんですか。イラクの人から聞いた話として、テロ組織、テロの戦士が逃げ込んできたのを追っ掛けてくることに、イギリスはドアをノックして調べさせてもらうということが入ってきて、そして調べて、いなかたつと、サンキューと言って帰っていく。アメリカは、やっぱり身の危険を感じるかも知れませんが、ドアをばんとやっつて、銃をばんと突き付けて、それでさつと調べていく。だから、その対応の違い、これがやっぱり中東における、今まで経験しておった部隊とそうでない部隊なのかもしれせんし、あるいは身の危険がアメリカの場合にはもう感ずるから、そういういとまがないという余裕がないぐらに緊張している。それだけの違いがあるのかもしれないけれども、そういう違いがあるんですよということを僕に言われた

ことがございます。

だから、私はそれを聞きながら、やっぱりその風土とか民族性とか、いろんなことを熟知しないと非常に統治するというのは難しいんじゃないかなと思うんです。日本の場合に占領政策で成功したからあなた方は成功すると思つたら間違えますよということをお前はコーエンさんが来られたときに、戦争が始まる前にですよ、占領政策についての方針が決まっていないうつて。日本の場合、成功したから成功すると思つたら間違えますよということをはっきり言いました。それは民主党の前原さんもそのとき一緒にいましたけれどもね。

だから、それぐらいやっぱり中東についての占領の、あるいは統治した自信がアメリカにはなかつたという問題が根っこにあるんじゃないでしょうか。

○委員長(柏村武昭君) 緒方靖夫君、時間を終了しております。

○緒方靖夫君 ええ。

その点は正論だと思いますね。それで、イラクの現状から見て、自衛隊も参加した多国軍の活動が本当によかつたのか、平和と国民のために役立ったのかと、そういう立場から、やはり今、日本として、また防衛庁としても検証すべきではないかと思つていますが、その点についてのお考えを伺います。

○国務大臣(久間章生君) 日本の自衛隊については、今でもイラクの皆さん方から大変称賛されておりますし、敬意を持って見られておられます。

○緒方靖夫君 終わります。

○委員長(柏村武昭君) 以上で緒方君の質疑は終了いたします。

大田昌秀君。

○大田昌秀君 お疲れでしょうが、もう最後の質問ですので、よろしくお願ひいたします。まず最初に、防衛庁長官の安全保障観についてお伺ひしたいと思います。

【委員長退席、理事山本一太君着席】

若干古い話で失礼ですが、日本国憲法制定時の一九四九年の六月八日の枢密院の本案議で、三笠宮殿下が軍隊を持たないとする憲法第九条を支持すると言われ、その理由を三つ挙げておられます。

その一つを引用しますと、戦争形態の大変化である、世界のどこからでも原子爆弾を持った飛行機が無着陸で任意の目的地に攻撃を加える時代となった、ゆえに海岸に要塞があれば安心とか、満州や南洋を占領していれば本土は安全とかいう時代ではない、したがって新憲法前文にあるごとく我らの安全と生存をあげて平和を愛する世界の諸国民の公正と信義にゆだねなければならぬのであると述べておられますが、このようなお考えについて、長官、どのような認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 私は基本的には正しいと思います。

○大田昌秀君 これも若干古い話でございますが、一九六〇年五月十六日の衆議院内閣委員会、総理は将来防衛庁を省に昇格させる考え方があるのではないかと質問に対し、当時の岸総理は、確かに国防省をつくれという議論が一部にある、しかし戦後の新憲法の下での防衛は、旧憲法のとときの軍部や陸海軍とかその他のような立場を絶対に取ってはならないし、国防省という議論を軽々しく行うべきではないと述べておられます。

さらに、一九八六年十二月九日の参議院内閣委員会、防衛庁が重要な官庁であるならばそれにふさわしい扱いをすべきではないかとの質問に対し、当時の中曽根総理は、防衛庁設置法案を作るときも防衛省あるいは国防省にせよという議論があった、しかし当時も現在も憲法やその他の関係からして総理大臣の直属の庁にしておいた方が適切だとして外局にしていると、これを変える必要はないと答弁されています。答弁されていますが、このような考え方について長官はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 若干その当時と今とで

は考え方も変わってきておりますし、また、そういう国防組織といえますか、国防省とすることに、よるという実力組織に対する不安も、当時持っていたような不安もなくなつてきて、今の自衛隊に対する信頼感も出てきたんじゃないでしょうか。それがやっぱ背景にあると思います。

○大田昌秀君 ちょっと訂正させていただきます。最初の質問で、一九四九年と言ったのが四六年の間違いでございますので、訂正させていただきます。

今の問題と関連して、ちょっと先ほど同僚議員から質問がありまして、省に昇格した場合に国防省あるいは防衛省とするのかという問題がありまして、たしか政府サイドは、専守防衛の立場から、国防省というよりか防衛省とした方がいいというニュアンスを持っていたという趣旨の答弁がありました。しかし、安全保障会議設置法、これを見ますと国防という言葉が随分使われているんですが、なぜでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 私は、防衛省あるいは国防省、どちらのお名前を取ったからといって、片一方は決定的に駄目だ、片一方はいいというこにはならないと思うんです。

ただ、防衛庁というそういう言葉で非常になじんでおると、防衛省とする方が非常に国民に安心感を与えるんじゃないかなという、そういう思いの中でこのネーミングで閣議決定された出された法案、前国会に出されておりますので、私はこのままこれを継続したいと思っております。今その法案の成立に力を入れているところでございます。それで、国防、防衛というの厳密に言うところ、それはどの違いは実際はないと思います。しかし、ニュアンスの違いがやっぱあります。やつぱり防衛省という方が何か堅がなような感じがして私はいんじやないかなと思っております。それから、是非防衛省のままこれは残していただきたいと思っております。

○大田昌秀君 しかし、今申しましたような安全保障会議設置法という法律の文面では国防という

名称がよく使われているんですが、それはそのままいいというお考えですか。

○国務大臣(久間章生君) 国防という場合は日本の防衛ということでございますから、そういう意味では、日本の防衛というのとちよつと長くなるんで国防という言葉を使っているんだと思いませんか。でも、日本国の防衛というふうに表示するのと我が国の防衛というのと国防というのと、みんな内容的には同じことだと思います。

○大田昌秀君 くだいようですけれども、安全保障会議設置法の第二条の第一項では「国防の基本方針」となっていて、二項めでは「防衛計画の大綱」となっているわけなんです、これは紛らわしくないでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) それまでずっと使ってきている言葉をその延長で使っているわけでございますから、それは別に紛らわしいことはないんじゃないかと思えます。

○大田昌秀君 防衛省、どなたでも結構ですけども、これまでの防衛省昇格への経緯について簡潔にまとめてください。

○政府参考人(西川徹矢君) お答え申し上げます。

ちよつとさかのぼりますが、保安庁時代からの議論についてちよつと調べましたが、これは詳しいことは必ずしも分かっておりませんが、この防衛庁の省移行の議論については、保安庁から防衛庁への改編時等を含めまして、防衛庁の発足以来いわゆる課題という格好でなっております。何度か国会等において議論されておったというふうなことがございます。それからあと政府の動きとしましては、昭和三十三年に防衛庁の省移行のための法案というのが一応閣議決定されましたが、これは国会には提出されませんでした。それから、やや飛びますが、平成九年の中央省庁改編の際には防衛庁の省移行について相当に機運が高まったと、こういうふうな当時の新聞報道等がございます。これはただ、行革会議の最終報告で、政治の場で議論すべき課題であるというふう

に決着が付けられたということで、その後、専ら政治の場でも大きく議論されておりました。そして、この動きの一つとして、平成十三年には当時の保守党等の御尽力によりまして議員立法で防衛省設置法案が提出されましたが、これは二年後の十五年に国会の解散により廃案になっております。

そして、今回この法案、六月の九日の日に、これまで与党において様々な議論が行われた結果合意を見たという形で、それを受けまして今回閣法として、政府として省移行関連法案という形で国会に提出してきたと、こういうところでございます。

○大田昌秀君 長官にお伺いしますけれども、ただいま御説明のとおり、政府・与党内では積極的に推進されたり、あるいは議員立法で国会に提案されるなどしてきたわけですが、これまで防衛省に移行しなかった最大の理由は何だと認識されておられますか。

○国務大臣(久間章生君) 一つには、こういうものについては、自民党単独で出すよりも他の党と一緒に出した方がいいという、そういうようなことを考えてきて、当時は同調してもらえなかった点もありました。公明党さんともまた意見が、まだ時期尚早じゃないかとかいろんな意見が合わなかったときもございました。そして、保守新党さんが出したときもいかなものかなというところでしたけれども、私なんかは個人的には支持しておりましたので、そのときは自民党の総務会の了承を得て、賛同者として名前が三十人必要でございましたので、その三十人の中に名前を連ねさせてもらったこともございます。そういうような背景がありましたので、そのときのそういう、まだ通る状況でなかったという点も一つあったと思えます。だから政府は出さなかつたわけでありまして、それで、今日に至りますと、やっぱこれは政府として閣法で出すべきだという意見が強くなりまして、今度は与党としてはまとまりましたけれども、議員立法ではなくて政府の方から閣法とし

て出すことになり、前国会に出したわけでありま

す。

○大田昌秀君 防衛庁にお伺いします。
若干これは具体的な議論をしたいわけなんです

が、太平洋戦争における日本軍の損害といえますが、死傷者の数と、それから一般市民の死傷者の数は、正確にどれくらいになるんでしょうか。

○政府参考人(大古和雄君) 防衛庁として公式にお答えする立場にないというのは御理解いただ

○大田昌秀君 いや、明文化されていますか。

○理事(山本一太君) どなたがお答えになりますか。

○理事(山本一太君) じゃ、速記を起こしてくだ

ざいます。民間人死者数については、恐縮でござ

○大田昌秀君 防衛庁は国民の生命、財産を守る

○大田昌秀君 先ほど太平洋戦争の犠牲者の数を

○政府参考人(大古和雄君) いろいろ言われている

○政府参考人(大古和雄君) 終戦時の軍人、それ

○大田昌秀君 つまり、防衛庁は一度もそういう

○大田昌秀君 つまり、国の安全保障問題につい

○政府参考人(大古和雄君) 防衛庁としては防研

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

○大田昌秀君 じゃ、別の質問に変えさせていただきます。

私は沖縄戦の体験を自ら持っておりまして、あ

の島の中で戦争が始まったときに、勝ち戦なら知

らず、国民保護法を幾ら整備したところで実際に

は全く機能しない、小さな島国では。前回も申

上げたと思いますが、例えば沖縄の場合ですと、

国民保護法制度はその地方自治体の首長に協

力を求めるという趣旨のことがありまして、

も、協力したくても、負け戦の場合の沖縄の場合

は、現実に県知事も逃げちゃったし、県庁の最高

の役人たちが逃げちゃったし、それから学校の校

長たちも逃げちゃったし、ひどいことになる連隊

区司令部の司令官まで逃げちゃったんですね。こ

れが事態だったわけですね。

ですから、そういう具体的な事例を考える場合

に、もうちょっとその安全保障というところを考

る場合には、日本が置かれている現状と、それか

ら現在の二十数万の自衛隊しかないわけですか

ら、先ほどいろいろお話がありましたように、国

際協力なんかに自衛隊が出ていきますね。そう

すると、いざ有事となった場合に、その二十数万

の自衛隊で果たして国を守るかという問題が当

然出てくるわけなんです。そうすると、今、いや

日米と組んでいるからアメリカの核を頼りにする

んだというお話もあると思いますが、私が懸念す

るのは、そういう実情下で、今、国会の中でも、

徴兵も憲法に違反しないという声も出ているわけ

ですね、現実。

長官は、現憲法下で徴兵令を施行できるとお考

えますか。

○国務大臣(久間章生君) 負け戦になってしまっ

た場合はそれはもう大変なことになるわけですか

ら、そうじゃなくて、日本もいざ防衛出動という

ことで、一朝攻められたときに、最低限自衛隊で

ディフェンスしなきゃならないわけでありまして

しかし、それだけで十分かと言われると、十分で

ないかもしれないということで日米安保条約を結

んでやっていくわけですから、全く日本が軍隊も

何も持たずに日米安保条約についてみたってそれ

のことはやるけれども十分でないかもしれないと

いうところに、あれですね、アメリカとの安保条

約があるわけですね。

やっぱり、最初に何も空白状態で、いきなり占

領されてしまったからそれを奪還しようとする

いかに難しいかという、そこがありますから、

やっぱり自衛隊として、まあ二十六万少ないじや

ないかとおっしゃるかもしれませんが、私は、私

はそれで最小限の防衛はやっぱりできると、そし

てそれをカバーするのがアメリカの日米安保条約

に基づく支援だと、そういうふうになっているわ

けですね。あるいは、一緒にやって最初の初動、

初期の段階からやっていく、そういうことも言

えるんじゃないかと思っております。私は、そ

ういう点では何もいらないよりはそういう形で機

能した方が非常にいいという、そういうような考

方で自分自身も納得しているわけでありませ

す。

○大田昌秀君 長官のお言葉で少し安心しまし

た。相当懸念されておりますので、是非そうして

いただきたいと思っております。

それからいまだ一点、先ほどの、この小さな島国

に五十二か所か三か所の原子力発電施設があるわ

けですが、そのような実態、そのような実情下で

安全保障を確保するにはどういうことが必要だと

お考えですか。

○国務大臣(久間章生君) やっぱりこれから先、

いきなり外からの攻撃というよりも、まず不穏な

状態になってまいりますと、テロ組織その他に

よってのさまざまな工作その他もあるかもしれ

ませんから、そういう重要施設の警備については

これから先力を入れていかなければならないん

じゃないかなと思っております。

○大田昌秀君 今ミサイル防衛のお話が活発に行われているわけですが、ミサイルを装備することによって日本国内のその原子力発電所の防衛は可能だと思いませんか。

○国務大臣(久間章生君) ミサイルの相手の精度にもよるわけですが、今のミサイルの精度といってもピンポイントで当たるほどの精度はないわけでありまして、むしろその効果を上げようと思えば、もっと違った攻撃の仕方をするかもしれないし、またあるいは今言われたような攻撃もあるかもしれません。いずれにしても、そういうことに對してこちらとしては十分に対処できるようにミサイルの防衛システムの整備を図っていった配備したいと思つて今努力しているところであります。

○大田昌秀君 前回、本委員会で時間がなくて伺うことができなかったんですが、私は、長官は大変防衛問題と住民のその協力関係とかいうのを非常に大事にする方だとこれまで思つておりましたし、それでお伺いするんですが、前回長官が、嘉手納にPAC3を配備されたことに對して沖縄県民はそれを喜ぶべきだという趣旨の発言をなさつて、沖縄では随分反発を買つたわけですね。私は、どうして長官の口から、いろいろ理解のある長官の口からこういう発言が出るかというのはちよつと首をかしげたんですが。

なぜかと申しますと、これまで沖縄は、戦争の体験があるものですから、自ら、その自分の安全と平和を守るためにアメリカの軍隊を置いてほしいとか、自衛隊を沖縄に派遣してほしいということとは一度も要請してないわけですよ。そこへ軍隊が入り込んできたわけなんです。そして、軍隊が入つてくるということは、基地を抱えるということ、いざという場合にそのターゲットにされるというおそれがあるわけですから、どうしてもその基地を造らしてはいけないということで、現実に普天間の代替施設とされる辺野古の海岸で、九十歳前後のおじいさん、おばあちゃんたちが座り込みを続けているわけなんです。

そういう状況の中で、例えば、沖縄の人たちが一日も早く基地を削減し撤去してほしいということとを要請しているのに對して、アメリカの軍事委員会のマクヘイルという議員が自分も賛成だということと言われた。ただし、自分の考え方は皆さんとは違つて、自分はアメリカの国益を考えて沖縄に基地を置かない方がいいと思つていて、沖縄のことを言われた。それはどうしてかという、沖縄の基地にはアメリカの陸海空、海兵隊の四軍が集中している。そうすると、その四軍の若いアメリカの兵士たちが沖縄にいて、朝鮮半島なんかでもし戦乱が起つた場合には沖縄が真っ先にターゲットになつて、アメリカの若い有能な兵士たちが死んでしまつて、だから早く撤去させたいということと言つていらっしゃるわけなんです。沖縄側から言わせると、やはり基地を造ることがむしろ危険を招くということになるわけなんです。

実際に、廃藩置縣の前に明治政府が沖縄に基地を造つて熊本第六師団を派遣しようとしたときに、沖縄の方は絶対にそれを受け入れられない。基地がない、軍隊を持たない方が安全を確保できるということ、猛烈に反対したわけですが、政府は、どこに基地を置くかということ、政府が決めるべきことであつて、よそからくちばしを入れるべき問題ではないということ、強引に軍隊を置いたわけですね。そもそも、それが戦後の沖縄の米軍の基地を造る場合の土地の収奪につながつたという説があるわけなんです。

そういうこともあつて、軍隊はいない方がいいと。現実に、慶良間諸島なんかでは七百名ほどの住民が集団自決をしたわけなんです。軍隊の全く置かなかつた、あるいは軍隊が来ていたけれどもそれを撤去してもらつた前島というところでは、三百名近い住民が一人も集団自決しないで安全を保つたわけですね。

そういう実例もあるものですから、今の過重に軍隊を置かれるということに對しては反発するわけですが、長官があのような発言をされると、何をお考えだろうかという声が出るのですが、その

辺どうお考えですか。

○国務大臣(久間章生君) 太平洋戦争のあの状況を見ますと、沖縄にも日本の軍隊がいなかったならば、確かに悲劇は少なかったかもしれない。その代わり、日本はもっと早く占領されていて、日本自身がもうもつと早く戦争が終わつていたかもしれない。結果を見ればこれがよかったというのは結構あるんですよ。

それはしかし結果として言えることでありまして、これから先のことを考えますと、やっぱり相手が攻めてくるところは手薄いところを攻めるわけですね。基地が、もし日本の軍隊の基地がなかったとしても沖縄は占領されなかつたかといひますと、私はやっぱりあそこは拠点として真っ先に占領したと思ひます。私がアメリカ軍だつたら、やっぱり硫黄島を占領すると同時に沖縄をやつぱり占領するというのは、戦略上はやっぱりあつちの方から入つてくる、それはあつたらうと思ひます。

ただ、そのときに抵抗する組織がなかつたから悲劇が少なかつたかもしれない、それは先生のとおっしゃるのとおりだと思ひます。しかし、それは過去のことを言つて、こうすればよかった、ああすればよかったというの、なかなかそれは後に言つて言えることではないと思ひます。

私は、そういうことを考えますと、やっぱり、まあ無防備なところに空襲が入つたり強盗が入るのと一緒で、占領しやすい、そういうようなところから攻撃されるわけですから、基地があると逆に後回しになるんじゃないかなと、そういう気がいたします。

だから、そういう点では、ミサイルを撃つても反撃されて墜落するということだつたら、もつと手薄なところをねらうわけでありまして、私は、PAC3があるということに逆にな言へば非常にそこはターゲットにされにくいんだと、そういうふうに思ひます。何発も、百発も二百発も持っているならともかくとして、数少ない、五、六発しかないような状況の中でそこをねらうかという

と、私はそういうことじゃないんじゃないかと。反撃されるようなところよりも、反撃の薄いところ、ミサイルの効果の高いところ、ピンポイントで今は攻められないわけですから、外れてでもたくさんの被害が出るようなところ、そういうのをねらつてくるんじゃないでしょうか。

だから、そういう意味では、PAC3を置いておくことによって大変みんなが安心感を持てるんじゃないかなと思つたから、ああいう言い方をしたわけでありまして。

○大田昌秀君 ちよつとお考えは私などとはもう全く違いますね。

今、沖縄は、何ですか、手薄のところとおつちやつたんだけど、在日米軍の専用施設の七五%が沖縄に集中して、自衛隊も六千人くらいいるんじゃないですか。恐らくどの県よりもその防衛は過重じゃないですか。

○国務大臣(久間章生君) ちよつと言葉足らずかもしれませんが、私の言つたのはそうじゃなくて、ミサイル防衛のシステムがないところに向かつてミサイルは撃たれるだらうと。今、沖縄に、米軍がおるところに、占領政策としてもその国は入つてこないだらうと。あそこを戦場にすることはまず考えられないという意味では、それは逆に手薄じゃないわけですね。今は非常に防衛がされているところですから。

そうじゃなくて、ミサイル防衛については、幾らそこにおつてもミサイルで撃たれたら、手薄だつたらどうしようもないので、そういう点では、PAC3を置くことによってその辺は防衛をされるだらうということと言つたわけでありまして。

○大田昌秀君 時間がないので終わりますけれども、私は、そういう説は戦争体験者として到底納得できません。

それからもう一点、長官がおつちやつたことについて疑問があります。先日の本委員会で、去る沖縄選の知事選挙の前に長官が、もしも革新系の糸数候補が勝つていたら特措法を作ることとも考え

ていたという趣旨の発言をなさいました。特措法というのは、今、辺野古に埋め立てて基地を造るために、知事が持つている埋立ての権限を取り上げて総理大臣が自分で決裁してやれるようになる、埋立てをできるようにするのが特措法なんです。そういうことをおっしゃって、私は、そのときも、長官はいろんなことをよく配慮される方なのはどうしてそういうことをおっしゃるんだらうかと首かしげたわけです。

どうしてかといいますと、今、地方分権推進法というのができて、中央政府の権限というのを可能な限り地方自治体の首長に移そうという、道州制も今議論されており、真つた中で、地方の自治体の長が持つている権限を取り上げて総理大臣の手に移すというやり方というのは、地方分権推進法に真つ向から反すると思われるわけなんです、その辺どうお考えですか。

○国務大臣(久間章生君) とにかく、沖縄から海兵隊が八千人、家族が九千人減るというところは、そしてまた嘉手納以南の土地がかなり返ってくるというのは、戦後五十年間ほとんど動かなかったのがそれだけ動くということはもう千載一遇のチャンスであるから、これは何が何でもやっぱりやり逃げたいという、そういう思いが非常に強うございますから、そのためにはとにかく必要ならばというように、それぐらいの決意でとにかくこの問題と取り組んでいるんですよという、そういうような気持ちこそはかとなく伝えたいわけでありまして、法律となりますと、それは国会で言わば通らなきやできないわけでありまして、私がどんなに思ったとしても、それはみんながそんなことできないよと言われればできないわけでございますので、そういう意味では、そういう思いが非常に強かったと。そういう思いは、今でもしかし非常に、これは絶対千載一遇のチャンスであるというふうに今でも私は思っております。ということを御理解していただきたいと思

○委員長(柏村武昭君) 大田昌秀君、時間が過ぎ

ております。

○大田昌秀君 はい。

施設庁長官、せっかくいらしてありますので、一問だけお願いいたします。

先ほど来問題になっております談合問題ですけれども、その処理についてどういうことをなさっておられるかということ、それから、省に移行した場合、この種の問題が軽減されるとお考えでしょうか。この二点だけ御説明ください。

○委員長(柏村武昭君) 北原防衛施設庁長官、簡潔にお願いします。

○政府参考人(北原巖男君) はい。

私ども、調査報告を六月十五日に取りまとめました。そして、副長官を長とする再発防止検討会、そこで再発防止策を取りまとめました。現在、それに基づきまして着実にこれを実施していると、そういった状況でございます。そしてまた、その再発防止策の中には、防衛施設庁を廃止して、そして防衛省に統合するといった趣旨のことが盛り込まれていくわけでございます。

それで、我々といましては、私どもの防衛施設庁を解体する中で、この組織の透明性、そして公正性を確保して新たな出発を行うと。そうした中で、事案の再発防止に万全を期していきたい、そのように考えているところでございます。なお、一つだけ付言させていただければ、その組織の一つとして、防衛庁長官の直轄である全庁的な独立性の高い監察機構を設けると、そういったことも考えているところでございます。

○大田昌秀君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(柏村武昭君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
(第百六十四回国会提出、衆議院継続審査)

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
防衛庁設置法等の一部を改正する法律
(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
防衛省設置法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 防衛省の設置(第二条)
第二条 防衛省の任務及び所掌事務(第三条・第四条)

第三節 自衛隊(第五条・第六条)
第三章 本省に置かれる職及び機関等

第一節 特別な職(第七条)
第二節 内部部局(第八条・第十二条)

第三節 審議会等(第十三条)
第四節 施設等機関(第十四条・第十八条)

第五節 特別の機関(第十九条・第三十一条)
第六節 職員(第三十二条)

第四章 防衛施設庁
第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置(第三十三条)
第二款 任務及び所掌事務(第三十四条・第三十五条)

第二節 地方支分部局(第三十六条・第三十八条)

第三節 職員(第三十九条)
第五章 職員の職務遂行等(第四十条・第四十二条)

附則
第一条中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所

掌事務等
第一節 防衛省の設置
第二条を次のように改める。

(設置)
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、防衛省を設置する。

2 防衛省の長は、防衛大臣とする。

第三章を削る。

第二章第二節の節名、同節第一款から第五款までの款名、同章第三節の節名、同節第一款から第三款までの款名及び同章第四節の節名を削る。

第四条の見出しを「(任務)」に改め、同条第一項中「防衛庁」を「防衛省」に、「わが国」を「我が国」に改め、同条第二項中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 防衛省の任務及び所掌事務

第五条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条中「防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする」を「防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる」に改め、同条第八号中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改め、同条第二十四号及び第二十五号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三十三号中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条を第四条とする。

第六条を削る。

第七条中「権限等については」を「権限等は」に改め、「自衛隊法」の下に「これに基づく命令を含む。」を加え、同条を第五条とし、同条の前に次の節名を付する。

第三節 自衛隊

第八条を第六条とする。

第九条第一項中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条第二項中「長官の命を受け」を「命を受けて」に、「防衛庁」を「防衛省」に、「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第七条とし、同条の前

に次の章名及び節名を付する。

第三章 本省に置かれる職及び機関等

第一節 特別な職

第十条中「の所掌事務は、次のとおりとする」を「は、次に掲げる事務をつかさどる」に改め、同条第一号中「第五条第一号」を「第四条第一号」に改め、同条第二号中「第五条第二号」を「第四条第二号」に改め、同条第四号中「第五条第五号」を「第四条第五号」に改め、同条第五号中「第五条第六号」を「第四条第六号」に改め、同条第六号中「第五条第九号」を「第四条第九号」に改め、同条第七号中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 内部部局

第十一条から第十三条までを削る。
第十四条第一項及び第三項中「受け」を「受けて」に改め、同条第四項中「内閣府設置法第六十三条第三項」を「国家行政組織法第二十一条第三項」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(官房長及び局長)

第九条 官房に、官房長を置く。

2 官房長及び局長は、防衛参事官をもつて充てる。

第十五条第一項中「長官」を「防衛大臣」に、「第二十八条」を「第十九条第一項」に改め、「規定する」の下に「統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の」を加え、同条を第十一条とする。

第十六条中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一節並びに節名及び一条を加える。

第三節 審議会等

(設置)
第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

名 称	法 律
自衛隊員倫理審査会	自衛隊員倫理法(平成十一年法律第三十号)
防衛施設中央審議会	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)
捕虜資格認定等審査会	武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第十七号)
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号)

第四節 施設等機関

(設置)
第十四条 本省に、次の施設等機関を置く。

防衛医科大学
防衛医科大学校

第十六条の二から第十六条の五までを削る。
第十七条第一項を削り、同条第二項中「を教育訓練する機関とする」を「の教育訓練をつかさどる」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を同条

第二項とし、同条第四項中「長官が第二項」を「防衛大臣が第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「内閣府令」を「防衛省令」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第十五条とする。

第十八条第一項を削り、同条第二項中「を教育訓練する機関とする」を「の教育訓練をつかさどる」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「については、内閣府令」を「は、防衛省令」に、「当該基準」を「当該設置基準」に改め、同項を同条第六項とし、同条を第十六条とする。

第十九条を第十七条とする。
第二十条中「第十七条第二項」を「第十五条第一項」に、「第十八条第二項」を「第十六条第一項」に、「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の節名及び一条を加える。

第五節 特別の機関
(設置)
第十九条 本省に、次の特別の機関を置く。

統合幕僚監部
陸上幕僚監部
海上幕僚監部
航空幕僚監部
統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関
情報本部
技術研究本部
装備本部
2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、外国軍用品審判所とする。

第二十一条第一項を削り、同条第二項中「幕僚監部」を「統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部以下「幕僚監部」という。」に、「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条を第二十条とする。

第二十二條第三項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三條中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第七号及び第八号中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四條中「それぞれ次の」を「それぞれ次に掲げる」に改め、同条第七号及び第八号中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十五條中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第二十四條とする。

第二十六條を第二十五條とする。

第二十七條第一項中「を遂行する」を「の遂行」に改め、同条第二項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同条を第二十六條とし、同条の次に次の一条を加える。

(部隊等)

第二十七條 部隊等の組織及び編成又は所掌事務は、自衛隊法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第二十八條を削る。

第二十九條第一項を削り、同条第二項中「第五条第一号」を「第四条第一号」に、「行う機関とする」をつかさどる」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「内閣府令」を「防衛省令」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第二十八條とする。

第三十條第一項を削り、同条第二項中「行う機関とする」をつかさどる」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「内閣府令」を「防衛省令」に改め、同項を同条第四項とし、同

条第六項を同条第五項とし、同条を第二十九
条とする。

第三十一条第一項を削り、同条第二項中「次
の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「前条
第二項を」前条第一項に改め、同項第二号中
「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を同条第一項
とし、同項の次に次の一項を加える。

2 防衛大臣は、装備本部の所掌事務の一部を
分掌させるため、所要の地に、装備本部の地
方機関を置くことができる。

第三十一条第四項を次のように改める。
4 装備本部の位置並びに地方機関の名称、位
置、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定
める。

第三十一条を第三十条とし、第三十二条を削
る。

第三十二条の第二項を削り、同条第二項を
同条とし、同条を第三十一条とする。

第三十三条中「本庁」を「本省」に改め、同条を
第三十二条とし、同条の前に次の節名を付す
る。

第六節 職員

第三十四条から第四十条までを削る。

第四十一条の見出しを「任務」に改め、同条
第一項中「第五條第十二号」を「第四條第十二号」
に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に
改め、同条を第三十四条とし、同条の前に次の
章名、節名及び一款並びに款名を加える。

第四章 防衛施設庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第三十三条 国家行政組織法第三條第二項の規
定に基づいて、防衛省に、防衛施設庁を置
く。

2 防衛施設庁の長は、防衛施設庁長官とす
る。

第二款 任務及び所掌事務

第四十二條の見出しを「所掌事務」に改め、
同条中「第五條第五号」を「第四條第五号」に、

「第十條第六号」を「第八條第六号」に改め、同条
を第三十五條とする。

第四十三條から第五十一條までを削る。
第五十二條中「防衛施設庁の」を「防衛施設庁
に」に改め、同条に次の五項を加える。

2 防衛施設局は、防衛施設庁の所掌事務を分
掌する。

3 防衛施設局の名称、位置及び管轄区域は、
政令で定める。

4 防衛施設局に、政令で定めるところによ
り、次長を置くことができる。

5 防衛施設局に、政令で定める数の範囲内に
おいて、防衛省令で定めるところにより、部
を置くことができる。

6 前二項に定めるもののほか、防衛施設局の
内部組織は、防衛省令で定める。

第五十二條を第三十六條とし、同条の前に次
の節名を付する。

第二節 地方支分部局

第五十三條から第五十五條までを削る。

第五十六條第一項中「防衛施設局に、その」を
「防衛施設局の」に改め、「分掌させるため」の下
に、「所要の地に」を加え、同条第二項中「内閣
府令」を「防衛省令」に改め、同条を第三十七條
とする。

第五十七條中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、
「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第三
十八條とする。

第五十八條を第三十九條とし、同条の前に次の
節名を付する。

第三節 職員

第五十九條中「受け」を「受けて」に改め、同条
を第四十條とし、同条の前に次の章名を付す
る。

第五章 職員の職務遂行等

第六十條中「受け」を「受けて」に改め、同条を
第四十一條とする。

第六十一條の見出し中「取扱」を「取扱い」に改
め、同条第一項中「防衛庁」を「防衛省」に改め、

「（以下この条において「審議会等の委員」とい
う。）」を削り、「第五條第二十四號」を「第四條第
二十四號」に改め、「（以下この条において「調停
職員等」という。）」を削り、「服制については」を
「服制は」に改め、「自衛隊法」の下に「（これに基
づく命令を含む。）」を加え、同条第二項を削
り、同条を第四十二條とする。

附則第二項中「防衛庁」を「防衛省」に、「第五
條各号」を「第四條各号」に改める。

附則第三項中「第四十一條」を「第三十四條」
に、「第四十二條」を「第三十五條」に改める。

附則第四項の見出し中「取扱」を「取扱い」に改
め、同項中「第六十一條」を「第四十二條」に、
「同条第一項を」同条に、「第五條第二十四號」
を「第四條第二十四號」に改める。

（自衛隊法の一部改正）
第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五
号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第一項及び第五項、第十條第一
項、第十五條第一項、第十七條第二項、第二十
條第一項、第三十一條第一項、第四十八條の二、
第九十一條第二項、第九十二條第二項、第
九十三條第三項、第九十九條、第一百條の六から
第一百條の九まで、第一百七條第二項並びに第百十
六條の二第一項を除く。）中「防衛庁本庁」を「防
衛省本省」に、「長官」を「防衛大臣」に、「内閣府
令」を「防衛省令」に、「防衛庁の」を「防衛省の」
に改める。

第二条第一項中「防衛庁長官（以下「長官」とい
う。）」、防衛庁副長官及び防衛庁長官政務官並び
に防衛庁を「防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣
政務官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省」に、
「防衛庁本庁」を「防衛省本省」に、「防衛庁設置
法」を「防衛省設置法」に、「第五條第二十四號」
を「第四條第二十四號」に改め、同条第五項中
「この法律の下に」（第九十四條の六第三号を除
く。）を加え、「防衛庁の」を「防衛省の」に、「長
官、防衛庁副長官、防衛庁長官政務官」を「防衛
大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣

秘書官」に改める。

第三条第一項中「わが国」を「我が国」に、「当
る」を「当たる」に改め、同条第二項を同条第三
項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同
項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度
において、かつ、武力による威嚇又は武力の
行使に当たらない範囲において、次に掲げる
活動であつて、別に法律で定めるところによ
り自衛隊が実施することとされるものを行う
ことを任務とする。

一 我が国周辺の地域における我が国の平和
及び安全に重要な影響を与える事態に対応
して行う我が国の平和及び安全の確保に資
する活動

二 国際連合を中心とした国際平和のための
取組への寄与その他の国際協力の推進を通
じて我が国を含む国際社会の平和及び安全
の維持に資する活動

第八条中「内閣総理大臣の指揮監督を受け」を
「この法律の定めるところに従い」に改める。

第十条第一項及び第十五條第一項中「長官直
轄部隊」を「防衛大臣直轄部隊」に改める。

第十七條第二項中「長官の」を「防衛大臣の」
に、「長官直轄部隊」を「防衛大臣直轄部隊」に改
める。

第二十條第一項中「長官直轄部隊」を「防衛大
臣直轄部隊」に改める。

第三十一條第一項中、「長官」を、「防衛大臣」
に改める。

第三十三條中「防衛庁設置法第十七條第二項」
を「防衛省設置法第十五條第一項」に、「第十八
條第二項」を「第十六條第一項」に改める。

第四十八條第一項中「防衛庁設置法第十七條
第二項」を「防衛省設置法第十五條第一項」に、
「第十八條第二項」を「第十六條第一項」に、「第
九十八條の二第一項」を「第九十九條第一項」に
改める。

第四十八條の二第一項中「防衛庁長官」を「防

衛大臣に改め、同条第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十九条第三項中「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十四条」を「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条」に改める。

第六十条第二項及び第三項中「防衛庁以外」を「防衛省以外」に改める。

第六十四条の二中「防衛庁設置法第十八条第三項」を「防衛省設置法第十六条第二項」に、「第九十八条の二」を「第九十九条第一項」に改める。第七十七条の三第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

第八十条第一項及び第二項中「その」を「防衛大臣の」に改める。

第八十四条の次に次の三条を加える。

（機雷等の除去）

第八十四条の二 海上自衛隊は、防衛大臣の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2 前項の輸送は、第百条の五第二項の規定により保有する航空機により行うものとする。ただし、当該輸送に際して使用する空港施設の状態、当該輸送の対象となる邦人の数その他の事情によりこれによることが困難であると認められるときは、次に掲げる航空機又は

船舶により行うことができる。

一 輸送の用に主として供するための航空機（第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。）

二 前項の輸送に適する船舶
三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの（当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。）

（後方地域支援等）

第八十四条の四 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四十五号）の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供を実施することができる。

2 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 防衛省本省の機関又は部隊等による後方地域支援としての役務の提供及び部隊等による後方地域捜索救助活動

二 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律 部隊等による船舶検査活動及びその実施に伴う後方地域支援としての役務の提供

三 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号） 部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送

四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号） 部

隊等による国際平和協力業務及び委託に基づく輸送

第九十一条第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第九十二条第二項中「長官」を「防衛大臣」に、「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第九十三条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第九十四条の六を第九十四条の八とし、第九十四条の五を第九十四条の七とし、第九十四条の四の次に次の二条を加える。

（在外邦人等の輸送の際の権限）

第九十四条の五 第八十四条の三第一項に規定する外国において同項の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入つた当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体保護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に

応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（後方地域支援等の際の権限）

第九十四条の六 第三条第二項に規定する活動に従事する自衛官又はその実施を命ぜられた部隊等の自衛官であつて、次の各号に掲げるものは、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体保護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 第八十四条の四第二項第一号に規定する後方地域支援としての役務の提供又は後方

地域捜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

二 第八十四条の四第二項第二号に規定する船舶検査活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己と共に当該職務に従事する者

三 第八十四条の四第二項第四号に規定する国際平和協力業務に従事する自衛官 自己と共に現場に所在する他の隊員（第二条第五項に規定する隊員をいう。）、国際平和協力隊の隊員（国際連合平和維持活動等に対する協力を関する法律第十条に規定する協力隊の隊員をいう。）又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者

第九十六条第一項第一号中「隊員」を「自衛官等」に、「隊員」を「自衛官等」に、「隊員の職務に關し隊員」を「自衛官等の職務に關し自衛官等」に改める。

第九十六条の二第三項中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

第九十九条を削り、第九十八条の二を第九十九条とする。

第百条の二第一項中「防衛庁設置法第二十七条」を「防衛省設置法第二十六条」に改める。

第百条の六から第百条の九までを削る。

第百条の十第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同項第三号中「第百条の八第一項」を「第八十四条の三第一項」に改め、同条を第百条の六とする。

第百条の十一中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同条を第百条の七とする。

第百三条第二項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

第百五条第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「聞き」を「聴き」に改め、同条第四項から第八項までの規定中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

第百七条第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第百十六条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同条第二項中「基き内閣総理大臣」を「基き防衛大臣」に改める。

第百十六条の二第一項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

附則第一項ただし書を削る。

附則第二項から第十一項までを削る。

附則第十二項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第十三項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第十四項中「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第十五項を附則第五項とする。

附則第十六項中「第五条第二十四号」を「第四条第二十四号」に改め、同項を附則第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第三条第二項に規定する活動として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める物品の提供を実施することができる。

一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号） 協力支援活動としての物品の提供

二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号） 対応措置としての物品の提供

8 防衛大臣は、第三条第二項に規定する活動

として、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、それぞれ、当該法律の定めるところにより、当該各号に定める活動を行わせることができる。

一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法

防衛省本省の機関又は部隊等による協力支援活動としての役務の提供並びに部隊等による搜索救助活動及び被災民救援活動

二 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

部隊等による対応措置としての役務の提供

9 次の各号に掲げる活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができ。

一 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者

二 前項第二号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員、当該職務に従事する内閣府本省の職員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者

附則中第十七項から第二十項までを削り、第二十一項を第十項とし、第二十二項から第二十七項までを削る。

附則第二十八項中「改正前の給与法」を「防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第二条の規定による改正前の附則第二十二項の規定による改正前の保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）」

に、「従前」を「従前」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に、「長官」を「防衛大臣」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第二十九項中「改正後の給与法」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に、「から第二十七条まで」を「第二十六条及び第二十七条」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第三十項から第三十三項までを削る。

附則第三十四項中「改正後の恩給法」を「防衛庁設置法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の附則第三十項の規定による改正後の恩給法（大正十二年法律第四十八号）」に、「従前」を「従前」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第三十五項を附則第十四項とする。

（安全確保会議設置法の一部改正）
第三条 安全確保会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「及び前号の規定により国防に関するを」、周辺事態及び前二号の規定によりこれらの規定に掲げるに改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項
七 内閣総理大臣が必要と認める自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項

第五条第一項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 防衛大臣
第五条第三項中「第七号」を「第九号」に、「同項第六号」を「同項第七号及び第八号」に改める。
第八条第二項中「第七号」を「第九号」に改める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十二條第二項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の身分の引継ぎ）
第二条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の防衛庁又はこれに置かれる部局若しくは機関に相当する防衛省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の職員となるものとする。

（防衛施設中央審議会に関する経過措置）
第三条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員である者は、この法律の施行の日、附則第二十三條の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全確保条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）次項において「駐留軍用地特措法」という。第三十一條第二項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の会長である者は、この法律の施行の日、駐留軍用地特措法第三十一條第六項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の会長として互選されたものとみなす。（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定

により次の各号に掲げる従前の国の機関(以下「旧機関」という。)がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関(以下「新機関」という。)がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 内閣総理大臣(当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣総理大臣の権限とされる場合を除く。)又はその委任を受けた者 防衛大臣又はその委任を受けた者

二 防衛庁長官又は防衛庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

三 防衛庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなければならないこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関の長に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定(従前の防衛庁の所掌事務に係るものに限る。)により発せられた内閣府令(中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)第三百四十四条第一項の規定により内閣府令としての効力を有するものとされた総理府令を含む。)は、この法律の施行後は、新法令の相当規定(防衛省の所掌事務に係るものに限る。)に基づいて発せられた相当の防衛省令と

しての効力を有するものとする。

(自衛隊法の適用に関する経過措置)

第六条 第二条の規定による改正前の自衛隊法第六十二条第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた従前の防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものは、この法律の施行後は、第二条の規定による改正後の自衛隊法第六十二条第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた防衛省本省又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとみなして、同条の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(防衛施設庁についての見直し)

第九条 防衛施設庁は、平成十九年度において、廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

(地方自治法及び経済産業省設置法の一部改正) 第十条 次に掲げる法律の規定中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十六条第五項

二 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)第四条第一項第二十号

(国会法の一部改正)

第十一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。以下同じ。」及び「長官政務官を含む。」

以下同じ。」を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第十二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「及び法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を削り、同項第七号の二中「及び長官政務官」を削り、同項第十六号中「防衛庁の職員(防衛庁設置法)を」防衛省の職員(防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法)に、第六十一条第一項に規定する審議会等の委員及び調停職員等」を「第四十二条の政令で定めるものの委員及び同法第四十二条の政令で定めるもの」に改める。

第二十五条第一項中「その庁の職員として」を削る。

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律及び公職選挙法の一部改正) 第十三条 次に掲げる法律の規定中「(法律で国務

大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。)」及び「長官政務官を含む。」を削る。

一 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号) 第五条第一項

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第八十九条第一項第一号

(地方財政法の一部改正) 第十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

(国家行政組織法の一部改正) 第十五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「及び第五十三条第二項」を削る。

別表第一に次のように加える。

防衛省		防衛施設庁	
別表第二中「海難審判庁」を「海難審判庁」に改める。			
別表第三に次のように加える。			
防衛省		一人	二人

(社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二項

二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第二項第一号

三 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)第二十六条第二項第一号

四 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表

第一第六号イ

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第十七条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

の項を削り、同表に次のように加える。

第十条第一項中の各号を削り、同項第三号ホ中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同号ヘ中「こ

「えん」を「超えん」に改める。
(特別調達資金設置令の一部改正)
第二十一条 特別調達資金設置令(昭和二十六年

政令第二百五号)の一部を次のように改正する。
第二条中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め
る。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する

協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部改正)
第二十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に

関する法律(昭和二十七年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、

「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。
（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並

びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

第二十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位

に關する協定の實施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「内

閣府令」を「防衛省令」に改める。

第四条第一項中「添附」を「添付」に改め、「及び防衛庁長官」を削る。

第一条中「防衛庁」を「防衛省」に改める。

第四条第一項中「防衛庁の」を「防衛省の」に、

防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第十七条第二項」を「第十五条第一項」に、「第十八条第

「項」を「第十六条第一項」に改める。

第五条第二項中「防衛庁の職員の給与等に関

する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第六条の二第二項中「防衛庁長官（以下「長官」という。）」を「防衛大臣」に改め、「内閣総理大

臣の承認を得て、かつ」を削る。

第七条第二項中、「内閣総理大臣の承認を得

第十四条第二項中「防衛庁の職員の給与等に

「法律」に、「内閣府令」を「防衛省令」に、「防衛庁

長官」を「防衛大臣」に改める。

第二十七条第一項中「内閣府令」を「防衛省令」

に、「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、「防衛庁の」を「防衛省の」に、「防衛庁」を「防衛省」に改め

第二十八条の二第二項及び第五項中「防衛庁

の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第三十条中「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十四条」を「国家行政組織法（昭和

二十三年法律第二百一十号)第八条」に改める。
附則第三項中、「従前」を「従前」に改め、同項

ただし書中「但し」を「ただし」に、「基いて」を「基づいて」に、「長官」を「防衛大臣」に、「から

第二十七条まで」を「第二十六条及び第二十七
条」に改める。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

二十八条 この法律の施行前において前条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する

る法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十

号)の規定により支給すべき事由の生じた職

員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及びこれらの災害を受けた職員に対する福祉事業に係る支給については、なお従前の例による。この場合において、同項中「防衛庁長官」とあるのは「防衛大臣」と、「防衛庁」とあるのは「防衛省」とする。

(日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正)

第二十九条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣府令」を「防衛省令」に、「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国立国会図書館支部防衛庁図書館」を「国立国会図書館支部防衛省図書館」に改め、「自衛隊法」の下に「(昭和二十九年法律第六十五号)」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第八条第一項中「第三条第二項第一号、第三号又は第四号」を「第三条第二項第二号又は第三号」に改め、「防衛庁長官」を削る。

附則第十二条の九第一項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

に「関係する法律」に改める。

(国家公務員共済組合の存続等)

第三十二条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(次項において「旧国共済法」という。第三条第二項の規定により同項第一号に掲げる職員をもつて組織された国家公務員共済組合(次項において「防衛庁共済組合」という。))は、この法律の施行の日において、前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(第三条第一項の規定により防衛省に属する職員及びその所管する特定独立行政法人の職員をもつて組織する国家公務員共済組合(次項において「防衛省共済組合」という。))となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 防衛庁共済組合の代表者は、この法律の施行の日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧国共済法第六条及び第十一条の規定により、この法律の施行の日以後に係る防衛省共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第三十三条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第五条第二十五号」を「第四条第二十五号」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

一 道路交通法(昭和三十五年法律第五十五号)第六十二条

二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十八号の二第二項

三 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第十三条第二項

四 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第十六号)第十九条第三項

五 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二十条第四項

六 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四十五号)第五条第一項及び第二項

七 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百二十二号)第十五条第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十八条第七項、第三十八条第四項第二号並びに第四十条第四項第二号

八 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第一百四十一号)第一条の表第七号第二項並びに第九号第二項及び第三項の項及び第九号第一項の項(特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

一 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法(昭和三十三年法律第九十九号)第二条

二 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十三年法律第二百十五号)第二十六条(見出しを含む。)

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十一の項中「又は防衛庁」を「又は防衛省」に、「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)

第三十七条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法の一部改正)

第三十八条 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(研究交流促進法の一部改正)

第三十九条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に、「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第五十九号」を「第四十号」に改める。

第十条第二号中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正)

第四十条 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項並びに第四条第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

別表中「警察庁」を「警察庁」に、「環境省」を「防衛省」に改める。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第四十一条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条中「掲げる防衛庁」を「掲げる防衛省」に、「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を

庁」という。に副長官を削り、同条第二項中「及び副長官(以下「副大臣等」という。を削り、同条第四項中「及び各大臣庁を削り、「副大臣等」を「副大臣」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「副大臣等」を「副大臣」に改める。

第九条中、「各省及び各大臣庁」を「及び各省」に改める。

第十条の見出し中「及び長官政務官」を削り、同条第一項中「各大臣庁に長官政務官を削り、同条第二項中「及び長官政務官(以下「大臣政務官等」という。を削り、同条第三項から第六項までの規定中「大臣政務官等」を「大臣政務官」に改める。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第五十条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

本則中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第二条第二項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改め、同条第三項中「本庁審議官級以上の自衛隊員」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改める。

第七条第一項及び第八条第一項中「本庁審議官級以上の自衛隊員」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改める。

第十条、第十二条の見出し及び第二十四条第一項中「防衛庁本庁」を「防衛省本省」に改める。
(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法の一部改正)

第五十一条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成十一年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

第三条中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第五条第二十五号」を「第四条第二十五号」に改める。

第十一条第二項中「内閣府」を「防衛省」に改め

る。
第十二条中「内閣府及び内閣府令」を「防衛省及び防衛省令」に改める。
(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第五十二条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条第一項中「掲げる防衛庁」を「掲げる防衛省」に、「防衛庁長官(以下「長官」という。を「防衛大臣」に、「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第十七条第二項」を「第十五条第一項」に、「第十八条第二項」を「第十六条第一項」に、「とあるのは「長官」を」とあるのは「防衛大臣」に改め、「第五条第一項中「各省各庁の長等」とあるのは「各庁の長長官及び防衛施設庁長官をいう。以下同じ。と」と及び、同条第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第二項中「各省各庁の長等」とあるのは「各庁の長」とを削り、「職員(長官)を「職員(防衛大臣」に、「防衛庁本庁」を「防衛省本省」に、「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改め、同条第二項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十四条」を「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条」に改め、同条第三項中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同条第四項中「第九十八条の二第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条第五項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 この法律の施行の日が国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日前である場合には、前条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条の改正

規定中「第二十四条」とあるのは、「第二十三条」とする。

(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部改正)

第五十四条 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。
第六条第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同条第二項中「防衛庁本庁」を「防衛省本省」に改める。

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正)

第五十五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項及び第五項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。
第十一条第六項中「又は法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁の副長官」を削る。

(イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部改正)

第五十六条 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第八条第一項中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

第十五条中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第十八条中「内閣総理大臣又はその」を「内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第五十七条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号二中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に、「防衛庁職員給与法」を「防衛省職員給与法」に改める。

(武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正)

第五十八条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第十条第三項を除く。)中「防衛庁長官」及び「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。
第十条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に、「防衛庁本庁」を「防衛省本省」に改める。
第十五条第五項中「防衛庁」を「その所属」に改める。

(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)

第五十九条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第四条第一項を除く。)中「防衛庁」を「防衛省」に、「長官」を「防衛大臣」に改める。
第四条第一項中「防衛庁長官(以下「長官」という。を「防衛大臣」に改める。

第六十条(見出しを含む。)中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第六十条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

本則第六十条第一項を除く。中「長官」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

第六十条第一項中「防衛庁長官(以下「長官」という。)」を「防衛大臣」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

第四十八条中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第十七条第二項」を「第十五条第一項」に改める。

附則第九項第六号

総務大臣

附則第十八項の表附則第十五項の項中「防衛庁の職員」の給与等に関する法律を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十二条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「防衛庁の職員」の給与等に関する法律第二十八条第二項を「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下この条において「防衛省職員給与法」という。第二十八条第一項に改め、「(以下この条において「任期制隊員」という。))」を削り、「任期制隊員」を「前条の規定による改正前の防衛庁の職員」の給与等に関する法律第二十八條第一項に規定する任用期間の定めのある隊員で、「施行日以後」を「防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日以後」に、「前条の規定による改正後の防衛庁の職員」の給与等に関する法律(以下こ

第九十三条中「防衛庁本庁」を「防衛省本省」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項の見出し中「防衛庁」を「防衛省」に改め、同項の表附則第九項第五号の項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改め、同表附則第九項第五号ハ及び第六号、第十四項、第十五項並びに前項の項中「及び第六号」を削り、「並びに」を「及び」に、「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改め、同表附則第九項第六号及び第七号の項に次のように加える。

の条において「新防衛庁給与法」という。を「防衛省職員給与法」に、「新防衛庁給与法第二十八条第二項ただし書」を「防衛省職員給与法第二十八條第二項ただし書」に改める。

内閣総理大臣

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「法」を「(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。))」に、「内閣府令」を「防衛省令」に改め、同条第二項及び第三項中「内閣府令」を「防衛省令」に改める。

附則第十六条中「職員に関する法」を「職員に関する防衛省職員給与法」に改める。

附則第十七条第一項中「第二項の規定による改正後の法(以下「新法」という。))」を「防衛省職員給与法」に、「並びに新法」を「並びに防衛省職員給与法」に改め、同条第二項中「法」を「防衛

省職員給与法」に、「新法」を「防衛省職員給与法」に改める。

附則第十八条第一項中「新法」を「防衛省職員給与法」に改め、同項の表第一項の項中「(防衛庁の職員」の給与等に関する法律を「(防衛省の職員」の給与等に関する法律」に改め、同条第二項中「新法」を「防衛省職員給与法」に改め、同項の表第一項の項中「(防衛庁の職員」の給与等に関する法律」を「(防衛省の職員」の給与等に関する法律」に改める。

附則第十九条中「新法」を「防衛省職員給与法」に改める。

(通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十四条 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七條中「前条の規定による改正後の防衛庁の職員」の給与等に関する法律を「防衛省の職員」の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)に改める。

(防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十五条 防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条(見出しを含む。)中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に改める。

第一条のうち、防衛庁設置法第八條の改正規定中「第八條」を「第六條」に改める。

第二条のうち、自衛隊法第十二條の二の次に一條を加える改正規定のうち第十二條の三第二項に係る部分及び同法第十四條を削り、同法第三章第一節中第十三條を第十四條とし、同條の前に一條を加える改正規定のうち第十三條に係る部分中「長官」を「防衛大臣」に改める。

附則第一条第一号中「防衛庁設置法第八條」を

「防衛省設置法第六條」に改める。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第六十六条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第五條第十三号」を「第四條第十三号」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十七条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第七十七條の前の見出し、同条及び附則第七十八條中「防衛庁の職員」の給与等に関する法律を「防衛省の職員」の給与等に関する法律」に改める。

(ねんきん事業機構法の一部改正)

第六十八条 ねんきん事業機構法(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條のうち、国家公務員共済組合法第三條第二項第三号の改正規定中「第三條第二項第三号」を「第三條第二項第二号」に、「三 厚生労働省」を「二 厚生労働省」に改め、同法第八條第一項の改正規定中「第三号ロ」及び「第三條第二項第二号ロ又は第三号」を「第三條第二項第三号」に改め、「社会保険庁長官」を「それぞれ社会保険庁長官又は」に改める。

附則第十八條第一項中「第三條第二項第三号ロ」を「第三條第二項第二号ロ」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第六十九条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出し中「防衛庁職員」を「防衛省職員」に改め、同条中「防衛庁職員」を「防衛省職

員」に、「掲げる防衛庁」を「掲げる防衛省」に、
「内閣府令」を「防衛省令」に改め、同条の表第三
条第三項第一号の項中「防衛庁の職員の給与等
に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関す
る法律」に改める。

平成十八年十二月二十日印刷

平成十八年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C